

329

153



始



329-153



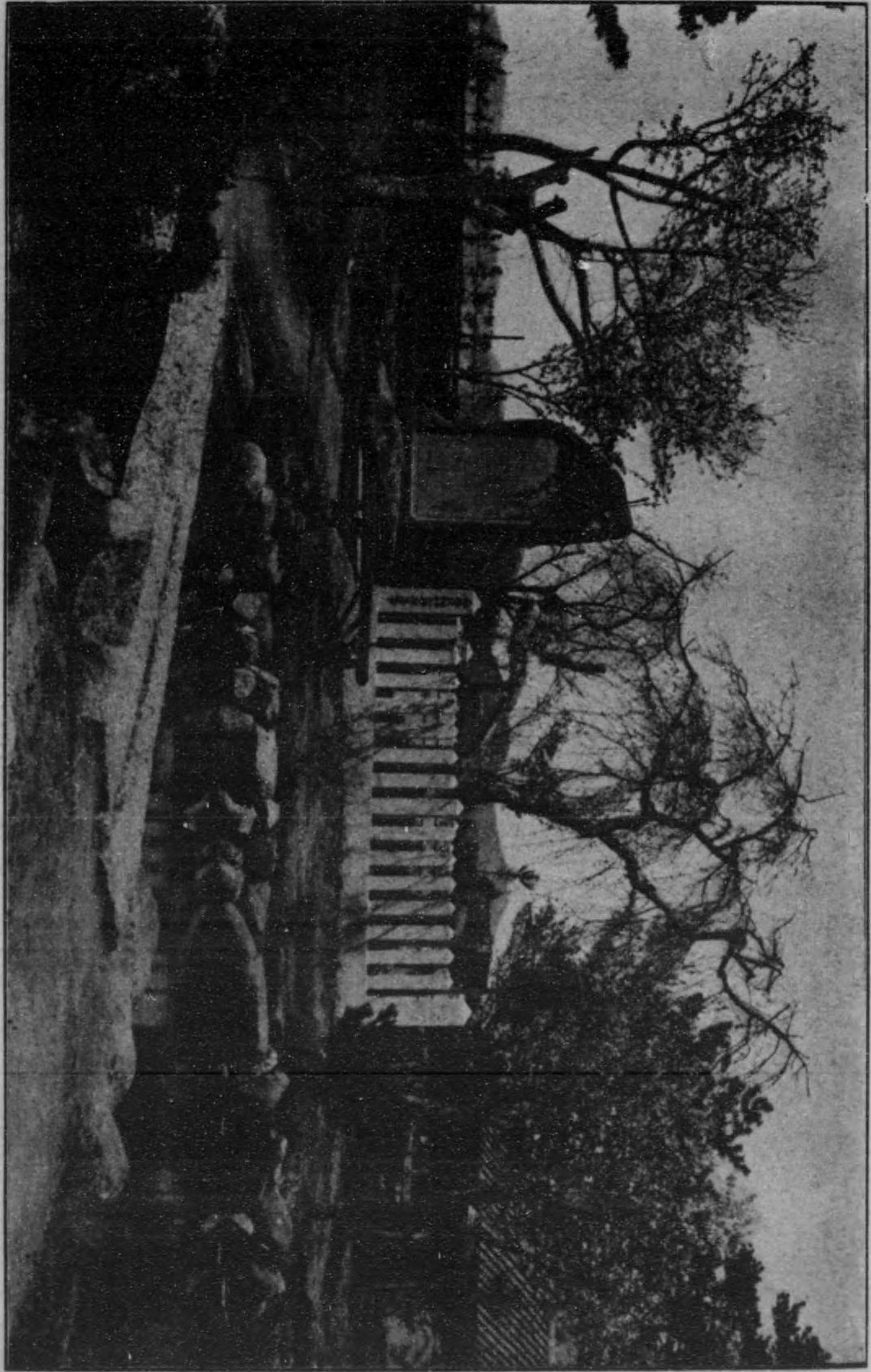
華岳寺藏版
碧瑠璃園著

餘影

興風書院發行

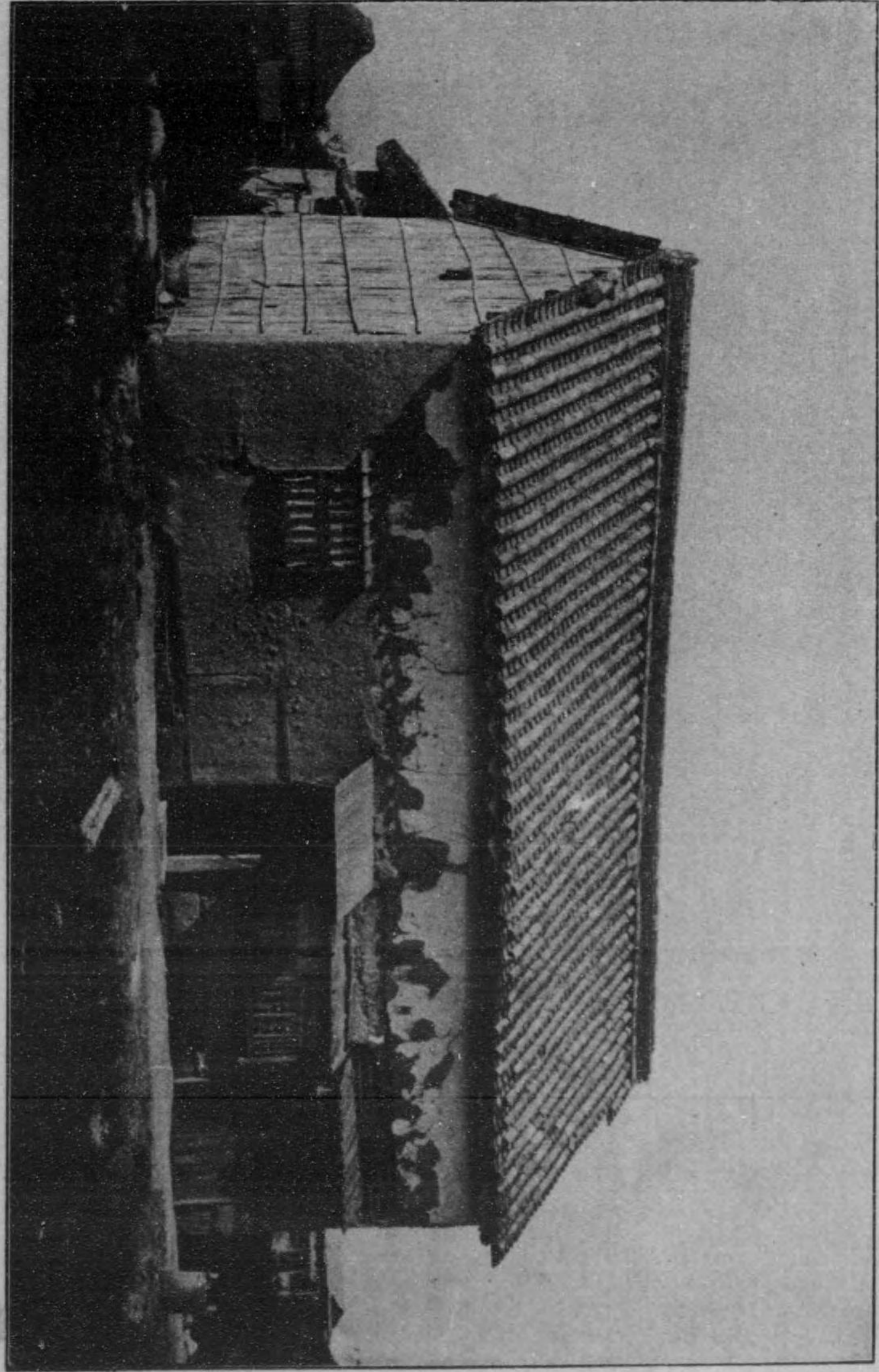
大正
1.11.7
內交





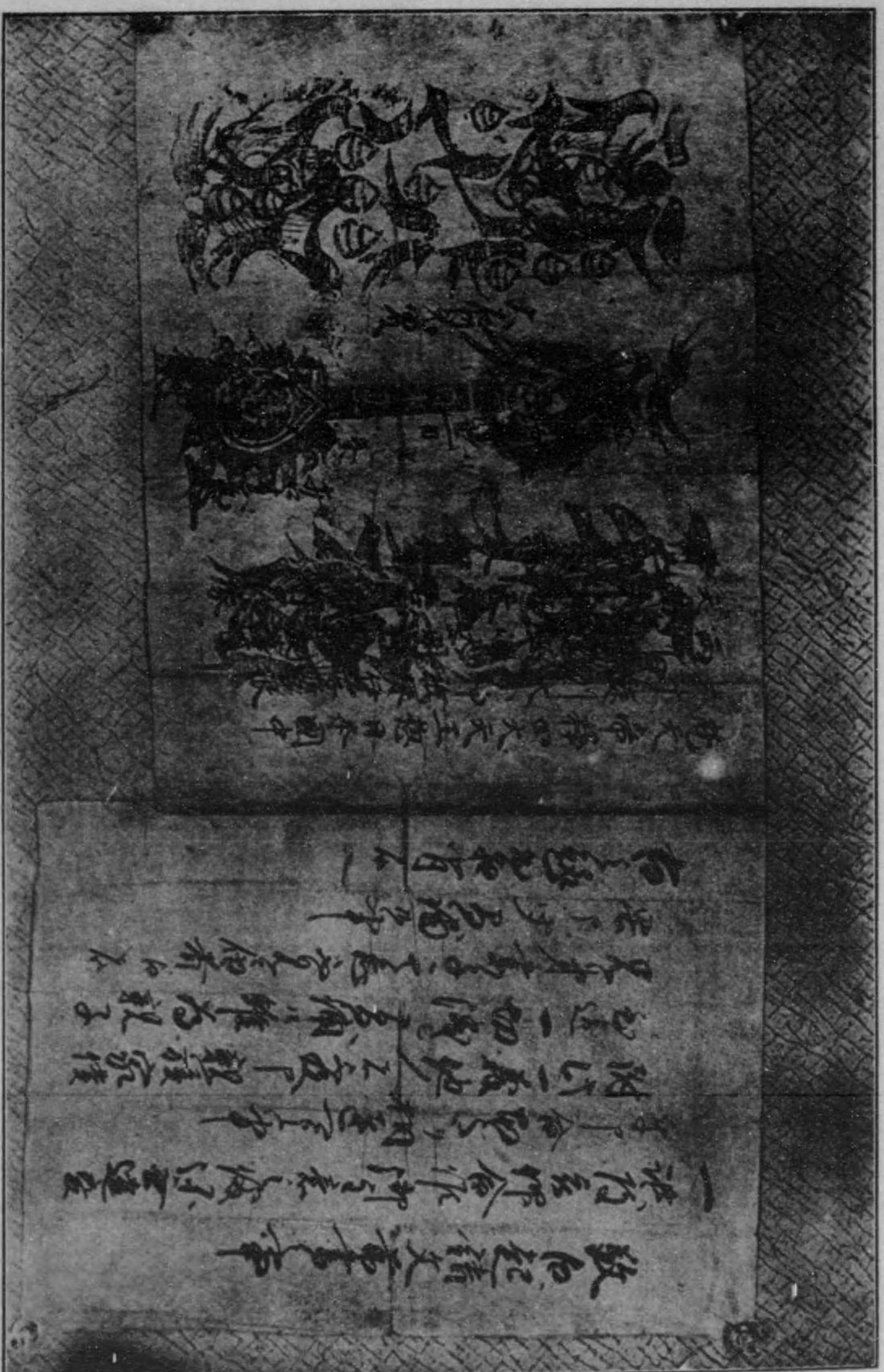
大石良雄木像

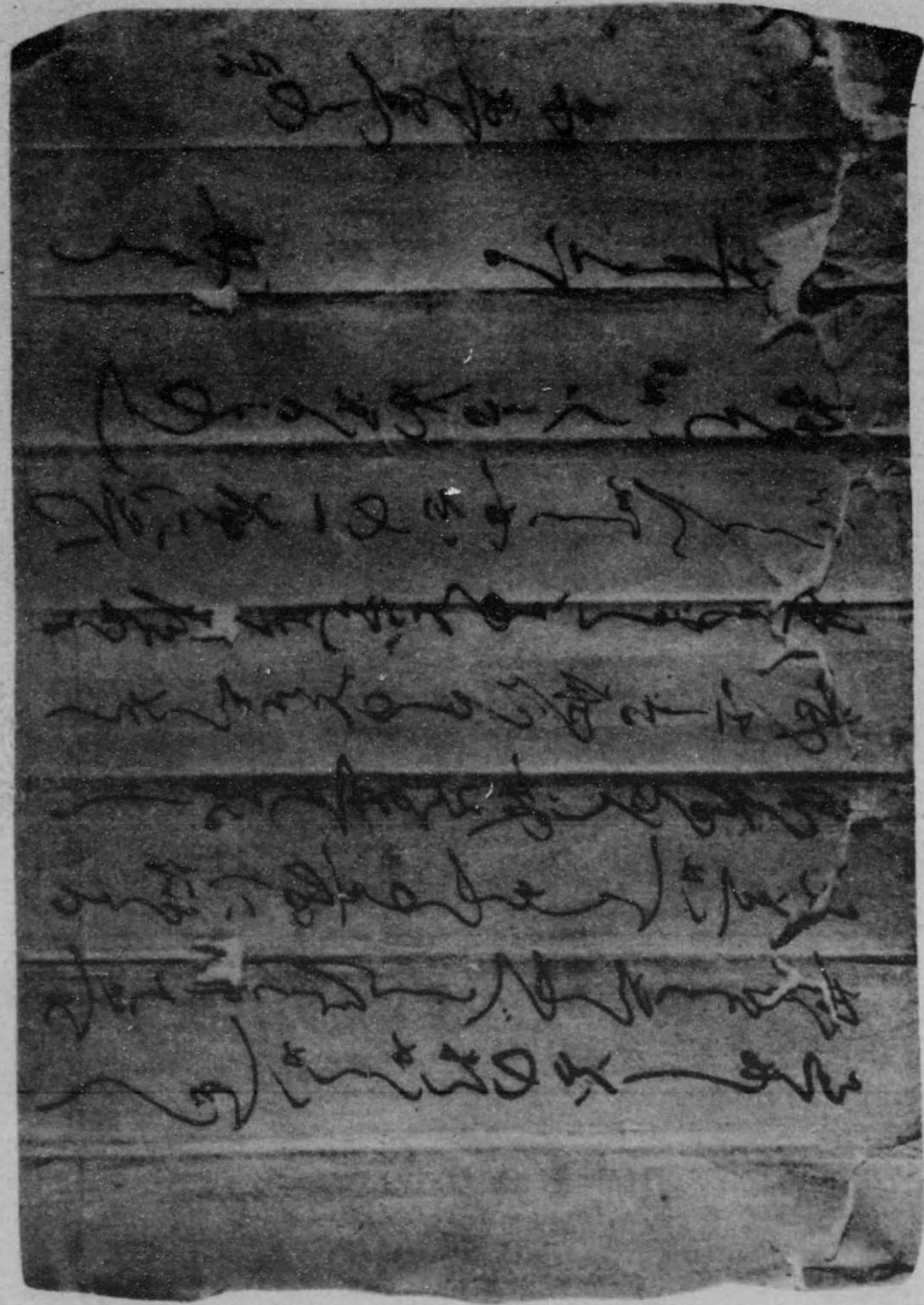
大石家舊領相生村の漁夫百姓良雄の徳を慕ひ
て華岳寺へ寄進せる物



大石舊邸内にある良雄遺愛の櫻井に櫻碑

浅野家時代の建物にて唯一つ残り居
れる厩の一棟



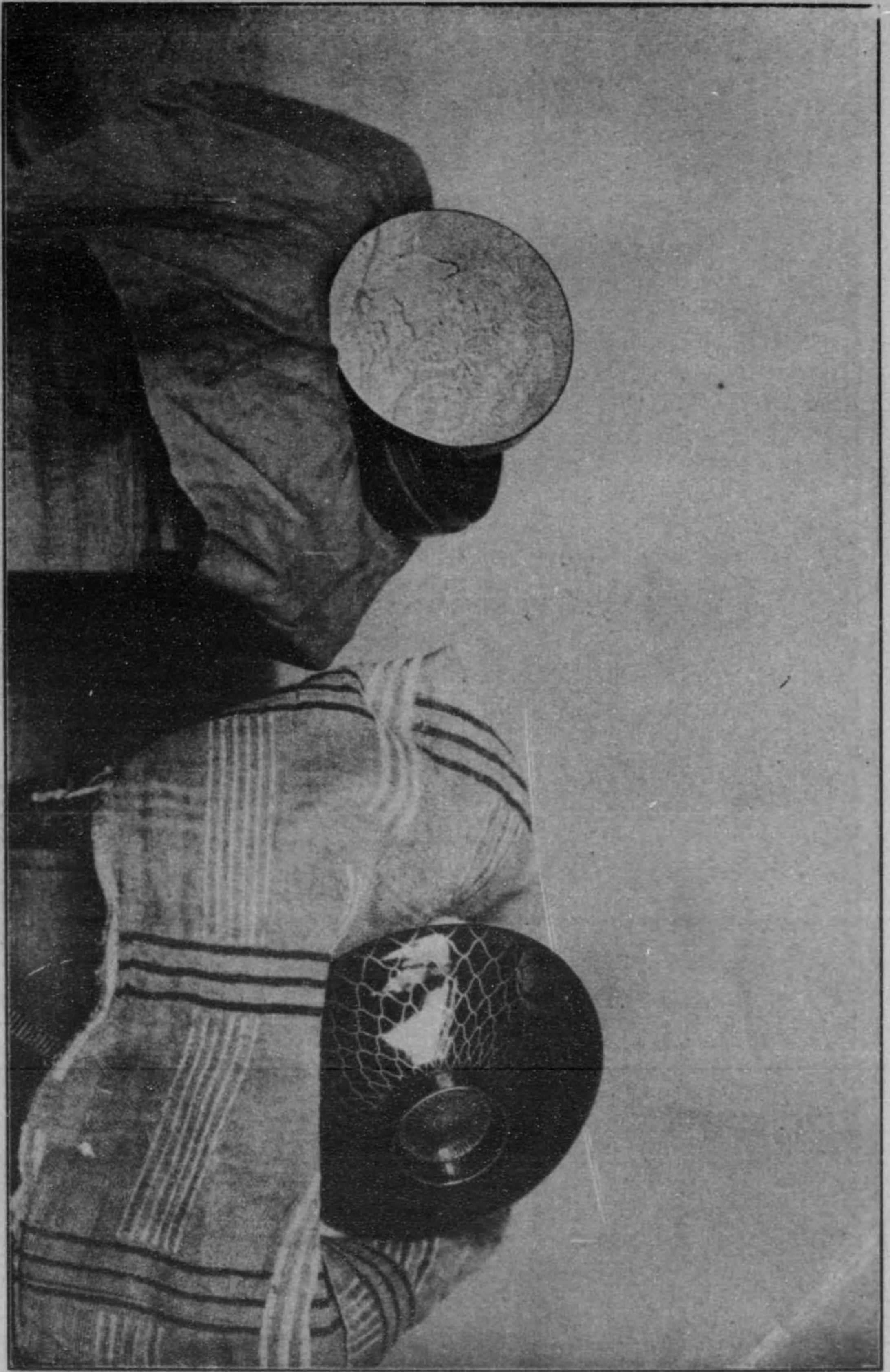


Handwritten Japanese text in cursive (sōsho) style, likely a historical document or letter. The text is written on a rectangular piece of aged, dark paper with some wear and tear, mounted on a light-colored page.

淺野内匠頭切腹の後大石良雄發意に由
つて内匠頭の遺志を継ぎ吉良上野介を
打果すべく誓約せる時同志一同より差
出せし起請文の一

此井口半兵衛は幾程もなく變心脱盟せる者なり

(播州阪越 奥津氏藏)



原惣右衛門母の遺書

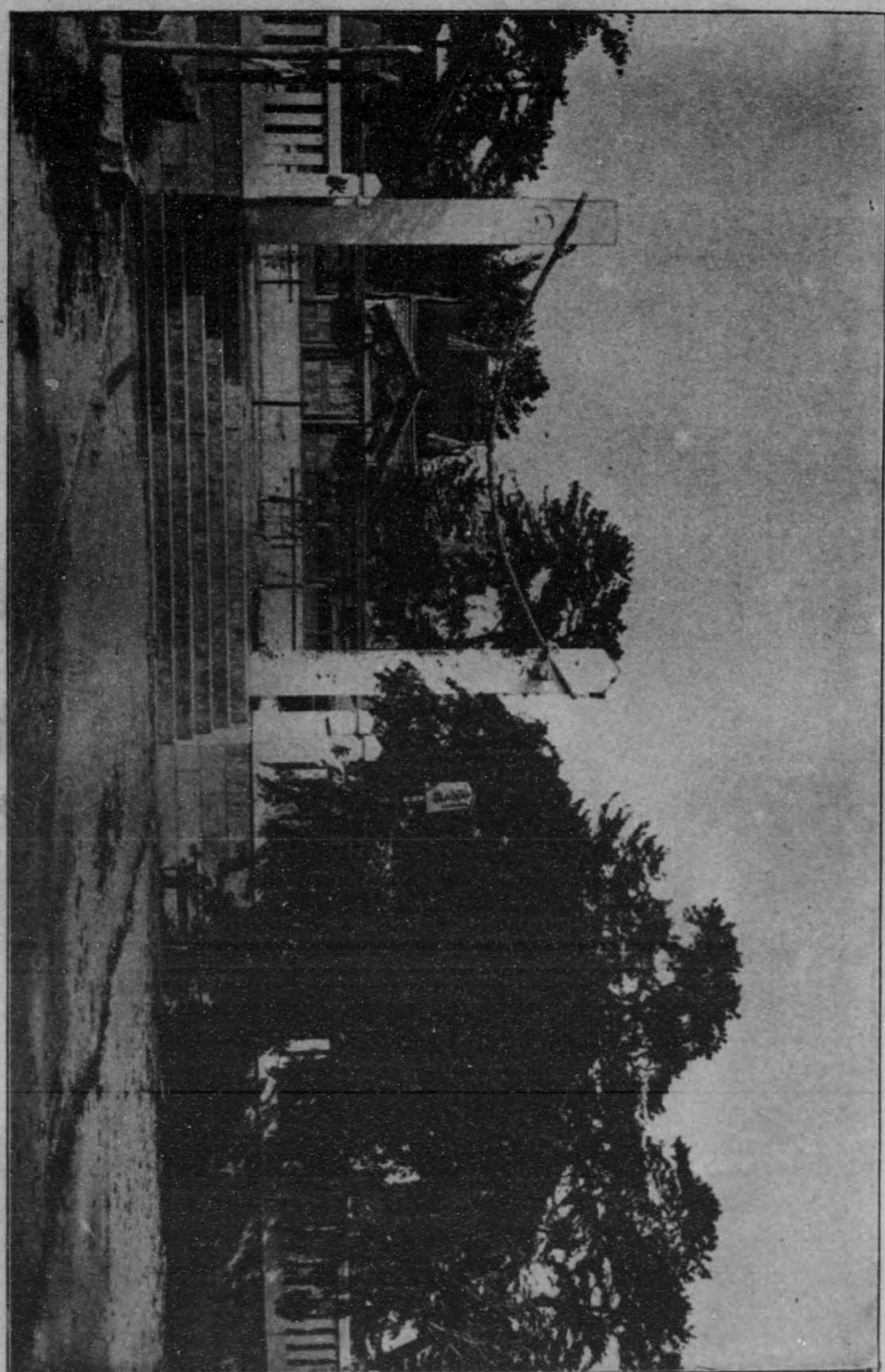
(播州尾崎村中村馬三郎氏藏)

大石良雄が復讐の前日暇乞状に添へて
赤穂の藩醫肥塚碩庵に贈りし紀念の盃

(赤穂 肥塚氏藏)

大石良雄
復讐の前日暇乞状に添へて
赤穂の藩醫肥塚碩庵に贈りし紀念の盃
大石良雄
復讐の前日暇乞状に添へて
赤穂の藩醫肥塚碩庵に贈りし紀念の盃

大石良雄
復讐の前日暇乞状に添へて
赤穂の藩醫肥塚碩庵に贈りし紀念の盃
大石良雄
復讐の前日暇乞状に添へて
赤穂の藩醫肥塚碩庵に贈りし紀念の盃



上
大
高
源
吾
筆
蹟

下
近
藤
勘
六
筆
蹟

新らしく建立されたる

播州赤穂大石舊邸内の

大石神社

前に繁茂せるは吉田忠左衛門遺愛の櫻
なり

義士餘影

大石家系圖

碧瑠璃園

大石家は藤原秀郷から出て居る、一族蒲生右兵衛大夫賢秀入道快幹が、佐々木右京大夫承頼の家老として、江州日野の城を預りながら永祿十一年十月織田信長が足利義昭を奉じて上洛する時、一子鶴千代（後蒲生飛騨守氏郷）と共に轅門に降服したから、大石家も又代々の所領であつた栗太郎大石莊を去らなければならぬ事になつた。

さうして暫く京都に潜んで居たが、大石良信——良信は小山久朝の玄孫に當る、久朝は大石氏中興の祖である、大石氏が何時頃から大石莊に住んで居たか判明せぬが、四面を高山で取り巻いて、一面は琵琶湖に枕む、要害無比の土地である上驍勇戦を知る人ばかりが住んで居たから、

新らしく建立されたる

播州赤穂大石傳邸内の

大石神社

前に繁茂せるは吉田忠左衛門遺愛の櫻なり

義士餘影

碧瑠璃園

大石家系圖

大石家は藤原秀郷から出て居る、一族蒲生右兵衛大夫賢秀入道快幹が、佐々木右京大夫承禎の家老として、江州日野の城を預りながら永祿十一年十月織田信長が足利義昭を奉じて上洛する時、一子鶴千代（後蒲生飛騨守氏郷）と共に轅門に降服したから、大石家も又代々の所領であつた粟太郡大石莊を去らなければならぬ事になつた。

さうして暫く京都に潜んで居たが、大石良信——良信は小山久朝の玄孫に當る、久朝は大石氏中興の祖である、大石氏が何時頃から大石莊に住んで居たか判明せぬが、四面を高山で取り巻いて、一面は琵琶湖に枕ひ、要害無比の土地である上驍勇義を知る人ばかりが住んで居たから、

長い亂世の間に兵を被る事もなかつた、後足利將軍に屬して、應仁の亂に悉く戰歿したが、その一族に小山大膳太夫といふ者があつて足利持氏に事へて居た、持氏亡びて後、結城氏朝がその遺子春王安王を奉じ、下總結城の城に楯籠つた時、譽れある戰死を遂げた、久朝は辛うじて死を免れて、遠く京都へ上つたのを、大石莊の村人が聞き知つて迎へ取り、大石家を嗣がせたのであつたが、豊臣秀次に召し出されたに由て、大石家は再び武門に時めく人となつた、然しそれも眞の束の間で、秀次自滅の後は、故郷大石莊に閑居し、悠々風月を樂んで居た、その間に生み落したのが、良雄の曾祖父良勝であつた。

良勝(内藏助)は天正十五年の生れで、母は進藤筑後守長明の女である、幼き時男山八幡宮宮本坊の弟子となつたが、武士に爲りたき望み堪へ難く、十五歳の時江戸に赴き遂に還俗して十八歳淺野長重公(赤穂淺野家の祖)に事へ、元和元年大阪夏陣に従ひ、天王寺の攻口に向ひ毛利豊前守と戰つて拔群の功を樹てたから、長重公の御意に入つて寵愛淺からず、やがて家老の上席を承り知行千五百石(一に千三百石)を領して、子孫その職を襲ぐに至つた、淺野公常陸國笠間より赤穂へ國替へとなつた時從ひ參らせ、慶安三年八月二十二日歿した、年六十四、花岳

寺(その時は正福寺)に葬る、法名を法微院殿雪團龐關居士といふ、その子内藏助良欽は元和五年の生れにて、延寶五年正月二十六日歿す、年六十、法名を清嚴院殿龍山宗雲居士といふ、妻は鳥居彦左衛門の四男鳥居左近忠勝(水戸の家來)の女、この間に生れたが權内良昭、やがて良雄の父である、權内は岡山池田公の家老池田出羽由成の女(その時十八)を嫁つて妻とした、良雄の生れたはその翌年である、されど家督を相續するに至らず、延寶元年九月七日三十四歳にて歿し(法名本務院殿英岳玄雄居士)たから、良雄は同じき五年祖父良欽の後を繼いで家督人となつた、良欽は子福者で權内の他に三人の男兒があつた、二男良速は藝州廣島の淺野家に事へて小山孫六と呼び、三男良師は同家中小山喜右衛門良秀の養子となつて、小山源五左衛門と云ひ、四男良治は讃洲高松の藩士大石良次の養子となつて彌兵衛と呼んだ。

世に良雄を備前の産といふものあれど、内藏助良欽の實子である事云ふまでも無く、良雄は一人の妹と、二人の弟とを持ち、妹は寛文三年六月四歳で死亡したが弟專貞は幼きより山城八幡宮大西坊に入つて出家し、次の弟良房は通稱を喜内と呼び、元祿五年十二月十九歳で歿して居る、二人まで男兒ありながら他家より相續人を養ふことあるべきやうなし、良雄を岡山の

出と云ひ誤るに至つたのは、良雄の生母が岡山の大身から來り居た爲であらう、殊に松樹院（良雄の母の事）の父由成は、良雄を愛すること極めて深く良人に別れて、姑舅の間に苦勞する松樹院の不幸を憐むあまり、孫の顔見たし、伴れ立つて來よく、と云ひ越し後には岡山より赤穂の新濱へ手船を廻し、それにて良雄母子を迎へ取る事にした、岡山へ行つた後は女可愛く孫可憐く三五年も留置いて、學問武藝をも授け、良欽が病死する前、赤穂へ返したを誤り傳へたものだらう、良雄の幼名は多久馬といふ。

縁放の釜

赤穂滅亡の前には城内に種々の不思議があつた、まづ城の東門大手門に蜂合戦のあつた事が義臣傳其他に記してあるが、夫はさした事で無かつたといふ、二の丸門内に僅の事あつたを大袈婆に云ひ傳へた物らしい、又元祿十四年正月には大手門の門松風もなさに折れ、同じ時城内に内匠頭の具足へ鏡餅を供へたが、いつの間にか紛失し、濠の中に毎日一丁づゝ豆腐浮び、それと同時に江戸屋敷用聞の豆腐屋で、誰の所爲とも知れず毎日豆腐が紛失する、一家中退散の

後城の屋根に火燃え立ち、撲ち消さんとするに又燃え出ること數を知らず、領内東有年の北澤辨天祠の側にあつた大石が自然に山下へ轉げ落ち、その響き三里四方に轟いた三日後、江戸から凶變の報知があつた。

大石内藏助は赤穂の城代家老として國許に残つて居たが、其魄は内匠頭に從つて江戸に去つた、三月十四日朝早く起き出で、手を洗ひ口を嗽ぎ、身も心も清うして、天のほのくくと明け渡る頃、茶室を淨め、爐を開き、縁の戸を押し開き見るに、泉水の汀に咲き初めた垂枝柳の色めでたし、あれは今日こそ御白書院に於て勅答あるべき御日取、御役目に障りなく芽出度事を終らせたまふやう、尾崎八幡御加護あらせたまへ、今は寅の下刻、御方早や起き出でたまひしか、いつもならば朝の御茶を召させたまふ刻限なるに、今日の御役、その儀にも及ばせたまはじ、これより茶の湯參らせう、百八十里の海山は隔つれど、心は時々通ひあるに、いざ召させ、内藏助が遙に參らす朝の御茶を召させられ。

口の中に云ひながら、日頃愛する四方釜を取り上げて、炭の香深き爐に掛けやうとした時、不思議にも一方の縁ばとりと缺けた、流石の内藏助もこの不祥事にハッと驚き、武士の身にふち

の放れたるほど忌はしきは無し、殊さら遙に御茶進らせうとした釜の縁故もなく缺けたるは常事にてもあるまじ、御方御身の上に御怪我にてもあつたのではないか、御病氣にても起らせたのではないか、兎も角も捨ては置けじと、直にその釜を携へて、華岳寺の惠光和尚を訪ひ、斯く斯くの次第にて今朝この怪しみを見たり、釜は御寺へさし上げる、取り敢ず御武運長久の御祈禱を爲させたまへ、とてその身も又御先代の御墓へ参詣、深く内匠頭殿御無事を祈つて歸つたが、果してその日松の廊下の大變があつた、縁放れの釜は當年義士の誠忠を記念して、今も華岳寺什寶の一つとなつて居る。

大石家の定紋

大石家の定紋は二巴なる事論を俟たず、二巴にも種々あれど大石家は左巴を用ゆ、誰人かの隨筆(曉鐘成の雲錦隨筆と記憶す)に二巴の紋は竹田出雲が「假名手本忠臣蔵」を書き卸せし時、大星由良之助の人形を遣つた吉田文五郎の定紋であつたを誤り傳へたものなる旨書いたより、此の事を眞と思ひ「大石家の定紋は二巴にあらざ、など通がるもわり中には苦しまさ

れに實は丸に二星の紋なるを二巴に誤りたるならんと物識顔に云ふものある、もし人形遣ひが二巴の紋を用ひたのが事實なら、心ありて大石家の定紋を附けたるに相違なからう、赤穂華岳寺に大石良雄所有の火事羽織とその鳥兜とを藏する。總鹿皮にして表は小さき基盤染、裏は大基盤染にて裏にも表にも二巴の定紋を染あり、丸袖の古風な裁縫にて當時の風俗を知る資料となる、又「芳臭二瓦」と號けて同じ華岳寺に二つの瓦を藏する、一箇は大石家舊邸の瓦にて二巴、一箇は大野九郎兵衛舊邸の瓦で抱茗荷である、芝居にても大野九郎兵衛の紋所には困ると見え好い加減に附け置けど、これにて明かに知らる、世には斯る誤傳多し。

高雄山神護寺

大石内藏助最後の手紙に「惠光様、良雪様、神護寺様」と記しあるは人の知る所である。惠光和尚は華岳寺第四世、良雪和尚は正福寺の住職にして惠光の弟子(この人の事後に記す)、然も神護寺の高雄山神護寺を知る人少し。

神護寺は赤穂を距る北の方三里あまり周世村といふにあり、山城高雄山を移してこゝに神護寺

を建てたは建久年中の事であつたが、建武の亂に焼け失せて、廢寺同様になつて居たのを良雄の祖父深く惜み嘆き元祿初年の頃遂に堂宇を再建して、大石家の祈願所とした、境内の石燈籠その他には「大石内藏助建立」の文字彫みあるが今も残る、境内には多くの楓樹、夏は青葉涼しく、秋は葉ごとに錦を織りて、土地幽に境寂びて水聲鳥語宛ら仙界に遊ぶが如し、今は甚く荒れ果て、昔の面影を見ること難けれど、林泉の結構、堂塔の跡に徴して良雄の風懷を偲ぶこと多し、良雄世にありし時は時々こゝに杖を曳きて、住僧と共に茶を煎じ酒を酌み恣に風流を談じたといふ、神護寺山を南に廻ること十町餘、熊見川（今の千種川）を舟にて溯ればそこに月見臺と云ふがある、遠く阪越室の津の海を望み近く鷹追山の翠に對し絶景云はん方もなく可し、良雄は一瓢を携へて月の夜とこゝへ登り、山と山との間よりさし登る月景色の極めて良さを賞したとの傳説もある、紅葉と牡丹とは良雄の最も愛したものといふ、神護寺に遊びたる序、月見臺に月を賞したはさもあらう、惠光良雪と併べて神護寺を宛名したので、その寺と住僧とに深き關係のあつた事が知られる。

大石名残の松

(一)

華岳寺の門を入ると廣庭に二幹の老松がある、二本の松で庭を七分までも覆うて居る、枝を撐へる柱の數ばかりが五十五六本もある、此の松を俗に「大石名残の松」といふ、大石良雄と深い因縁があるのである。

大石家は赤穂に本邸があつて、大村（一に相生の浦といふ、赤穂を距ること東南三里半の處にあり）と陸村（今の那波驛）とに下邸を持つて居た、陸村の舊邸は跡方もなくなつて、大石屋敷の名を残すばかりであるが、大村の邸跡は今も歴然と残つて土地の有力者海老名馬三郎氏の住宅となつて居る、本宅もそのまゝ保存されて居たさうであるが、惜しいことには明治三十三年火災に罹つて悉く烏有に歸したから、今は前栽のみが當時の様を語つて居る、築山泉水の結構いかにも古雅で、當時の風が偲ばれる、灣曲した大泉水は隣家の庭まで伸びて、前後左右に楓、松、杜鵑花などが位置よく栽ゑてある、うしろには權現山が茂つて前には相生浦の白帆

が見える、今は大分人家が多くなつて居るが、當時は物淋しい漁村で、網引きの聲や、欸乃やが塀の窓を越えて、前山のひよろ／＼松から夕月でも覗いたら、それこそ好い景色であつたらうと想像される、今は坂越から巡航船があつて、二三時間に來られるが、その頃はそんな便利もない、随分波の荒い處であるから、舟で往復することは爲さぬので、三日にあげず鷹取越えに馬で通つた、良雄は深く此の地の風光を賞するのであつた。

この浦は又た松の名所で、一寸した山に枝振の面白い稚樹が澤山ある、彼はこの浦から多くの稚松を華岳寺の廣庭に移し栽ゑたのであつた。

これも無意味にしたのでは無い、一つは松山の城受取が無事に終んだ歡びを紀念する爲と、一つは元祿四年三月十四日に永眠した實母松樹院鶴山榮龜大姉の菩提を弔ふ爲とであつた、松樹院の菩提を弔ふ爲に、松の稚樹を栽ゑたのは心があつて面白い。

松山の城受取は良雄一代の仕事で、最も重なる物に數へられる、元祿六年十二月備中松山の城主水谷出羽守勝資が卒して後を嗣ぐものが無かつたから、法に由つて領地を沒收せられた、この時内匠頭に城受取の役目を仰せ付けられた、當時内匠頭は江戸在府中であつたので直に富森助右衛門を赤穂へ遣はし、良雄に命じて總ての準備をさせ、翌年二月十九日赤穂を立つて松山へ發向した、良雄は實にその總奉行であつた。

この時の行列は極めて莊嚴を極めたものであつた、赤穂の隣地新濱村の木村某といふ人の日記に詳しく記してある、この人の日記は元祿十三年三月で盡きて居るから、彼の大事變當時には及んで居ないが、それまでの事は随分委曲を盡して居る、左に行列の次第を抄出してお目に掛けやう。

(一)

まづ先立行列から記すと、眞さきに旗奉行月岡次右衛門(騎馬)旗竿七本、旗指二十五人、御旗箱一荷、小頭二人、具足長持四指、合羽籠四荷、押へものが二列になつてこの大將が平野藤右衛門(騎馬)次に足輕三十人、玉藥箱二荷、矢箱一荷、具足長持四指、合羽籠四荷、こゝで又押への者が二列になつて足輕大將が加藤平太夫(騎馬)足輕三十人、この大將が八島惣左衛門(騎馬)足輕二十四人、玉藥箱二荷、矢箱一荷、具足長持三指、合羽籠三荷、次に押への者二列足輕大將進藤源四郎(騎馬)組足輕二十四人、長柄槍奉行高松六兵衛(騎馬)長柄槍二

十五本、小頭二人、具足長持三指、合羽籠三荷、押の者二列、この奉行萩原兵助(騎馬)長柄槍二十五本、小頭二人、押の者二列、横目大塚幸左衛門、土倉宇右衛門、次に貝、次に太鼓、次に役人、組頭伊藤五左衛門(騎馬)それに續いて山中佐介、大石孫四郎、井口忠兵衛、近松勘六、大野瀬兵衛、山上安左衛門、甲斐太左衛門、本村孫右衛門、幸田與三左衛門、成村佐左衛門、近久長右衛門、潮田又之丞、吉澤與一左衛門、竹田治郎右衛門、萩野十右衛門、大岡清九郎、嶺善左衛門、下石平右衛門、牧野市右衛門、早水藤左衛門(何れも騎馬)次に横目安藤善太夫、鈴木庄藏、貝、太鼓、組頭玉蟲七郎左衛門(騎馬)目付馬瀬彌九郎(騎馬)乗替の侍として能勢庄兵衛、瀧十左衛門、井上傳八、萩原文左衛門、佐藤彌介、岡島八十右衛門、豊田傳六、澤井五兵衛外數名、次に御幕箱、次に御幕串、その次に用人佐藤伊左衛門(騎馬)その次が家老大石内藏助(騎馬)乗替馬二頭添ふ。

この次から内匠頭の旗本行列になる、真先が奥野長太夫(騎馬)足輕大將渡邊市之丞、前のやうな次第があつて徒行先供數十名(この中に横川勘平、神崎與五郎、吉田貞右衛門の三義士が加はつて居る)の次に内匠頭が馬上で打たす、この旗本行列の押は良雄と共に家老の職に居た藤

井又左衛門である。

良雄の先立は内匠頭に先つて松山へ着いた、松山の家老鶴見内藏助が應對する、この談判に良雄の技倆が遺憾なく發揮されて、さしもの大役を無事に決了した、それまでは良雄が例の無頼着で、國政の總は大野九郎兵衛一派に任せたり、讀書繪畫にのみ耽つて居たのを嘲弄して居た人々が、多少の注意を拂ふやうになつた。

良雄も此大役が首尾よく終つたのは、日頃信ずる天照皇大神宮の御加護であると云ふので、赤穂の邸内に小さい祠を建て、迦宇の御魂を奉祀した、此社は今も大石の舊邸に残つて、俗に「大石稻荷」と呼ばれて居る、内匠頭も良雄の功勳を記念する爲、蝦蟇仙人の幅(宋代の人の筆)を褒美せられた、此幅は前記海老名氏の家宝となつて、今も大切に保存されて居る。

(三)

良雄が大村から華岳寺の廣庭へ稚松を移し植ゑたのは、元祿七年であるから、赤穂引拂ひまでに足掛八年の星霜を経て居る、足掛八年は松樹の成育に取つて長い年月ではないが、もう十分に根をおろして四方に枝を展べて居た、面白く幹、蒼々葉、晴にも雨にもこの寺内の一景色に

なつて居た。

良雄が赤穂を退去したのは、元禄十四年四月十九日城明渡を終つて後、一箇月餘の間であらうと思はれる、當時良雄は四十三歳、妻のお陸は三十二歳、長男の松之丞(後に主税)は十四歳、長女のお空は十二歳、次男の吉之進は十一歳(後出家して元快と云ひ又祖鍊と改む)で三男の大三郎はまだ生れて居ない、吉之進の次にも女があつたが、これはその年二月十七日十歳で死んで居る、故に良雄が赤穂を引き拂つた時は、松之丞、吉之進、お空の三人を抱へて居た、お空は女の事であるから干からぬが、良雄は松、吉の二兒を伴れて、この日の朝華岳寺を訪れた。華岳寺には華岳殿院(初代長重公)久岳院殿(二代長直公)豊明院殿(三代長友公)等淺野家の墳墓もあり、大石代々の墓もある、殊に惠光和尚とは懇意の間柄、良雪和尚とは心の底まで語り合つた間であるから、墳墓へも詣で、御位牌へもお暇乞ひを爲し、惠光良雪二僧にも面會して、一には淺野家代々の菩提、二には大石家代々の冥福追善の事を頼み聞え、後髪を牽かれながら人々に見送られて玄關を出ると、折から初夏の暑影照つて、本堂の廣庭に自分の栽ゑた松の樹が蒼鬱と繁つて居た、良雄は二人の子供の手を引いて、翠の蔭へ足を進めた。

「この松は此の通りに茂るがお家の運命は早や枯た、私が此を此の庭へ移したのは、お祖母様追善の爲であつたが、又一つにはお家萬歳の御繁昌を祈る心もあつた、けれど聞け、殿様不慮の御災難で御家名断絶の悲しみを見る、今日此の地を引き拂へば、活きて再び當寺の土を踏むことも協はぬ、お家萬歳の榮え、この翠の如くなれと祈つて栽ゑた松の榮えを見ることも能さぬ、松之丞も吉之進も、その心で十分に名残を惜めよ」

低回するに忍びず、幾度もこの松の周圍を廻つた、松本丞も吉之進も切なる父の志を酌んで詞はなく涙を拂ふ。

「御家名は絶ゆるとも、松は幾百千年の榮えを持て、幾百千年も榮え〜てこの寺のわらん限り、淺野家代々の御靈魂を守護し奉れ、大石家代々の後世の冥福を守れ」

良雄は活きた人に云ふ如く云ひ終つて、日の暮れ頃に立ち去つた、此の時良雄の供に立つたのは、年久しく大石家に仕へた、若黨を佐六幸七二人であつた、下郎ながら主の心を推舉して、後にこの時の事を人に語つた「大石名残の松」の評判が高くなつたのは此爲めである。

華岳寺

(一)

義士に最も關係の深い處で今日まで昔の狀態を其のまゝに殘して居るのは、赤穂の高雲山華岳寺である、まづ同寺の緣起から話して見やう。

常州笠間に不墮落山正福寺といふ寺があつた、その住職の秀巖龍田和尚は淺野長重公と親交があつて又深く尊敬されて居た、長重公が笠間から赤穂へ國替になつた時、龍田和尚は江州大津の青龍寺に坐つて居た、そこで長重公は態々青龍寺を訪ねられ、今度これ／＼の始末で赤穂へ移るが、貴僧も一所にお越し下さらぬかと云はれた、和尚も公の知遇に感ずることが深いから、委細承知して早速赤穂へお供をした、それで初めはやはり正福寺で假屋を建て、取敢ず淺野家の菩提所としたが、長重公の三十三回忌に、公の法名華岳院殿から取つて寺號を華岳寺と改め、奥方の法名高雲院殿から取つて山號を高雲山と改めた、同時に龍田和尚は新濱村に退隱して、こゝに不墮落山正福寺を建立した、淺野家からは華岳寺へ三十五石の扶持を付け、長

友公から正福寺へ龍田和尚の隱居料といふ名義で、やはり三十五石を扶持せられた、大石良雄の相談相手となつて始終復仇事業に力を添へた良雪和尚は、やがて此の寺の三世である。

淺野家滅亡の時、良雄は淺野家代々の祭祀を絶やさぬやうにといふので、忠義の諸侍から應分の寄附を募り、金一封を作つて自身華岳寺へ遣て行た、恰どこの時は惠光和尚も在寺ですぐ書院へ通された、良雄は彼の金封を前へさし出し「さて存じ寄らざる大變に由つてお家は斷絶、一家中悉く離散の止むを得ざるに至つた、就ては是までの御扶持も絶え御回向料の進上も無くなり定めてお困りの事とも存ずる、これは些少なれど一家中心ある者の醜金なれば、何卒永代御回向料にお納め下さるやう」と云つた、惠光和尚は一應受け納めて後「お志は受けるが、永代回向と申すことは中々容易ならぬことでござる、由つて兎も角愚僧一代と愚僧弟子の代までは命にかけてお引き受け申すが、その後々は何ともお引き受け致し難ねる」と挨拶した。

良雄はこの挨拶を聞き捨てにして一應宿所へ歸つたが、その日再び出掛けて行つて「まことに恐縮でござるが先刻の金封を彼のまゝお返し下されたい」と云つた、和尚は委細心得て金封を返したが、良雄は翌日一通の目録を持つて来て「金子は永代の物でござらぬ、何卒この物を

お受け下され」とさし出した、和尚開いて見ると左の文言が認めてあつた。

播州赤穂郡加里屋村於華岳寺華嶽院殿久岳院殿、豊明院殿、冷光院殿爲二墓料、濱田三町五段一畝六歩（但加里屋村内）濱田一町三段三畝六歩（鹽屋村の内）濱田二段八畝淺野内匠頭家來中之者共より寄附之畢、全く斷絶無之様に永久可有相續者也、仍如件

元祿十四年巳年四月十四日

大石内藏助

花岳寺

この書類は今も華岳寺に残つて居る、良雄のこの用意がやがて華岳寺の土臺となつたのであつた。
名残の松は今も翠の色深く繁茂して居る、松の側に大阪玉造の歌人長田鶴夫翁（文化頃の人）の建てた松の碑もある、義士の姓名の長へに傳はると共に、此の松も又年々に榮え行くであらう。

前項に記した陸村の大石家下邸は赤穂引拂の際神崎與五郎を陸村に遣はして役人の手へ引き

渡した、此の時同所の有力者岡田源右衛門といふが下邸の庭にあつた松樹三本を申受けて自家の庭に移したのが今も那波村の岡田市太郎氏方に残つて居るさうだ、大石家の下邸はその後代官の邸となつたが後年土人に拂下げられて今は跡方もなくなつて了つた、實に惜いことである。（姫路藩士某投）

(三)

淺野家没落の後赤穂の城は一たん永井伊賀守直敬に下された（元祿十五年）が間もなく信州飯山へ所替となつて、寶永三年森和泉守長直（二萬石）に下された、長直は作州津山十八萬六千石を領知した森美作守長成の嗣子（實は前々代大内記長繼の四男）であつた、長成は參勤の途中輿輿の中で亂心自殺した爲家名は一時斷絶、更にこの長直を二萬石に召し出されたのである。そこで森家からは早造華岳寺を菩提所にしやうとしたが、當時の和尚は容易に承知をせぬ、武士ならば二君に事へぬ處であるが、寺院の事であるから御扶持を頂戴することは能きぬ、然し出家の役目、御佛事だけお勤め申す、と云つたので法會のあることに回向料（多い時は百兩に十五俵、少い時は五兩に十俵ほど）を下され、作事は悉く森家で持つことになつて居た、何處

の菩提所でも住職はまづ用人格、領主は勿論、家老とも同席は協はず、御用の時は次の間で承るが例であるが、華岳寺は無格であるから、住職の轎子は城の玄關へ横附にする、家老でも用人でも乃至は物頭でも平侍でも悉く同席對談したものだ。

こんな様子で維新當時まで遣つて来た、檀家といふもなく至極氣樂な寺であるから、遊歴の文人墨客は多くこゝに足を止めた、近い處では頼山陽、村山半牧、藤本鐵石など何れもこの寺の厄介になつて居た、今の仙珪老僧は鐵石の爲に屢次墨を磨らされたと云つて、得意に鐵石の話をする、老僧が住職をした時は恰ど維新後で、雨は漏る、庭は荒れる、さしもの靈場もあはれや頽破に及ばうとしたが、幸ひに良雄の寄附した四町六段餘の田地があつたのでそれを命に辛くも維持した、當時この田地から上納される年貢は年に麥六十石であつたさうだ。

まことに此の四町六段の田地は、良雄以下節義の士の精神を籠めたものであつた、永代淺野家の回向料にと云ふので大事變の中に遺して置いた記念田一畝歩の増減もなく、義士熱心の仙珪和尚の手に渡つた、和尚はこれを本に華岳寺を昔に返さねばならぬと覺悟した、それで能ざるだけ節儉して、蟻が塔を積むやうに年々年貢の残りを積んだ、それが爲記念田の面積も大きく

なつて、今では八町餘になつて居る、華岳寺の本尊は阿彌陀如来でなく四十七士で、廣い境内に義士の魂が漂つて居るやうに見える、和尚がいかに節儉して今日の華岳寺を作つたかは、この話で一斑が知られる、和尚曰く「今は贅澤になつたが、私が住職した頃は茶と酒が嚴禁、少シラクになつて酒を飲んでも下物は鹽か味噌であつた、それが近頃は酒となると豆腐一挺買つて來いだ」

華岳寺で飯を饗應されると「これは義士田から上つた米でござるぞ」と一々斷る、同寺の本門は、もと赤穂城の廓門（俗に鹽屋門）であつたのを老僧が四兩で買ひ取つて、こゝへ移したものである、赤穂城の建物が只一つ世に残つた、それが華岳寺の門になつて居るのは奇縁淺からずと云ふべきである。

僕 八 助

(一)

大石の家に年久しく奉公した僕に八助といふがあつた、下賤ながら至極實貞で深く良雄の氣に

も入つて居た、良雄が生れた時は、お屋敷の基礎が出来たと云つて、嬉し泣きに泣いたさうで、良雄がまだ多馬で居る頃は「若様々々」と冊いた、良雄が岡山の池田家へ行つて居る間も、讃岐高松の奥村権左衛門方へ軍學の稽古に行つて居た時も、八助は自ら望んで供をした、それで良雄も八助を二なき者に思ひ「爺よ〜」と可愛がつて江戸詰で居た間も、八助を使つて居た、何處へ行くにも八助を伴れて出ぬ事はなかつた。

然し寄る年であるから、彼の大事變に先づ五年ほど前に暇を貰つて、在所の尾崎村へ歸つた、良雄が赤穂を引き拂つて一時尾崎村へ退隱したのも、この八助を頼む處があるからであつた。良雄が尾崎村に幽居して居る間、八助は及ぶ限り眞を盡した、昨日に變るお身の上さぞ御不由であらうといふので、妻のお陸にも子息の松之丞吉之進にも、深い深い同情を寄せた、良雄が癪に思んで居る中は、絶えず病間の縁外に詰め切つて「旦那様の御全快」を尾崎八幡に祈つたといふ事である。

處が良雄は癪も全快して、いよ〜京都へ出發と極つた時、八助はおづ〜と縁外へ匍ひ出して「恐れながらこれが此の世の御暇乞と心得ます、何にても宜しい、お記念のお品を遣はされ

ませ、毎日それを取り出して、切て旦那様の大恩を偲びたうござります」と云つた。

良雄はそれをつく〜聞いて「爺にも甚う世話になつたが、乃公も何日まで此處に居ることはできぬで、近々京都へ出發しやうと思ふ、就て何か記念の品でも遣はしたいが、見る通りの手許でこれと云ふ物もない、些少ながら眞の志ぢや、快う納めてくれ」と云つて金一封を前に置いた、すると八助の顔の色が見る間に變つて「旦那様お情なうござります、爺はお金欲しさに斯様なことを申し上げたのではござりませぬ、永の年月お側に居た爺の心を御存じはござりませぬか、憚りながら斯様なものは要りませぬ、見るも穢はしうござります」と云つてはら〜と落つる熱涙の間から彼の金封を投げ返した、良雄はその氣色の尋常ならぬのを見て、「私が悪かつた、恕せ、それでは好い物を取らするぞ」と云ひながら、そこにゐる杉原奉書を取つてさら〜と認めたのが、自分の畫像である。

この畫像は木板にもなり石摺にもなつて、多く世間に流布されて居る、又泉岳寺にもその他にも模寫したのを傳へて居るが、真正銘良雄の筆は赤松滄洲の贊が同装されて、尾崎村の素封家小川傳次郎氏方に所藏されて居る、これは良雄が八助を供に伴れて吉原見物に行つた時のさ

まを描いたのだといふことである。

(二)

良雄が金封を興へた時、八助は老の眼に涙を浮べ、「三百六十餘人の御家中、誰方様も殿様のお志をお繼ぎなさるお方はござりませぬ、下郎は之を思ふことにこの胸が湧き返ります、下郎も今少し若ければ例へ石に噛り付いても、殿様の御無念を晴らさずには置きませぬ」と男泣きに泣き出した、良雄は八助の意を推量し「何事も云ふな、乃公の心はお前と共に吉原見物をした時と渝りない、いで〜」と云ひ掛けて、彼の畫像を書いて興へた、八助もこれに由つて良雄の志の深きを知り「千萬金の給物にも優つた下され物、長く旦那様と思つてこのお姿を拜します」と、幾度も受け戴いたさうである。

この畫像は八助の娘が木村元厚といふ人に嫁ぐ時持つて行つた、元厚が故あつて森家の家臣柳田士龍に此の畫を贈る時、その妻側に在つて泣く〜此事を物語つたといふ、その事實を士龍から赤松滄洲に語り、滄洲が「大石良雄自畫像記」に記したのであるから確な事實である、滄洲の文中にも「予を以て之を観るに此の圖尋常遊興の狀に非ずして頗る猛烈の意を含めり蓋し大

石氏深志を告げずと雖も暗に其の意を示すが故に其の狀此の如き歟」と書いて居る、柳田家から諸家の手に渡つて今の所有所小川傳次郎氏に入つたのである、良雄の墨跡は澤山あるが最も珍とすべきは此の畫像である。

良雄が始め尾崎村へ轉つた時はすぐにも京都へ上るつもりでもあり、又その事を江戸に在る同志の連中にも約束して置いたが、良雄は單に内匠頭の遺志をついで、吉良義央を刺し殺さう存慮ばかりでなく、假へ細々でも淺野の家名が立てたい望みを持つて居たから、癩の療治に托て一日二日と日を伸ばした、されば亡君百箇日(六月十五日)には是非江戸へ行かうと云つた約束も反古になる、堀郎安兵衛等血氣の若侍からは、吉良家の繪圖面も手に入つた、一日も早く出府されたいと迫つて来る、その事情を見聞きした八助は良雄の内意も知らず、優柔不斷の仕方

を憤つて、金封を突き返したものと察しられる、寺坂吉右衛門が足輕の身分を以て大義の列に加はつたのは、この八助の義氣に觸れられた處が多いとの説もある、此の主あつてこの家來ありといふべきだ、良雄は六月十八日、「世を去りし君が名残の涙こそ、満ちくる潮も我そでの上」の一首を残して尾崎の幽居を去つた、新濱から船出して海路を大阪へ取つたとの説は全く

誤り、陸路を京都へ出たのが事實らしい、日ごとに出仕した赤穂の城も、武運長久を念じた尾崎八幡の森も、これが現世の見納めと、振り返り／＼立ち去つた當時の面影が偲ばれるのである。

良雪和尚

(一)

良雪和尚と良雄との間には随分深い關係があつたらしく、復讐の前日(十二月十三日)良雄から寄せて暇乞状の宛名は前にも記した通り惠光様、良雪様、神護寺様となつて居る、この暇乞状は良雄の真心を籠めたもので、随分長いから全文を掲げる事は能きぬがその中に「良雪様へ去年以來之御物語失念不仕具に存じ出し此の度當然の覺悟に罷成忝き次第に御座候」云々の文字がある、又正福寺の什物になつて居る良雪宛の良雄の手紙を見ても、良雄がいかに深く良雪を信頼して居たか分る、これは復讐事件に關係無いけれど序だから全文を掲げて置く
一筆啓上仕候愈以御堅固御座候旨珍重に奉存候先日也以書狀申入候可相達と

存候先以花岳寺傳法去る頃首尾能相濟候旨永久別而珍重大慶仕候貴僧様御世話故と奉察候兼而茂得御意通花岳寺事不相替随分與御取持御世話に被成可被下候何方に御座候とも御若身に被成萬端頼存候前後之首尾殘所なく相調御働故と珍重奉存候此方相替儀無御座 家内無異儀罷在候 猶追追可得御意候 任幸便如此に御座候恐惶謹言

大石内藏助

八月十四日

良雪様

人々御中

猶々花岳寺事遠方に罷在候得者諸事(以下不明)

良雄が斯くまで信頼して居る良雪和尚は抑も如何なる人であらう。

良雪は惠光和尚の弟子で華岳寺の納所であつた、後には正福寺の住職になつたが、その頃はただ兩方を掛持で華岳寺と正福寺とを彼方此方して居た。

三月十八日に江戸からの注進が到着する、君家の一大事が知れ渡る、一家中の上下貴賤は悉く

城内に集つて善後策を講究する、惠光和尚は世捨人ながら華岳寺は淺野家の菩提所で、三十五石の御扶持も戴いた、そこで一應御弔詞を申し上げる必要があつて、十九日の朝早くお城へ出た、大玄關から取次を以て、お悔みの爲參上の旨を云ひ置き、大石太夫はお在かと聞いたが、折悪しく御出仕がないとあつた、恰ど大石家は歸り途に當るので立ち寄つて、惠光參上の旨を披露すると、何時も平民主義の良雄は「どうか此方へ」と奥へ招じた、和尚は案内に伴れて座敷に通る、此の時供に立つたのが良雪である。

惠光和尚は一應の挨拶を終つた後「此の度は圖らざる大變でさぞ御當惑あらせられませう」と云ふと良雄も重い口調で「意外の變で殆ど當惑致し申す」と答へた、すると次の間に控へて居た良雪和尚がひよつくり顔を擡げて「武士たる者が事に臨んで當惑する事があるか」と云つた。惠光和尚は良雪が飛んだ言を云つたので、もし良雄の立腹を買ひはせぬか、と氣を揉んで早々に暇を告げた、良雄はじつと良雪を見遣つたまゝ、無言、良雪はそのまゝ、惠光に従いて辭し去つた。

(三)

するとその翌日良雄が華岳寺へ參詣に來た、淺野家代々、大石家代々の墳墓へ香華を手向けて後、惠光和尚に對面し「昨日お伴れになつたお供の御出家は何といふお方でござる」と尋ねた、和尚は取敢ず「良雪と申して正福寺に居ります、御用なれば呼びに遣はしませう、緩々お遊び下さるやう」と云つてすぐ正福寺へ使を出した、良雄は和尚の手前で茶などを喫んで、平生の如く談話をする、國家存亡の一大事を目前に控へて居る人とは思はれなかつた。

暫時すると良雪和尚が遣つて來た、疎末な墨染の法衣に鼠木綿の着物を着て居る、謹んで次の間に兩手を支く、良雄は此方へ膝を向けて「昨日は切角のお出でを失禮した、その時のお詞に武士たる者が事に臨んで當惑する法があるか、と仰せられた、まことに御有理と承つたが、意外至極の大變でお恥しいが當惑致し居る、貴僧に良い御工夫でもござるか、有らば御教示が願ひたく、態々參上致してござる」と丁寧に云ひ入れた。

假にも城代家老たる大石殿に對ひて不禮とも何とも云ひやうのない挨拶をした事、今日の御入來は必ずその罪科をお糺しなされる爲だらうと思つて、和尚は人知れず胸を蘇かしたが、思ひも

寄らぬ良雄の詞を聞いて、流石は大石殿、見る影もない小僧の云つた事をお心にお止めなされて禮を厚う態々お尋ねなされた、小事をも疎に聞かせ給はぬ大腹中、感服の外はない、然し良雪、例の氣象、詰らぬ御返答をしなければぬかと内々心配して居ると、良雪は垂頭れて居た頭を擡げて「君辱しめらるれば臣死す、この一語で盡きて居は致しませぬか」と云つた。

良雄は思はず膝を拍て「いかさま喃、斯程の事は常々覺悟を致しながら、事に致んで當惑した不明を恥ぢ申す、迷ひの雲もこれで晴れた、態々お入來下されて、何とも恐縮に存じ申す」と又鄭寧に挨拶して歸邸した、良雄の大覺悟は良雪のこの一言で決したと傳へられる。

それから一家中の總會議となる、城を枕に討死との説も出で、穩かに御舍弟大學様の御相續を願ひ出やうとの説も出で、赤穂の城内は大混亂大騷擾の中に數日を過ぎたが、いざとなると命の惜い連中もあつて、最初の三百六十餘名が三百人となり、二百人となり、大野九郎兵衛が鹽屋門の入江から舟に乗つて逃走してから、一人減り二人減りしていよいよ近々城受取の上使が乗り込むといふ間際になると、僅に六十餘人の決死者が残つたのであつた、然も亡君の遺志を繼いで、吉良上野介の首級を申し受けやうと決するまでには、天下の勢を引き受けて一合戦し

やうとの説も出で、大分賛成者もあつて容易に協議が纏まらなんだ、これには良雄も手を置いたさまであつた。

(三)

この籠城論の盛な時であつた、良雄は大事の相談をしやう主意でもなく、正福寺に良雪和尚を尋ねた、和尚は村人と共に碁を圍んで居た。(良雪の碁盤は今も正福寺の什寶になつて居る、一面に蟲の食たやうな小穴が開いて、一本の脚は無雜作に朴の木で補つて居る、いかにも質素な様に見える)

良雄が座へ通つても、和尚は碁に夢中であつた、良雄から二言三言話しかけたが、良雪はろくろく返答も爲なかつた、大體の者なら立腹して立つ處を良雄は沈着いて坐つて、顔の色さへ變へず勝負の終りを待つて居た。

良雪は始めて良雄に心附いて丁寧挨拶した、奥の間へ請じて自分は次の室へ退つた、ふツくりとした圓い顔はして居るが、此の頃來の心配苦勞が自然に眉の間に見えた。

暫くして良雪から「お城の様子は何の様に決してござる」と尋ねた、良雄は膝を進めて「血氣

にはやる若侍ども、天下の勢を引き受けて籠城しやうなど申し張る、先君お心を籠めさせたお城、むざ／＼お上の手へ引き渡すも無念といふ、その心も不憚、貴僧思召しは何うござる」と良雪の心を占問ふ如に云つた。

すると良雪は容を改めて、籠城討死が武士の道に慥ひあるに極まらば、立派に籠城のお覺悟を爲されませ」と云ふ、良雄は沈と聞いて「さらば貴殿も籠城の外に道無いと思召しかな」

「然し多人數籠城する要はない、先方が奪らうといふを此方は渡すまいといふ、弱い者が負け強い者が勝つに極つた、假にも天下の勢を引き受けて、猫の額見る如き小城に立て籠るのぢや、最後の運命は知れて居る、たゞむざ／＼渡さなんだといふ志さへ透れば可いのぢや、貴殿お一人籠城なさい、一人するも百人するも、籠城する心は同じぢや、遅いか早いか取り上げられる道は同じぢや、忠義の武士を見殺しにするは要らぬこと、貴殿お一人で澤山ぢやござりませぬか」と良雪の返答は斯うであつた。

良雄は良雪の詞に感じて、深く心に覺悟する所あり、そのまゝ城へ歸つたが、幸ひに議が變つて、籠城論は復讐論となり、神文に血を染めて、深く開城することになつた、良雄が此の間の

處分については、良雪に負ふ處が少くなかつた。

斯ういふ理で良雄は良雪を信じて居ること極めて深く、良雪も亦良雄の志を推察して、良雄の助けとなつたことが多かつた、良雄が京都山科に住んで居た時は、態々二度までも尋ねて行つて、諸種の相談に預つて居る、又いよく機會が熟して、同志と共に江戸へ下つてからも、良雪は又良雄の僑居を尋ねて居る、良雪と寺井玄溪とは、良雄の有力な後楯で、その苦辛は義士の節義にもをさ／＼劣らぬ、然も世人はこの二人を餘り知らぬ、良雪は正福寺で死んで墓も同寺の裏戸にある。

大村の幽居

大石良雄の下屋敷が赤穂の東大村(又の名相生)にあつた事は「名残の松」の條に記したが右に付き相生村の青山湛慧師から左の一編を寄せられた、耳新らしい事もあるからお目に掛ける。

相生は「あいおひ」と讀まず「あいあふ」と讀む其の濫觴は人皇八十二代後鳥羽院御宇文治三丙午

年矢野莊那波郷大島の城主海老名右馬治郎盛重今の相生村の地に下屋敷を構へ一村落をなす囊
祖左馬大允親秀は相摸國海老名郷より移住せしものなれば相摸の相の字と大島の大的音をとり
合せて相生をふとよませ村名とした事ゆゑふと云ふ元祿五年備中松山城受取の時拔群の功
があつたから長矩深く満足して相生村の所納を宛行はれ二百石を加増となつた大石氏と相生村
との關係はこれに由る別して海老名家は古くよりの由緒により厚く領主に用ひられ相生村開闢
以來他姓の支配を受けず永代莊官たる家柄であるから時々往來して交りをつなぐ、良雄は此地
の風光を愛する餘り海老名氏の座敷續きに八疊の書院を建添へ自ら庭園をつくつてこゝを別莊
の如くしたので殊さら下屋敷を建てたのではない、これは海老名系圖と口碑とに傳うる處で多
分誤りはないと信じる、内匠頭より拜領した唐畫は良雄から海老名氏へ送つたもので唐の関松
山の筆と傳へられる、良雄幽居の書院が火災に罹つたのは明治二十七年十一月十七日の事馬三
郎に非ず馬右次郎にて、是は子息當主は源三と呼ぶ人である、元祿頃には三百餘戸あつて淺野
家領内には一二を争ふ繁榮の地であつた。

尾崎の幽居

四月下旬赤穂の屋敷を引き拂つてから六月下旬に至る六十餘日を、良雄は赤穂の南東尾崎村に
幽居した、尾崎八幡の社を距る五六十歩、彼の八助の畫像を藏する小川家の地續き、遠潮庵の
崖の下で、今も泉石の幾分と、こゝにも祀つたらしい迦宇の社が「大石稻荷」の名の下に残つ
て居る、眞の二三月の假の住居ながら良雄の風流は、ころ／＼轉じて居る庭石の上に偲ばれる
槐(?)の大木、椿の古木が崖の上下に繁り、春はそれらの樹の間から如來寺の櫻も見える、
百坪あまりの麥畑で三方は見る影もない漁民の家で圍まれる、今は一私人の所有になつて居る
が、古今忠臣の鑑と云はれる義士の遺跡を、芥埃捨場同様にして置くのは忍びぬといふので、
近頃有志者の間に買取の相談もあるさうだ、此の地に遊ぶ人はこの遺跡を訪ねて忠魂を弔ふや
うにせよ、一塊の石くれにも良雄の魂がきつと残る。

原 惣右衛門

(一)

吉田忠左衛門兼亮が良雄の右の腕であつたら、原惣右衛門元辰は左の腕であつた、忠左衛門が腹であつたら惣右衛門は胸であつた、忠左衛門と惣右衛門とは良雄の精神を載せて好い處へ走る雙の輪であつた。

惣右衛門の書として傳へられる物の中には、宗右衛門と書いたものが少くない、大石も内藏助が實際か内藏介が眞箇かよく分らぬ、その時の都合で助とも介とも書いたやうであるから、原惣右衛門も時には宗右衛門と書いたか知れぬといふ事であつた、處が華岳寺の過去帳に由つて調べると、宗右衛門は親で子息の元辰は惣の字を用ひたものと知れた、此れまで惣右衛門の筆蹟として傳へられた物の中には、親の手蹟が交つて居るのが知れた、惣右衛門は極めて濃厚で又極めて篤實な人であつた、いかな大事に臨んでも動く處のない大剛の士であつた、三百石の知行で内匠頭の足輕頭を勤めて居た、元祿十四年三月十四日には、内匠頭のお供で城内の詰所

に居たが、忽ち松の廊下で大騒ぎが持ち上る、淺野内匠頭及傷の噂が傳はる、當の相手たる吉良上野介にはお手厚き待遇を下されて、一方の内匠頭は田村右京大夫へお預けの旨仰せ出された、同時に饗應掛は戸澤能登守へ仰せ付けられた、傳奏屋敷を飾られた淺野家の襖屏風から器具一切は、直に戸澤家の物と取り替へらるゝ事となつた、城内に主待をして居た家臣の面々は、火急の大變に驚いて誰一人途方にくれぬものなかつた、中に惣右衛門一人は沈着き拂つて、主家の器物を引取つた、此の事耳に入ると共に、小舟多くを道三橋の下に集めて、これへ主家の器具一切を積み込み、それと云ふ間に順序よく漕ぎ出して、恙なく鐵砲洲の屋敷へ入れた、その素速さ實に電光石火の如くであつた、兼て深く用心用意するものでなくては、斯う手順よく事を運ぶことはなるまいと云つて、観る者皆なその器量に感服した。

内匠頭は切腹、家屋敷お取上(内匠頭舎弟大學殿の住居であつた木挽町の中邸だけ、其の儘になし置かれる)家中の混雜一通りでなかつたが、惣右衛門は江戸留守居役たる堀部彌兵衛を始め、同苗安兵衛、奥田孫太夫、片岡源五右衛門、磯貝十郎左衛門など、謀つて、善後の方法の大體を談じ置き、その夜江戸を出發して、大石瀬左衛門同道赤穂の城へ駆け附けた、この時は

恰ど城中に大評定の開かれた時であつた、惣右衛門は江戸に於ける一應の事情を内藏助に報告した上、長途の疲れを休む暇さへ無く、直に評議の席に加はつた、一家中は籠城、殉死、開城、お金分配と各人各自の意見を述べて、容易に譲る氣色がなかつた、中にも大野九郎兵衛は内匠頭様格別の御厚恩に由つて、家老の末席に列る身でありながら、絶えず内藏助の説に反對して、武士にあるまじき卑劣な言を云ふ、それには近藤、伊藤等同腹の不忠漢もあつて、評定の場を騒がすばかりでなく、正直一圖の總家中を迷惑させる、惣右衛門は見るに見難ねた、然も彼は絶対に内藏助の味方である、同時に内藏助の崇拜家である、内藏助の命といへば火の底をも探る男であつた。

(二)

赤穂城中に大評定の事情は、項を改めて詳記する筈であるが、一方正義派の頭目は大石内藏助、一方非正義派の頭目は大野九郎兵衛、内藏助に同意者あるが如く九郎兵衛にも多くの同意者があつて、兎角意見が一致せぬ、籠城論から殉死説となりしが、江戸方(片岡、堀部、磯貝高田、奥田等)の反對に由つて、これも亦一頓挫を來した時、内藏助はいつその事、華岳寺御

幕所の前に於て、追腹を切らうと云ひ出した時も、惣右衛門は第一に同意した、惣右衛門の外には奥野將監、河村傳兵衛、進藤源四郎、小光源五右衛門の四人この賛成者であつた)されど何事にも九郎兵衛一派の反對があつて、折角熟しかけた相談も忽ちの中に覆へる、この時惣右衛門は目を瞠して「斯様に毎日相談しても相調はず日を送る事、いかにしても氣の毒、一統の運命を大石殿に任すからは善惡ともに、大石殿のお心任せに致す筈を、大野殿初め番頭物頭御用人中に御不同意のお方あらば勿々御退去なさせられ」と大喝したことが堀部安兵衛の武庸筆記に出て居る。

赤穂離散の後は江戸に於ける堀部彌兵衛、京都伏見に於ける吉田忠左衛門と同じく、大阪方の取締りとして絶えず内藏助の信任を得て居た、赤穂を出發する時、元の屋敷に残つて居た母に向つて、それとなく暇を告げた、親兄弟妻子たりとも、大事を口外するに於ては、忽ち梵天帝釋八百萬の神々の御罰を蒙るべき旨神文が認めてあるから、明白には云はぬが、武士一たび家を出づれば何時歸るかも知れぬ、いかなる大事に遭はうとも、前世からの約束と諦めたまひ、必ず御嘆きあらせたまふな、と心の限り掻き口説き述べ立てた。

母は原より男勝りの氣象である、打明けては云はねど、惣右衛門の心底を深く察し、これが現世の永の別れと思ひながら、涙は見せず「武士の命は義の一字ぢや、義を貫けば假ひ何處に身を果すとも末代名の滅する時はあるまじ、一たび家を出づるからは、大事の戦場に對ふも同じぢや、決して現世に母あると思ふな、母の爲に心を引かれ卑怯未練の行爲せば、後々まで恨み思ふぞ」と返すくも云ひ聞けた。

惣右衛門は見返り勝ちに去つた、さうして大阪京都の間を往來、亡君の御鬱懷を散らす爲にさまざま苦勞する中も、母の事を忘るゝ時なく、國許への便りごとくに眞ある文を寄せて、母の安否を尋ねて居たが、愈機會熟して、江戸へ下る事になつた時、大望成就武運長久の祈りの爲男山八幡へ參詣した。

大阪には有縁の者もあつた、今日は男山へ參詣して、京都山科へ行く旨を告げ、晝の辨當に充てる爲、握り飯を竹皮に包んで持つて出た、八幡の歸り途に空腹を覺えて、只ある路傍の樹の根に腰かけ、彼の辨當を開いた處へ一羽の山鳩が馴々しく遣つて來た、惣右衛門は握り飯の端を缺いて投げ與へる、山鳩は三つ五つ啄んだが、やがてさつと飛び去つて、再び遣つて來た時

は、外に一羽の兒鳩らしいのを伴れて居た。

(三)

惣右衛門は此の様を見て熱い涙をハラ／＼流した、母鳩は自分の投げて遣つた握り飯を單獨で啄み盡すに忍びず、最愛の兒鳩を呼びに行たのである、可憐兒鳩に握り飯の幾粒かを頷つつもりで、わざ／＼伴ひ歸つたのである、鳥でさへも子を思ふ母の心はこれほど深いに、我は人間と生れながら母様を欺いて居る、まことに恐ろしい事である、我が母はいかな大事を打ち開け語つても口外なさせられるお方でない、それを我は死生の大事を秘して居る、神文誓紙の面、親兄弟妻子たりとも口外すまじき約束は結びたれど、鳩にだも劣る不孝の罪を重ねるのは忍びぬ、殊に江戸發足の期も迫り、長ふべくもあるまじき身に、今一度母様御起居を問ひ、且は志のあるほどを明白に告げ奉らば、母様の御歡び深かるべく、兼ては不孝の罪の幾分を補ふことが爲さるであらうと思ひ立つては矢も楯も堪らず、江戸へ出發する十日ほど前、孤劍飄然赤穂へ下つた。

「お母様、惣右衛門でござります、御機嫌伺ひに歸りました」と廣敷から聲掛けた、この時老

母は裏の座敷で衣服の做を縫いで居た。

「惣右衛門か、何として……」と懐しさうに云つたがさのみ嬉しいさまは無かつた。

恰ど霜月の十六日で新濱わたりの鹽釜に白い煙が絶々揚がり、追鷹山から吹きおろす冬の風が物淋しう軒端を動かした。

「お母様へ折入つてお願ひ申し上げねばならぬ事もござります、又折入つてお話し申し上げねばならぬ事もござります」と重ねて云ふと、

「何とあらうも、まづ上りや、御家老様もお異りないか」

「大石様松之丞様皆な御無事でござります」

「何よりも重疊ぢや、此方まだ京都に滞在致し居るの」

「それにつき内々申上げる事ござります、梵天帝釋に誓ひをかけ、親子兄弟たりとも口外致すまじき旨申し交したれど、生死の大事を秘密にして、母様を欺き奉る事罪深く、一伍一什をお物語り申します」と云ふのを冒頭にして此の度義舉の内情を打ち明けた、母親は驚くかと思ひの外顔の色も變へず、

「何時お立ちぢや」

「母様お許しござりますれば、明早朝にも出發致したいと心得ます」

「許すも許さぬも無い、此の前お立ちの時、永の別れを告げあるではないか、云ふだけの事は云ひ、聞くだけの事は聞いて、何も彼も皆な納得致し居るではないか、然し切角歸つたものぢや、現世の別れに一獻涙み、今夜は安々熟睡んで、明日の朝早く出發しや」と終には打解けて疎末な膳部に鹽鯛、昆布、勝栗など取り揃へ冷酒ながら母子快く涙み交して、一穗の寒燈に盡きまじき名残を惜み、惣右衛門は表の座敷に、母親はうらの座敷に打伏したは戌の刻過ぎであつた。

(四)

惣右衛門は翌日のあさ早く起きて、發足の準備に掛つたが、いつも早く起きる母親が起きて來ぬ、襖の外から

「お母様々々」と呼んで見たが返事をせぬ、不思議に胸騒ぎもする、襖の間から、血腥い風が吹いて來る、惣右衛門は不寐の罪を心に詫びて、紙門をさつと開けた。

見るとぼんやり點る殘燈の下に、母は血塗れになつて死んで居た、惣右衛門駆け寄つて「お母様、お心を確にお持ちなされませ、お母様々々」と續けさまに呼んだが母親は氷の如になつて居た、然も枕頭に「惣右衛門どの參る」とした遺書が置いてあつた、慄ふ手に開いて見るとさ

らゝとした文字で
過にし別の折からかへすゝ母有と思ふべからずと申して候へども又立かへり給ふ事孝に似たる不孝なり我れ先達而死し武士は恥ある事をぞ知らせ候是もまた子を愛する道にもあらんかと女心の一筋に思ひ極てかくは成果るもの也。

十一月十六日

母より

是を見た惣右衛門の歎き、譬ふるに物もない。

「お宥しござりませ、惣右衛門心得違ひでござりました、孝養の一たんにもと存じ、却て天地に容れられぬ大不孝の罪を犯してござります、お母様斯様に爲りたまふも畢竟する處、吉良上野介の爲せる業、此の恨み晴らさずには置ませぬ」と己骸に取り縋つて男泣きに泣いて居た、いつまでも斯くてあるべきでは無いので、懇に葬送（寺は赤穂の高光院であつた）追善法要怠

りなく營んで後大阪を経て京都へ出で、内藏助と協議して潮田又之丞中村勘助と共に江戸へ下つた、關西方の意志を齎して江戸へ下向したは惣右衛門一行が初めであつた、坊間に傳はつて居る寫本その他にはこの遺書の日附が六月六日となつて、文句にも多少の相違がある、轉々復寫の間に書き誤つたものと見える、最もこの本書は年久しく中村家に藏せられて居るが近年絶えて取り出した事がなかつた、一昨年赤穂で「義士遺墨展覽會」を開いた時、蟲ばんだ革の状袋に入れたまゝ出品して深く人々の注意を引いたとの事である。（これ本書が中村家に傳來して居るについて面白い話がある、後に記す）

義士の屋敷の中で、今日まで形を存して居るのは、大石内藏助の大石邸で、幾分か修覆は加へられたのであらうが門、庭、母家の一部を其の儘に残して居るのは惣右衛門の家である、當時は醫師田淵淳三氏の宅になつて居る、泉石その他の結構は昔ゆかしい處がある、淳三氏は奥の六疊敷を指し「母親が自害したはこの居間あたりでござりませう」と云つた、今も烈女の魂が壁の上に漂つて居る如く見える。

(五)

當時義盟の士で何ういふ人が大阪に居たかと云ふと、矢頭長助同じく右衛門七教兼、萱野三平重賢で、惣右衛門はこの三人の頭目となつて居た、原より有福な生活ではないので、高津邊で油傘を賣つて、僅にその日を凌いで居た、京都に居た連中は比較的有福で、小野寺十内の様な堅人すら「しげ」と隠名して島原や撞木町で遊んだ程だが、大阪連中は皆貧くして居た、長助病の原因も一はこの貧苦に責められたのだと聞いている、誰しも同情の涙を禁じ得ない、江戸へ出發する前、瓦町の武具屋西村何がしへ鎖帷子十五領を注文したが、いざ支拂となつて錢が足らぬ、由つて據なく秘藏して居た永正祐定の一刀を代りに置いて、漸く勘定尻を合せたといふ事である、最もその時は姓名を變へて居たから、西村でも深く氣に止めて居なかつた「あなたは誰方でござる」と聞くと「私は高津で油傘を賣つて居るものぢや、國許の親類から頼まれて町人には不似合な物を注文致す、金子着次第受取りに參るゆゑ當分の刀をお預り下さい」と云つて歸つた、處が後になつて彼の油傘屋の主こそ江戸の本所で主君内匠頭の遺志を繼ぎ、吉良上野介を討ち取つた赤穂浪士の一人原惣右衛門元辰であつたと聞き、その刀を家隨一の寶として持ち傳へたといふことだ、此の事は中井竹山の文章(永正刀記)に詳しく記してある、

その鎖帷子は討入の夜に用ひたこと云ふまでもない、支拂が足りなくて傳來の名刀を抵當にした心の中が察しられる。

惣右衛門は又頗る能書であつた、淺野長直公の室(丹波長重の女)高光院殿の爲建立せられた赤穂高光寺の什物に、惣右衛門が前後六年間(元祿六年二月二十五日に筆を起し、同じき十一年四月二十三日に終つて居る)を費して謄寫した法華經八卷が寶物になつて居る、卷末に「慈父夏學院道順信士頓證菩提并に、悲母の現世息災安穩壽命長遠後世善所の爲、大乘妙典八卷を筆する者也」と漢文)と記し「右每卷末筆寫の旨趣日月を誌し以て向來に備うる者也、元祿癸酉第一第二之卷を書せしより以來官事ありて筆を擱くこと此に四年」とあるは、彼の備中松山城請取の事で忙しかつた事が知られる、最も惣右衛門は留守番であつたが、「出發に付き御酒下され」の事を通知して居るのを見ても、彼がこの事務に關係して居たことが知れる。

經卷は種々の書體で書いてある、一卷から四卷までは楷書で、五六二卷は行書、七の卷は草書、八の卷は又もとの楷書に復つて居る、能書で無くては能きぬことだ、惣右衛門は先妻が死んで伊東大和守の典醫水野玄格の娘を後妻に迎へ、男子一人を擧げて居る、初め十次郎と云ひ

後に惣八と改めて藝州淺野公に仕へ、知行三百石（一に二百五十石）を食み、御旗奉行を勤めて居たといふ事である。

岡島八十右衛門と其妻子

(一)

原惣右衛門の母の遺書が何うして中村氏方に傳來したかを話さう。

岡島八十右衛門は惣右衛門の弟で、原宗右衛門の二男である、幼き時同家中岡島半兵衛の養子となり、半兵衛の死後この家を継いだのであつた、元の知行は百五十石であつたが、半兵衛家督の時、仔細あつて減知となり、八十右衛門時代には二十石五人扶持を頂戴、札座方を勤めて居た、極めて謹直で又極めて嚴格の人であつた。

妻の名はおそのと云つて、家中でも評判の美人であつた、處が娘の名もおそのとある、母と同じ名を號けたものか、その點が判明せぬが、母の縹緞にあやかるやうにと云つて、同じ名を號けたものかも知れぬ。

八十右衛門が江戸へ出發する時、乃公の身は今日あつて明日無い、まさかの時は何方へでも縁付き、好い良人を持つやうにと諭し、又江戸から寄せた最後の手紙にも總て喜六の指圖に従ふべき旨が記してある、世に傳はらぬ手紙であるから序に掲げる。

一筆申置候 此度之儀御さ、とほうに御くれ候 はんとぞんじ候、乍去立し前よりあらまし申候 通り、かようになり申さでは、さむらいの一ふんたちがたく、第一との様へ、ただ今までの御厚恩すがたき所ゆへにて候、あとの事、き六様（和田）へもくはしく申置候。一ふじ松（長男十歳）五之助（二男七歳）事は江戸へくだり、かねく心易き、吉川源助と申す人に頼み、かの人の子分にやくそく致置候、き六様御さしづ次第に、かの人の方へ御やり可被下候、げんかう院（江戸増上寺寺中源光院）御じよさいなき筈に候、まゝ、悪しくはなり申間敷候、そもじ、おその事は、是亦、き六様御さしづ次第に、大阪へ奉公成共其の日ぐらしに、いか様とも御しのき可被下候其の内よき事も候て、き六様、御さしづも候ていか様とも身を御かたづけ候事、われらへの奉公にて候まゝ、かならずさしづに御もれあるまじく候、いか成多んにて、かゝるあといふまで、くらふかけ申事、くれなくきのとくの

事のみ存候へども此の度の事は、いか様の事にもかへがたき事故存切居参候、此の上はずい分、その事も、われらと存じ御そだて可被下候
 一ふじ松、五之助事もかたぐやくそく申おき候へども、もと他人のこと故に、われ等おり申さぬ事故、たしかにとは存申されず候、しぜんらちあき申さず候は、一人はせひ花岳寺へ頼み候て、ほらずに致され候様可被致候、五之助事は又いか様のものになりともおやり可被下候、此のだんは申すに及ばぬ事、き六様にもくれ、申おき候ま、御じよさいはあるまじく候
 一其元、いま迄の所にはなかく居申事なり難く、あるひは遠く衣類もはらい、いかようのあさましき體と成とも、大阪へ御こし、惣右衛門どのるすと、ひとつにして、くらし候様にと存候、此だんも惣右衛門、をく、きろく様へ申置候ま、御頼み参せ候
 一かきたるもの、封じ置きしものは残らず、喜六様へ御渡し可被下候、手がたなども見分もらい、役にた、ぬまでも、御せつき可被成候、かようになり候ては、すこしもらちあき申まじきと氣の毒に候
 一大阪より、わき差の代、いまだ不参候、惣てたくわへなく、一しは、そもじの苦勢、申盡

しがたく候、ぜんせのやくそくと、思ひきりあるべく候申たき事ばかりにて候へども、いそがわしく、さしあたることのみ申置候、くれ、子どもの事、たのみ入候、かしく
 霜月二十三日
 おかしまやそへもん

おそのどのへ参

は、(出入の者)へも、事づて申よし、御申たのみ入候

これを見てもその生計向の何うであつたか、推量される、おるすは惣右衛門の妻の名、和田喜六は八十右衛門の弟で、甲斐國小出家の家來であつたが、此の時は大阪の藏屋敷詰で諸親類と共に住んで居た。

(二)

おそのは良人の遺言と諸親類の意見とに由つて、八十右衛門切腹後足掛六年の寶永三年、赤穂森家の家來中村善右衛門恒年の許へ嫁した、この恒年の住居が吉田忠左衛門兼亮の屋敷跡であつたのは一奇である。

八十右衛門存生の中であへ、随分山水の住居であつたから、死後は殊さら思ひ遣られる、中村

家へ縁付く時も、これと持参する荷物は無いので、先祖から傳來した槍一筋、それに惣右衛門母の遺言、惣右衛門自筆の書面と、この三箇の品々が疏末に悲しく淋しい興入を彩つた。

おそのは再縁後二子を産んだが、長男は二歳で死亡(赤穂大連寺に墓がある)したので長女のおかんに養子(三郎兵衛常堅と云ふ)を貰ひ家督を相續させた、今の馬三氏まで連綿と續いて居る、おそのは長命で元文二年九月三日六十四歳で往生、法名を修繕院妙徳日意信女といふ、生前百日法華になつた關係で法華宗の高光寺に葬つた、おそのは實に淺野家家人の中で最も早く籠城論を唱へ、後に變心した長澤六右衛門(三百五十石)の娘である。

おそのの方はこれで着いたが、八十右衛門の遺子は、他の義士の子弟と共に遠島に處せられたが、おそのの再縁後三年を経て延寶六年七月十六日御赦免になると程なく長男藤松は八十右衛門の手紙にあつた増上寺の塔中源光院で出家して、鎌倉延命寺の住職となり、享保十九年十二月十六日四十一歳で寂滅して居る、存郭和尚といふは此である、二男五之助は江戸市ヶ谷長昌寺の僧となつて大良仙咏、大和尚と尊まれたが寶曆四年九月一日五十八歳で死んだ。

男兒は二人ながら出家したが娘のおそのは、大分浮世の浪に漂はされた、母のおそのが中村家

へ再縁して後、大石内藏助の後家青林院が藝州に居るのを尋ねて、廣島へ下つたが、青林院も外ならぬ八十右衛門の娘といふので、心の限り世話をした、大石の家名をついで藝州淺野家に抱へられた大石外衛良恭(大三郎の事)も殊の外不憚に思つて、實妹の如く可愛がつたが、青林院の世話で、淺野家の分家淺野豊前の用人堀尾善左衛門(二百石)方へ嫁入つたが、ある事情の爲に女子一人を残して赤穂へ歸つた(おそのの子は淺野本家の家來湯川新之助へ嫁入つた)然しこれと頼る處もないので、母のおそのの世話になり、後に恒年の養女となつて、龍野の家臣田中九郎兵衛に再縁した。

これは八十右衛門に關係のない事であるが、去年の秋に紀州で原惣右衛門の娘の墓(?)を發見したさうである、然し惣右衛門には娘が四人あつた、長女は大阪の町醫師田中貞澤へ嫁し、二女は三浦志摩守の家臣小原助之進へ嫁入り子孫あり、三女は本多中務の典醫川村玄龍に嫁し、四女も同家中緒方兵左衛門の妻となる、何れも子孫繁昌したといふから、西國巡禮などに出かける筈がない、もし紀州で發見した墓が實物であれば、この四人の娘の中彼の土地に幽棲したか、或は良人の領地がその邊にあつたのかも知れぬ、何れにしても研究物である。

赤穂城

(一)

浅野内匠頭切腹、城地召し上げとの沙汰を蒙つた時、原惣右衛門一派の者は「當お城は江戸將軍家からお預り申して居るのでは無い、主君御他界の上は御舍弟大學様お指圖とならば存せず、他様の仰せにては石崖の石一つ、臺所の柱一本、お手渡し致すこと爲りませぬ」と主張したさうである、その心事を推察すると、いかにも不憫さうな、浅野家と赤穂城の關係は斯うである。浅野内匠頭長重公が常州笠間から赤穂へ國替へを仰せ付けられた時、殊の外迷惑して、本家松平安藝守殿を初め一家一門へ相談に及ばれた「國替へは止むを得ぬが赤穂には城がない、笠間の城を出て赤穂の陣屋へ轉ずるは武士の意地堪へ難い、自分普請にて城を築きたく存する、各御同意下されまいか」との事であつた。

然し當時の制、一城を築くのは容易でない、「内匠頭の存念有理には存するが此の節左様な願ひを致すのは、公儀へ對し意地を持つにも當り、何かと障りにも相成らう、今少し見合わせる方宜

しからう」との儀もあつて、容易に埒が開きさうも無かつた、長重公は焦思しくて堪らぬ、譜代の仲間と云ひ、日頃入魂にする水野監物(三州岡崎の城主)へ此の話をして「どうかお執次ぎ下さるまいか」と一生懸命に頼み込んだ。

監物は始終を聞いて「委細長より奉る、然し容易ならぬ儀、まづ御一門御親類衆へ御相談なされては何うでござる」と云つた。

「イヤ如才なく一門中と話し合ひござるが、當分は差し控へ然るべき旨を云ひ立て、一人として同意致し呉れる者なきに由り、據なく貴公お袖に絶り奉る、御迷惑とは存するがお力添へ下されたい、最も手前普請、お上へ御無心は申し上げぬ、此の儀お取り上げこれ無くば深く覺悟を極めあるゆゑ、切にお頼み申し上げる」と餘儀なき體に云ひ入れた。

監物は委細を領承して、内匠頭願ひの趣を、早速月番老中へ申し入れた、處がその日は何の沙汰も無く程經て御用番より監物殿を呼び出され「先日申出でになつた内匠頭新城取立願ひの儀、同役中へ申し談じ、上聞にも達したれど、赤穂の地にはお城御用これなきに付き、とても仰付けらるゝ儀はあるまじ、此段内匠頭殿へ申し達せらるゝやうに」とあつた。

監物殿は篤と聞き「是非もなき儀でござるが、内匠頭に取ては容易ならぬ儀に付き、明晩にも明朝にても當人を同道仕る間上意の趣直々仰せ遣はされたく存じ申す」と云つたが御用番は聞き入れぬ「御尤もにはござるが總じて取次衆を以て申聞けの儀は取次方へ返答申すが作法、當人へ申し通ずるに及ばず、その許より御申達然るべき儀でござる」と云ひ切つた。負けぬ氣の監物、これを聞いて面色さつと變つた。

(二)

「御作法とあれば致し方ござらぬ、只今より内匠頭屋敷へ参り、只今仰せ渡されの次第を語り、城普請の儀きつと思ひ止まるやう申し聞けるでござらう、就いて内匠頭は申すに及ばず、拙者儀も各様へお目に掛るは、これを限りと思し召され、長々御懇命を蒙つたが、これ今生の御暇乞でござらうぞ」と監物はきつと云つて、其の儘に座を立たうとした、すると用番衆は暫時と押し止め「只今の御口上、その意を得ぬ、内匠頭は申すに及ばず、貴殿までもこれを最後の暇乞ひと仰せられた、一言聞き捨てになり難ぬ、篤と委細を仰せられ」と云つた。其處で監物は容を改めた「申すまでもなき儀と存ずるが、お尋ねに由つて言上仕る、是まで

内匠頭罷り在た笠間の城は、先祖淺野彈正長政格別の忠勤を聞き召され、権現様より茶の料にとの上意に由つて下し置かれたを、長政より内匠頭先代へ頼ち與へたものでござる、然るをその子孫たる内匠頭代に至り無城の地へ遣はさる、事、是非なき次第とは申しながら、武士の面目忍び難き儀とござる、切ては手前普請にて一城を取り立てんと願ひ、格別のお慈悲を以て御容し相成らば、此の上もなくお上思召しを歡び申すが、お取り上げなきに於ては、内匠頭儀必定城主たるの器量なきと、世上一般の取沙汰とならば、一分も立ち申さず、然る上は領地をさし上げ、男を止める外これなしと極意を極め、只今のやうに口上致しござる、内匠頭一人に身上を果させ、拙者見物致し在りては、世上の申分も如何、第一は淺野家面々の存ずる手前もあれば、岡崎の城地をさし上げ、内匠頭と手を引き合ひ、高野山へ登る外ないでござる」彼はいかにも覺悟の状であつた、男を止めて高野山へも登らうといふは表面で、内實は淺野家一門、水野家一門、それに關ヶ原合戦以來、幕府將軍家の仕方について、不平不満を抱き居る外様衆を語り、笠間と岡崎とに閉ぢ籠つて、一騒動を引き起さう底意があつたかも知れぬ、當時將軍家は四代家綱公の治世にして、幕府の基礎漸く堅固を加へたりといへど、尙多くの間

隙あるを免れず、もし何れかの一角に不平の爆發することあらば、天下の一大事であるといふので、大體の事は臭い物に蓋をして濟ませるのが例であつた、用番衆は監物の氣色の常ならぬを見て、

「委細承知仕つた、只今の御口上は追て上聞にも達すべきに付き、一まづ内匠頭へ披露の儀見合せ置き給はるやう」と云ひ含めその日は監物を歸したが、二三日過ぎてから月番老中より監物へ奉書が来た、それは明四ツ時淺野内匠頭同道御用部屋へ参らるゝやう、との事であつた、由て二人は定刻に登城して、暫く詰所に待つて居ると、やがてこれへの案内に伴れて、御用部屋へ出て見ると、老中若年寄列座、嚴かに將軍家の旨を傳へた。

(三)

すると老中から「今度内匠頭拜領仰せ付けられた播州赤穂の地に於て、新城取立てたき旨の趣聞し召し届けられたれば、願ひの趣仰せ付けらるゝなれど彼の地さして公儀の御用あるにてもなければ、金子補助、拜借等の事仰せ附けられず、萬事手前普請たるべく、早々取立て然るべき旨思召さるゝ、最も新城普請出来までは、公儀御普請の手傳等の儀は御用捨遊ばさるゝ旨の

仰せ渡されぢや、左様心得宜しからう」との旨を傳へた。

内匠頭の満足は云ふまでも無かつた、有難き旨お受けして引き退る、水野監物も之で肩の荷がおりていそゝと城を出たが、内匠頭は改めて老中屋敷へ禮廻りに行かねばならぬ、用番屋敷の門前まで来ると、監物は立ち止まつた

「老中衆お屋敷へは拙者同道仕らぬ、お望みも協ひ、斯様に芽出度いことござらぬ喃」と云つた、内匠頭も衷心から喜んで「何かとお心入れ、辱く存じ申す、御老中衆お禮濟む上は、追つてお屋敷へも参上、此の度お骨折を謝し奉る存意ござる」と云ふ。

すると監物は手を振つて「いや手前方へお出でには及ばぬ、御老中御禮終まば直に小幡勘兵衛方へお越しなされ、新城繩張の儀、勘兵衛思案に任す外ござらぬ」と氣を付けた。

内匠頭は監物の心を諒とし、老中への御禮を終ると共に、直に小幡勘兵衛を訪ねた、さうして新城の繩張を頼み聞えた、小幡勘兵衛景憲は甲州流兵學の大家で、門人に北條安房守氏長、小早川式部能久、近藤三郎右衛門などの大家がある、内匠頭は禮を厚うして、新城建築の事を頼んだ、勘兵衛は自身多忙の故を以て門人近藤三郎右衛門を推舉し、小幡一流の築城法に山本道鬼の法

を加味し、本城縦五十間、横八十間、二の曲輪の周圍八百五十五間、三の曲輪の周圍百六十三間と定め、直に木組石壁に取りかゝつた。

兎角するほどに、同じ景憲の門人で、山鹿流の祖と呼ばれた山鹿甚五右衛門(素行)が赤穂藩の軍師に聘せられた(承應二年)恰ど近藤三郎右衛門とは同門でもあり、何れも赤穂公の知遇に感じた間だから、新城建築の事についても、多くの相談に與つたのは云ふまでも無からう、

(赤穂では本丸が三郎右衛門の規模、二の曲輪は甚五右衛門の法と信じて居る)

何を云ふにも五萬三千石の身上には過ぎた普請であるから、一朝一夕では成就せぬ、長直、長友の二代を経、長矩の代に至つてまだ天守閣も建てられぬほどであつた(天守閣は森家の代に至つても建てられなかつた、即ち赤穂の城に天守閣は無いのであつた)

赤穂城の建築に、どれほど精力を注がれたかは、その石崖の一つ一つに太い鐵の棒を入れられたのでも知れる、鐵棒が腐蝕して、石と石との間を粘り附けるまで、此の城安穩なれと祈つた甲斐もなく、普請もまだ全く成就しない間に、早く没收せらるゝ事となつた。

(四)

内匠頭切腹、城地没收の通知に接した時赤穂一家中の混雜激昂の狀、殆ど想像に餘りがある、城代家老大石内藏助仕置家老大野九郎兵衛は、直に一家中を城中の大廣間に招集した、總家中三百七十餘名が無念の涙はさしもに廣き城内に滿ち渡る。

「このお城は他々お城と違ひ御代々魂を籠もらせられる、假ひ石崖の石一つもおめく渡すことはなりませぬ」との氣色が人々眉宇の間に現れた、物頭長澤六郎右衛門は三百五十石の上士である、眞さきに口を出して、

「各何と思召すか存せぬが、何處へ參つても又此のまゝ浪人致しても卑怯に城地を明け渡さぬぞ致しては、日本國中にお抱へ下さる大名衆はあるまじく存じ申す、さればとて百姓にはなり難く出家致しても人の存じ寄り如何、商賣はもとより下手、お記念の金子遣ひ切つた上は乞巧致すより外にない、とても死ぬる命ならば、拙者眞さきかけて城の構へを拵へ申さう、まづ千種川十四里の内舟を流し、中村川の橋を外し、大手入口を代へ取り、峠を切り防ぎ、搦手を堅め、峠の横手道を切り、御分配なさるべきお城米を百姓町人へ下されず、それを持つて一戦に及ば、まづ二年は保ち申さう、たとへ天下の勢を敵にすると、三百挺の鐵砲あり、玉薬も

二年はついで、各思召し立たれ候へ」と大音に呼ばはつた。

それを聞いて大高源吾も満面に血をそそぎ、三尺二寸の大刀を引き寄せて、丁々と柄を打ち

「拙者一日に十人づゝ切り申す、刀の刃金つゝかずば弓にても組打ちにても、腕に少々覚えを

さる」と喝破した。

斯うなると神崎與五郎も黙つて居らぬ、ずつと出て、

「六郎左衛門殿仰せ我意を得てござる、將軍家へ對し直々に弓を引くではござらぬ、眼前の敵

吉良上野介殿に一矢報い申し度き所存、人々志次第、鐵砲にても弓にても、乃至は太刀にて

も、一戦に及び力盡きては一家中立ち併んで腹掻き切り、打ち揃うて亡君御側へ參らうではご

ざらぬか」と血眼になつて云つた。

惣右衛門と八十右衛門とは、總てを内藏助の意見に任す主義で居たが、それでも人々の尾につ

きて、

「當お城は將軍家よりお預り申したではない、大學様お差圖のない間、強てもお手渡し申し上

げぬ」と云ふのであつた、赤穂は守るに易くして攻むるに難く、まことに要害の地であつた、

いかに天下の勢を以てするも、幾萬騎が一齊に切り入るべき道はなかつた、強て攻め入らうとするには、陸方面よりするのと、猪池越よりするのと、只二つの途があるのみである、陸からするには鷹取峠の嶮を超えねばならぬ、猪池越よりするには千種川中村川の激流と戦はねばならぬ、この要害の地に必死の兵三百七十人、兵糧彈藥を十分にして立て籠らば、六右衛門の云ふが如く二年の間は保ち得らるゝ、一家中が第一に籠城の議に傾いたは、まことに無理のない事であつた。

(五)

此の時まで内藏助は一言も發しなかつた、人々が長劍を撫して大言壯語する籠城論を黙つて聞いたばかり居た、それは彼の心に「斯くして一時の鬱懷を遣るよりも、外に大切なことがある、公儀に縋つて御舍弟大學様の御家督を懇願し、假ひ細々にても御家名を立て行かねばならぬ」と思ふのと、一つは「一家中の面々、一時の無念を押へ難ねて、今にも火の中へ飛び入るやうに云へど、果して最後までその勇氣覺悟を持続し行くべきか」との事を懸念するからであつた。然も赤穂籠城の取沙汰は、早くも近國他藩に聞こえたので、隣國からは國境へ警固の武士を派

遣して、萬一の變に備へた、即ち備前岡山(池田家)からは家老津田左源太を大將とし、六百餘騎、龜上峠へ出張させる、因州鳥取(池田家)からも家老池田岩見を大將として、三千餘騎を米子まで繰り出す、又讃岐高松藩からは家老大久保主膳が兵船三十餘艘を以て海上を警護する、播州明石藩からも斥候の兵船を家島あたりに差し出し、その状今にも合戦が始まりさうであつた。

斯うなると諸親類一門中も捨て置きかねて、それ〴〵に家臣を派遣した、赤穂家中の動靜を視察する爲である、即ち本藩藝州から内藏助の叔父に當る小山孫六を始めとして、太田七郎右衛門、古田權六郎、有田市之丞、珠島十左衛門、井上團右衛門、丹羽源兵衛、西川文右衛門、外親の筆頭戸田采女正(大垣城主)からは、戸田權左衛門、杉村十太夫、里見孫太夫、戸田源五兵衛、植村七郎右衛門、瑠泉院の實家淺野式部少輔からは徳永又右衛門、内田孫右衛門、淺野甲斐守からは内藤權左衛門、海野金七、内藤伊織からは八木助右衛門、長束十内、上田主水からは野村清右衛門、末田定右衛門、何れも重役物頭が名を慰問に假りて来て、城中の模様を伺つた、當時の赤穂城下は殆ど鼎の湧くが如き騒ぎであつた。

親戚一門からは物見の使者、近藩からは防備の軍兵、殺氣は西播の一角に漲つて、今にも事が起りさうに見えた、そこへ江戸から奥田孫太夫、堀部安兵衛、磯貝十郎左衛門、高田郡兵衛、片岡源吾右衛門の五名が驅せ歸る、續いて前に故あつてお暇となつた家臣井關孫兵衛、岡野治太夫(不破數右衛門の實父)、井關紋左衛門、大岡清九郎、中村彌太之丞の面々が、我々も城を枕に討死仕る、と必死のさまで遣つて來た。

江戸派の五人は兎も角、一たんお暇になつた人々を城へ入れては、公儀へ對し徒黨を組むやうに思はれて宜しくない、お志は有難いが此度の儀はお断り申すといふので、内藏助が退去を命じた、さて段々と日も迫る、籠城殉死の説が勢力を占めては居るもの、多少疑はしい點がないでもない、内藏助は奥野將監と申し合せて、最後の大評定を催した、處が意外にも「お上に對して弓を引くは恐れがある、宜しく速かに城を開くべし」との説が家中の一隅に現れた、云ふまでもなく大野九郎兵衛一派の主張であつた。

(六)

大野九郎兵衛は事務の才が餘りあつて、忠勇義烈の念に缺けて居た、城を枕に討死するが必ず

しも亡君への忠ではない、此の際一まづ城を開いて、公儀の御沙汰に従ひ奉り、然る後徐ろにお家再興を計るとも、晩きことはあるまじといふのであつた、これには一たん籠城討死を口にして居た物頭番頭にも同意者があつて、より／＼密會同志を糾合するとの説も傳はつた、中には伊藤五右衛門（五百石）外村源右衛門（三百五十石）岡村奎之助、玉蟲七郎右衛門、近藤源八の五人は亡君大恩を忘却して、最も深く九郎兵衛に加擔し、組下の下士などが偶忠義を重んじ、お家の爲死を以て盡さうと云ふものあつても、中途で隠蔽して内藏助の耳に入れぬ、それや此やでさしも激しかつた籠城熱が次第々々に冷めて來た。

内藏助は兼てより斯くあらんと期して居た、籠城殉死の外何事も口にしなかつた最初の間、彼はその勢を利用して、大學殿を世に出し、細々にても淺野の家名を繼がせやうと思つたので凶變後間もなき三月二十四日、一片の陳情書を目付役荒木十左衛門（御使番）榊原采女（御書院番）へ差し出す爲、藩士多川九郎左衛門、月岡治右衛門の二人を江戸へ遣はした、その陳情書の要旨は、「内匠頭儀無調法仕り候爲、法式通り仰せ付けられ候段、畏まり奉り候、然れども上野介殿御存命の由承り傳へ候ては、當城離散仕り候とも何方へ顔を向け可申様

も御座なく候、此の段家中一同の存念に御座候に付き、色々教訓仕り候へども、田舎者に御座候へば、不通に承引仕らず候、然しながらもし離散仕候て、安心仕るべき筋も御座候は、格別の儀に御座候、上に對し奉り毫頭恨みがましき所存御座なく候へば、當城に於て餓死仕るべき覺悟に御座候」との旨であつた。

この文中「離散仕候て安心仕るべき筋も御座候は」と云ふは陰に大學の相續を意味し「當城に於て餓死仕るべき覺悟」とあるは、確に籠城殉死の義を主張するのであつた、即ち公儀に於て大學に家督相續仰せ付けられれば、謹んで城を明け渡すべけれど、もしさもなければここに立て籠りて、天下の勢を引き受け花々しく一戦仕らん、との儀を明かにせし一種の果し状であつた。

内藏助は二人がこの一通を携へて赤穂を出發せんとする時、態々一間へ呼び入れて、この書面を直々公儀お役人の手へさし出すは深き意味ある事なり、構へて御親類中へ知らせずからず、忘れても江戸定府の者に告ぐべからず、江戸へ着かば直に荒木榊原御兩家へ參上し、直々この書面をさし上げた後、御親類御一門方々へ挨拶すべし、五萬三千石の小城なれど、人間忠義

の魂は鬼神をも動かす力あり、天下静謐をのみ念と爲させらる、御公儀、或はこれに由りて再御吟味の事なしとも云はれし、大事の使ひぞ、よく爲させられ、と嚙んで含めるやうに云ひ聞けたが、あはれ二人の使が江戸へ着いた時は、荒木神原の兩家已に江戸を出發した後であつた。

(七)

もし月岡多川の二人に「まさかの時は腹を切つて辯解すべき」節義あつて、命を的に彼の陳情書を公儀役人へさし出したら、或は内藏助の素志を貫くことが爲きたかも知れぬが、彼等は内藏助の忠告に悖つて、阿容々々と事の次第を江戸に居た重役藤井又左衛門(千二百石、家老)安井彦右衛門の二人に打ち開けた、二人の重役から戸田采女正へ内通する、戸田家の驚き云ふばかりもなく、一伍一什を一門親戚へ報告したから、諸親類は騒ぎ出す、大學は恐縮する、その結果戸田氏定は多川月岡を屋敷へ招いて、懇々と不心得を説き論し、家臣二名をさし添へて直に二人を赤穂へ追ひ返した、その時采女正の名を以て家老、番頭、用人、目付總家中へ宛てた書面の要旨に「多川月岡兩氏を以て書付差し越され候書面の趣、家中の面々武骨の至り土

地不案内の故に候、内匠家奉公の筋は速かに其の地引拂ひ滞りなく相渡され候段、公儀を重んじ奉り、内匠日頃の存念に叶ふべく、追々差圖の通り相守られ早速穩便に退かれ候段肝要の事に候」とあつた。

これと前後して大學や、淺野土佐守よりも、速かに城地を引き拂ふべき旨使者が来る、内藏助が心血を注いで計畫した目論見も水の泡になつて、諸親類からの壓迫が盛になつた。

當時の赤穂城は内外ともに黒い雲に掩はれた、内には異論者、外には親戚一門の壓迫、その間に狭つては如何な内藏助も策の施す處がない、其處で内藏助は一家中に向つて「斯うなつては籠城も覺束ない、さればとて阿容々々退散するも意地が無さ過ぎる、由て同志の者相擁して切腹殉死と覺悟した、拙者と進退を俱にせんとする、方は、今夜父母妻子一門衆と水盃を酌み交し、永の別れを告げたる上、明日巳の上刻までに登城せられよ」と云ひ渡した、詰合の家中は唯々として退去した。

翌日は内藏助の命として、大手の正門を八文字に開き、義烈の士を待ち受けた、處が三百七十四人の家臣の中妻子眷屬に永別して、深く殉死の覺悟を定め、定刻までに遣つて來た者は、奥

野將監 吉田忠左衛門を始めとして、その數僅に五十六人、それに江戸派の五人を加へて總數實に六十一人であつた。

六十一人が大廣間にずらりと並ぶ、死を覺悟した勇士の面上は、一種悽愴の氣で彩られる、内藏助は見て、

「さて頼み難きは人の心、昨日までは天下の勢を引き受けて、天晴れ武士の花と散るべく主張しながら、今日殉死と事定まれば、登城せらるゝ人々これに過ぎぬ、人數は少くとも忠義の一念は天を貫く、一同潔く腹を割いて亡君の御後を遂ひ參らせう、然し上使の御入來も迫つて居る、切ては上使の御面前に淺野家再興の事を願ひ置き、その上にて切腹するとも遅きことはあるまじ、一同は何れと思召さるゝな」と心ありげに云ひ出した、誰とて異存のある者はない。

(八)

内藏助が同志一統から起誓文を取つたは此の時である、中には連判状と記したものもあるが、何事にも用心深い内藏助が連判状など取る筈はない、その起誓文の一通は阪越の奥藤家に所藏されて居る、井口半兵衛の起誓文である、此の人は途中で變心して、義士の内に加はつては居

ないが、殉死の覺悟で水盃をして來た人に相違ない、起誓文には血判の痕が紫色に殘つて當時の状態を語り顔に見える、文言は左の如くである。

敬白起誓文前書之事

一此度被仰合候御主意之儀彌々無違變に付き申合本意相達可申事

附此一義他人は申不及親族家僕に至迄一切洩し申間敷候雖爲親子兄弟妻子其志不見届

者へは堅申間敷候事

右之趣不相背候

内藏助の命に由つて我もくとこれと同様の起誓文を認め、江戸派の五人は「我々殉死する爲に歸つたのではない、各方は江戸に怨敵吉良上野介殿存生で居らせられるを御存じないか、我々五人は吉良殿首級を申し受けて亡君御墓前に供へた上、潔く切腹する心でござる」と主張して遂に起誓文を書かなかつた。

内藏助は五十五枚の起誓文を手握つた上「各方心底は見えた、斯る上は善惡とも内藏助の意見に御任せあらせられうな」と云つた、これにも一同異議はなかつた、そこで、内藏助は始

めて胸中の秘を打ち開けた、彼は厳格な態度を以て、
 「亡君よく御鬱憤に思召さればこそ、御場所柄をも思はせられず、上野介殿に御及傷あら
 せられた、然も亡君は御法に由つて切腹仰付けられ、吉良殿には何のお構ひもあらせられぬ、
 拙者に於ても亡君御志を継ぎたきは山々ぢやが、上野介殿は四千二百石の御大身、此方は尾
 羽打ち枯らいた浪人、殊に上杉殿三十萬石の後楯もあらせられる、よく時機を見計ひて謀
 計を巡らすでなくば、音に望みを遂げ得ぬばかりでなく、延て亡君御位牌に泥を塗る始末とな
 る、これ最も拙者の苦慮する所、一は大學様安泰を圖る所以ぢや、萬事は機が大事、由て今度
 はこのまゝ城をさし上げて、一統公儀に二心なき旨を似すことに致さう」
 今まで城を枕に殉死とばかり思ひ決めて居たものが、急に城を明け渡して徐ろに亡君の遺志
 を繼がうと云ふ、然も何日と時を定めず、機會を見て志を成さうと云ふ悠長な詞を聞いても
 原惣右衛門はまづ賛成した、彼は前にも記した通り「此の城は御公儀よりお預り申した物でな
 ければ大學様より御沙汰ない間決して他人の手には渡さぬ」といふ主義であつたが、日頃神の
 様に信じて居る内藏助の云ふ處であるから、枉てその説に従つたのであつた。

城地開渡しと決した上は、成るべく優和しく成るべく御法に従つて總ての物を引き渡すが大學
 様後々の爲であらうと云ふので、それ／＼に部署を分ち擔任を定めて鷹取峠と猪池越の道路を
 修復し、中村川千種川に橋を架け、道々を清く掃除、村々には法度を正し、城下町々には火を
 警め、かつ喧嘩口論を厳しく禁じ、領内の記録帳を巨細に整理し、城門を鎖し、狭間々々を堅
 め、立關、廣敷、奥、表の手配、木戸割、宛ら城主在す時の如くして上使の入來を待ち受けた、
 何事を爲るにも「第一に大學様御爲」と云ふ、内藏助の心情推察するに餘りがある。

(九)

斯くて上使の入來を待つて居ると、四月十六日目付役荒木十左衛門、榊原采女、代官石原新左
 衛門、岡田庄太夫の四人が到着し、同じく十八日申刻上使脇坂淡路守は鷹取峠へ、翌十九日卯
 刻木下肥後守は猪池越へ到着した、城地開渡しに手を着けたのは十八日の晝で、十九日卯刻に開
 城、同じき二十三日までに悉皆引渡しを終つたのである。

内藏助は十八日の夜から一睡もしなかつた、十九日の夜は、今宵こそ一大事の夜なれとて、大
 手の城戸口に來り、櫓に登つて、脇坂家の陣を見渡し、人數を積り、陣列を見定み軍法の鍛練

を推量り、本陣の旗幟提燈の有様を見、實に戦疑ひ味方定まるの術を識たものに似たと云つて、思はず微笑した、その事が、山崎美成の「一夕話」に出て居る、一夕話の記事は悉く信ずべきでもないが、内藏助當時の地位として恁様事はあつたであらうと察しられる。然も道路橋梁から掃除向き萬端残る處なく行き渡り、應接待遇に至るまで感慙を極めて、諸事内匠頭在世の頃と少しの變りもなかつたので、荒木十左衛門は甚く感じ「今度領内道橋以下城中城外諸事微細を盡し、清廉の政法比類なき仕方、殆ど感じ入りたれば、右の趣今日の飛札を以て江戸に注進したり」と云つた、目付役代官到着の後、内藏助を始め吉田忠左衛門、田中清兵衛、佐々木小左衛門がその旅宿へ挨拶に行つて居る、序に入々の宿を記さう。荒木十左衛門は最初は紙屋四郎右衛門方、開城後は岡林奎助の屋敷跡に轉る、榊原采女は最初が笹屋新十郎、後に片岡源五右衛門の屋敷跡、石黒新左衛門が柏屋道閑、後が伊藤五右衛門の屋敷跡、岡田庄太夫が最初は泉屋正閑、後には玉蟲七郎右衛門の屋敷跡と斯うである。さて城内の見分は内藏助、奥野將監、田中清兵衛、間瀬久太夫が罷り出て案内に立ち、引橋から二の丸かけて残らずを檢視した。

右に付き本丸門、廊口門、勿橋、二の丸門、水手門、水之手仕切透し門、西仕切門、大手門、鹽屋口門、川口門等へ、それく持筒小頭足輕輩を三五人づ、附け置いて警護した、十九日城の引渡し終つて内藏助始め城内に詰めて居た面々は、川口門の脇に待ち合せ、一同が屋敷へ引き取つた、後の手配は斯うなつて居る。廣間には外村源左衛門、伊藤五右衛門、堀田政右衛門、山中年四郎、中村勘助、杉浦辰助、岡島八十右衛門の數人が羽織袴で相詰める、臺所は高庄兵衛、牧野太兵衛、建家改方は所々の門櫓の鍵もろ共井上傳八、磯崎彌七が何れも羽織袴で詰めた。城地受渡しの時は、領地目録に添へて、城付武器類に現在品を記した城付武器目録を以てする例であるが、内藏助は兼て用意周到である上、大事に處して騒ぎ動く處なく、將軍家綱吉公の畜類御憐愍の主意を體し、これも「お家長久を圖る爲」とあつて、城中の片隅に一區を設け、それへ犬五頭を入れ、毛色年齢病の有る無しまでも書き記し、上使の手へ引き渡して居る、將軍家代々の中城地を沒收せられたものは多いが、城付道具の中に「犬五疋」を書き出したものは恐らくあるまい、内藏助の人格度量此一字でも推察される。

内藏助は最後の手段として「亡君の意志を継ぎ、吉良上野介に一矢報ふべき覺悟」を極めながら、尙一面には大學殿身上を思ふこと極めて深かつた、城地没收の事を聞くと均しく、淺野家菩提の爲華岳寺へ田地を寄附した事は前に記したが、同じ主意に由つて、大蓮寺へ田畑合せて四段六畝四分、高光寺へ田畑合せて五段二畝九分を寄附して居る、のみならず「大學様追付け御出世首尾宜く御人前も遊ばされ候様に御祈念被致候様にと申聞け、お初穂として」八幡瀧本坊へ金十兩、普門院へ大判一枚、知積院隠居僧正へ晒一疋、京都瑞光院へ田地相調へ寄附すべき條件を以て金二百兩、威福院、地藏院、東性寺、神護寺、神宮寺へ金五兩宛を寄附して居る内藏助の注意盡せりと云ふべきである。

されば十九日城明け渡しの時、内藏助は上使を内匠頭の居間へ案内し、さて謹んで「恐れながらこれにてお茶一つ召され候へ」と云ひ上使の面々座に着くを待つて「内匠頭不調法仕り、御法式の通り仰せ附けられ、家中の者ども謹んで畏まり奉つる、されど大學安否の處家中の者共今以て安堵仕らず、心底差し含み罷りある、申すまでも無く當家は淺野彈正以來御取立の

家筋なれば、大學一度御赦免を蒙り、御奉公相勤め家中の者ども一圖安心致し候やう、お執成の儀幾重にも願ひ入る」と涙を流さぬばかりに云つた、然し上使の面々は一言の返答もなく立を立つた、内藏助はそれにも怯まぬ。

上使が大廣間へ檢分に行つた時、再び袖を控へて「先刻申し上げし如く、家中の者共安心致し難き事情を聞き召し届けらるゝやうにお執成を願ひます」と云つた、然しこれにも返答がない、石原新左衛門のみが聞きかねて「家中の者ども一統の心底とある事、有理餘儀なき儀に覺ゆる」と云つたが大學相續の事については、一言の挨拶もなく歸つて了つた。

處がその夕暮、荒木十左衛門が内藏助を旅館へ招いて「此の度懇懃の仕方、いかにしても感入る、今日城内檢分の際くれゝも仰せられた事、一々承知は致してあつたが、君命を帯び居たれば御返答をも致し難ねて居た、大學殿御身上落着なき爲、御家中安心なされ難き旨痛ましく存じ申す、由て今夕の注進状には、貴殿御口上の次第を御老中方へ申し上げた、十左衛門歸府の上は、お役人衆へ申し立て大學殿御出世、御家名再興の儀を取計らひ申すでござる」と真心籠めて云つた、内藏助の喜悅譬ふるに物も無かつた。

城明け渡しは終つた、時は四月十九日、若葉清しく風吹き渡つて鷹追山のあたり杜鵑血に叫ぶ二十日近き月代は低く東の海に垂れて雨を促す蛙の聲、お濠端に咲き残る遅さくらのおろく散るも、内藏助は年頃日頃住み馴れし城を出る、その時の感想、その時の鬱懐、思ひ遣るだに憐れである。

赤穂の家中が残らず土地を引き拂つたは、その年六月晦日であつた。

大石邸

大石内藏助の舊邸は大手門を入つた右側にある、赤穂の人は今日に至るも「大石さん」とか「大石邸」とか呼ぶ、まだ其處に内藏助や主税が生きて居る様だ、邸跡は餘り廣くない、三百坪ばかりの間草離々として生ひ茂る、長屋門は幸ひに昔のまゝである、一時は今にも轉けさうになつて居たが、大石邸遺跡保存會が設けられてから都合よく修葺せられ、二巴の古い瓦は悉く何人かに奪ひ去られて、今は同じ型の新しいのが葺いてある、この長屋門の下を潛る時は、日本初つて以來二人とない英雄が日ごとに往來した處かと思つて、不覺に襟が正される。

内藏助が退去した後は、誰人の住居になつて居たか分らぬが、北隣は月岡次左衛門の邸跡で、こゝには森家の重役森盛衛が住つて居た、南隣に細い徑を隔て、舊藩の作事小舎があり、前頭には赤穂の城を築いた近藤三郎右衛門の孫近藤源八（俗に源八屋敷といふ）の邸跡がある、大石家の本宅は南隣の作事小舎から出た火の爲に焼かれた後、庭の泉水を利用して紙漉場になつて居た、紙漉場とは云ふものゝ、その紙で藩札を作るのであるから、事實は造幣寮の如きものだ、この火事は正徳年間といふ説もあり、天明中との説もあつて定かでないが、華岳寺の記録には天明二年と記されて居る、火災後庭内の石を大半華岳寺へ運んで、七世の住職鐵心和尚が茶席（松月庵）の庭を築いた、石の數は澤山ある、石の形も澤山ある、まことに得易からぬ好い遺物である。

この火災にも焼けず今日まで築えて居るのは、内藏助遺愛の垂枝櫻である、これは森家の儒官河原翠城の碑文もあつて名高いものだ、近頃出来た周囲の石垣は赤穂郡小學生徒の寄附とある、日ごとこの櫻の下に集つて、庭の掃除に従事するのは土地の小學生徒である、泉水假山にも多少古の面影があるといふ、大石稻荷の祠（迦宇の魂を祀る）が物淋しく當時の様を語つて居る。

維新後この長屋門の南側を住居にして居たのは有本藤造、北を所有して居たのは服部角次といふものだつた、有本が都合に由つて山本某に賣却したことを聞いて、驚いたのは華岳寺の老僧であつた、どうするかと聞くと鹽濱へ移して鹽藏にするといふから、そんな事をして堪るものかと云つて、有志者と共に自分の手へ買ひ取つた、後には服部の持て居る方も買ひ入れ、隣の月岡屋敷も買収して、こゝに大石神社を建築することにした、それで今の大石神社の敷地で大石月岡兩邸の地面を一つにしたのだから随分廣い。

日の暮れかけた時、只一人この邸跡に立つと、故人を感ずること極めて深い、邸の西北は元の濠際で幾十株の老松が濤を立てる、南は一面の青田でそよ〜と吹く風が翠の波を濤はせる、折から出る新月は千古變りない清い光を投げて、宛ら忠魂義魄の漂ふ如くに輝く、長屋門の軒に垂る露、遺愛の櫻の葉末を傳ふ雫、其等の一つ〜に何かの心が宿るやうである。

内藏助の風流

内藏助は前にも記した如く、一向物に頓着せぬ人であつた、松山の城受取に技倆を認められる

までは、綽名の「晝行燈」に甘んじて居た人であつた、暇な時は高雄山に遊んで夏は楓の若葉、秋は其の紅葉を見て悠々風月を樂んだ形蹟もある、仕置家老の職には居ながら、國政の總ては君侯の信用ある大野九郎兵衛一輩に任せて、茶の湯や圍碁に隠れて居た、論語は彼の愛讀書で、日常側を放したこともないが、彼の最も得意で又最も巧であつたのは繪畫であつた、武道一巻は讃州高松の奥村無我に就いてその奥を極めたが、公餘の生命として樂んだ繪畫の師は實に狩野氏信であつた、けれど彼れの繪は狩野派の常套のみを守つて居ない、骨は狩野派に採つて、丹青の上に新生命を開かうとして居たさまが、歴々と見える、良雄の繪で最も名高いのは、前に僕八助の條に説いた晝像である、ついでには奥藤氏の所有になつて居る十牛の圖、牡丹の圖(極彩色)華岳寺所藏の放下僧、及び布袋、大村海老名氏所藏の櫻の屏風、田淵淳三氏の花鳥屏風その他である、牧溪叟の讚ある翡翠の圖は赤穂近在の某家に傳はつて居たさうだが、今は何處へ行つたか知れぬ、山水花鳥何でも書くが、最も手に入つて居るのは、この人物畫と牡丹の繪とである。

邸内に垂枝櫻があるから、定めて櫻が好きであつたらうと思はれるけれど、此事は口碑にも記

録にも傳はらぬ、牡丹の繪が上手なだけに、花の中では牡丹は最も好きであつた、赤穂の本邸に居た頃は勿論、尾崎の幽居に移つた時も、折から牡丹時であつたので、其の中の幾十株を移し植ゑたが、愈京都へ立つ時は日頃懇意にした人々へその根を頒ち送つたといふことだ、再び還るまじき旅へ上るに、日頃愛した牡丹を送つて、後の記念にしたといふは、實に奥床しい話ぢやないか。

繪畫の號は可笑と云つた、然し落款はちつとも書かぬ「可笑」といふ印のみが捺してある、形に大小はあるが文字は「可笑」の外に無い。

山科に閑居してからは名を池田久左衛門と呼んだ、祖母の實家の池田出羽を取つたのだ、吉良家に油断させるための手段ではあらうが、伏見撞木町や島原の廓へ遊んでは「うき大盡」と呼ばれて風流の限りを盡した、彼の作つた「里げしき」の唱歌を讀み、彼の用ひた盃の掟を讀んでも、いかに彼の洒落であつたか、知れる、島原の遊女小車太夫の膝を枕にして、表面には酔ひつづれ、低音に「里げしき」を誦つた「うきさん」の面影が偲ばれる。

天野屋利兵衛

(一)

大阪町人の鑑と呼ばれて、四十七義士と共に名を知られた天野屋利兵衛（假名手本忠臣蔵でする天川屋義平）は架空の人物だといふ説が大分行はれて居る、義士通を以て任じて居る人の中でも、これと記録の徴すべきものがないから、竹田出雲が勝手にこんな人物を作つて、一方武士の忠義に對する町人の義膽を見せたので、實際に有つた人ぢやないと斷念する程になつた、中には又何處で見たのか「利兵衛は實在したに相違ないが、實は理兵衛であつたのだ」など、云ふものもある、もし利兵衛を架空の人とすると、頼春水の碑文も焼かねばならず「義平は男でござんすわいの」と長持の上に胡坐かいてピクともせなんだ、勇ましい芝居も眞の芝居にならねばならぬ。

然し天野屋利兵衛は確にあつた、備前池田家の藏本を遣つて居る、論より證據延寶板の「難波雀」に歴然と載つて居る。

天野屋利兵衛の名は此の通り立派にあるが、赤穂淺野家の御用商人ではない、そこで必然の結果として湧いて来るのは、天野屋利兵衛と赤穂義士との間に、果して今日まで傳はつて居るやうな、關係があるか何うかの問題である。

こゝに記憶せねばならぬものは、利兵衛が備前池田公の御藏本で、大石良雄の生母松樹院は、備前池田公の國老池田出羽の娘、良雄は幼なく父權内に死別してから、十七歳で大石家を相続するまで、池田出羽の手許で人と爲つた事實である、さうしてもう一つ記憶して置かねばならぬのは、利兵衛と義士との關係は、やがて利兵衛と良雄との關係であるべき一事である、舊藩の御藏本は、一面にお金方で、一面御用商人であるから、その藩々の國老重役の邸へも出入して、親く機嫌を伺つたに相違ない、時には主人の目通りも許され、又それ／＼の用向を云ひ付けられたのは當然である、利兵衛が大阪と岡山との間を往來し、出羽の屋敷へ伺候する折々、腕白盛りの多久馬（良雄の幼名）とも顔見知りであつたのは知れて居る、子供の時から平民主義で、能きるだけ上下貴賤の別を度外に置いて居た多久馬は、利兵衛の活達で、快氣で、小さい約束も堅く守り、大きい利益にも目をくれず、一圖に義を守る氣象のあらうしを愛して「利

兵衛々々」と心易く交つたのは、實際に無い事とも云へぬ、出羽も亦利兵衛を信用する餘り、彼が屋敷へ来るたび、多久馬をも同席させて、利兵衛の男らしい氣質を吹聴したかも知れぬ。後々あれだけの大事を成し遂げる男であるから、町人ながら何處かに骨のあつたのが、良雄の氣に入ると同じく、利兵衛も亦良雄の將來に望みを屬して、良雄が大石家を相續して後、岡山へ往來する序、さのみ廻り道でもない播州赤穂へ立ち寄つて、良雄の起居を尋ねたのは事實だらう、良雄も又江戸や京都へ行くことに、大阪を過つて利兵衛と心易くしたのも事實だらう、さうして大阪の富豪と五萬三千石の城代家老とは、武士町人の階級から放れて親しく交りをつたんだものと思はれる。

(一)

利兵衛が町人の身でありながら、家産を捨て、妻子を捨て、一命を捨てるまで、良雄の爲に盡したのは、その間に深い關係事情がある、それは良雄が何處までも利兵衛を信用して居たかを知るに由て明瞭する、何時であつたか、赤穂の家老藤井又左衛門の邸で茶會を開いた事がある、良雄も賓客の一人として招かれた、處が恰ど大阪から利兵衛が來合せて居たので、何事にも頓

着せぬ良雄は「お前も行かぬか、乃公も行く」と云つた、利兵衛は身分が違ふからと云つて断つたが「いや、藤井殿へは拙者から申し通じ、一人同伴する旨を應へて置いた、少しも悶えな」と事も無げに云ふので、利兵衛も遂に同道した、相客は皆家中の歴々で、丁寧な會席料理もあつた。

家中の者ばかりなら四方八方の雑談もはづひのであるが、利兵衛といふ異種類が一人交つて居るので、互に打ち解けぬ處があつた、座が何んとなき没味けて見えた。

座中の一人は堪へかねて「大夫へお尋ね申す、彼の仁は何人ござる」と尋ねた、武士と町人とは身分の懸隔が千萬里で、いかに大なる金持も、小さい武士の前では土下座せねばならぬ約束がある、事儀によれば切り捨てに遭うても文句は云へぬ、従つて同席は難しい、夫も相客一同承知の上なら故障はないが「同伴者を一人連れる」と通知したばかり、突然町人を伴つて來たので、頭に血の多い武士は怪しからぬ事に思つた、良雄の返答次第に由つては、城代家老とも云はせぬ氣色を見せた、すると良雄は「お氣遣ひには及ばぬ、拙者方へ出入する町人ござる」と云つた、一座は更に色めき立つ、「さらば一言の挨拶もなく町人を同席へお伴ひなされたか」と詰り寄り

かけた、良雄はそれを静に抑へて「御懸念なさるな、大阪の住天野屋利兵衛、身分は町人ぢやが魂は武士でござる」と云つた、一座はこれが爲に鎮まる、何うなる事かと心配して居た利兵衛は、蘇生つたやうにほつと息をついた「身分は町人ぢやが、魂は武士でござる」と云はれた一言が、いかに利兵衛を歎かせたか、いかに利兵衛を感じさせたか、町人の身で歴々の武士と同席するさへあるに、良雄の口から「魂は武士」と披露せられた、この一言の恩誼の爲には、命も惜むまじく覺悟した。

良雄は疾から利兵衛の胸の底を推量して居た、よほど深い信用がなければ、同家中の前で「武士の魂を持つ町人」など、披露する筈がない、この一事はあまり世間に傳はつて居ないが、彼の白玉の香爐の紛失した話は、色々の書物にも載つて人口に膾炙して居る、序だからまだ知れぬ人にお話しやう。

これも或る年の夏の事であつた、岡山へ土用伺ひに行つた歸り、利兵衛は良雄を赤穂の屋敷に尋ねた、恰ど此の時、浅野家で蟲干として居たので、利兵衛は良雄の手を頼み、寶物拜見したい旨の望みを述べた、良雄に取ては雑作もない事、利兵衛に取つては此の上もない歡びであるか

ら、早速家來の一人に申し付け、利兵衛を案内させて、折から寶藏を預つて居た佐藏伊右衛門へ、寶物拜見の手續を頼み込ませた。

(三)

城代家老の紹介、備前池田公の藏元、大阪屈指の豪富といふので、利兵衛は寶物掛にも優遇せられた、伊藤伊右衛門の組下二三人に案内せられて、多くの蟲干を拜見したが、名にしおふ赤穂淺野家の祕庫を開き、書畫骨董刀劍武器有らゆる名器を取り出して、蟲干所に陳列したのであるから、利兵衛は飽くさまもなく見物した、とても一日では見盡すことが能きぬので、その夜は城下の旅籠屋に一泊し、翌日再び拜見して丁寧な暇を告げ、大石家から付けられた若黨同道出やうとすると、見張番をして居た武士が「利兵衛暫く」と呼び止めた、利兵衛は何の御用かと思つて振り返ると「殿様御祕藏の白玉の香爐が紛失した故、一人も返すとならぬ、盜賊の本人分るまで詰所に於て沙汰を待て」との事であつた、利兵衛は一方ならず迷惑に感じたが是非に及ばぬ、少時待て居ると、其處へ伊藤伊右衛門が出て来て「大夫からお紹介のお身に、斯様な疑ひを掛けるのは不本意ぢやが、先刻來掛りの者、出入の者一同を取調べたが、少しも疑はし

い者はない、今はお身一人を刺すばかりぢや、氣の毒ながら所持品を調べると云つた。

利兵衛はつくづくと聞いて居たが、何處までも沈着いた態度で「さらば他に下手人ござりませぬゆゑ、利兵衛へお疑ひが掛つたのでござりまするか」と念を押して尋ねた「勿論左様、今はお身の外に足を入れた者が無い、念晴らしに身内を検める」と伊右衛門は深く利兵衛を疑ふさまで云つた。

すると利兵衛は疊に支いて居た手を膝の上へあげて「お検めなさるに及びませぬ、白玉の御香爐を盗み取つたは斯う申す利兵衛でござります、重々不心得、いかやうとも御法通りになされたい」と白状した、よもやと思つた利兵衛が、自分から白状したので流石の伊右衛門も驚いた、寶物掛の役人はさてこそと目を睨た、備前公のお藏元を勤めるほどの富限者も、町人根性は卑しい、と口々に罵詈雑言した、それでも利兵衛は泰然たるものであつた。

假初にも御寶物を盗んだ咎人といふので、お廣敷の片隅を屏風で圍んで、すぐにそれへ押し籠め、五六人の番人を付けて、まづ大目附役田中清兵衛へ報告する、仕置家老大野九郎兵衛の耳へ入れる、町人ながら池田公の御家來同様であるから、疎末な扱ひは能きぬ、一家中は混雜し

た。

大石家から附けて遣つた若黨は、それと聞くが否、宙を飛んで駆け戻つて「利兵衛どの寶物を盗み取つたこと露顯、只今白狀でござります」と言上した、大石家の人々は夢かと驚いた、利兵衛に限つてそんな事のある筈はないと思つたが、自身の白狀とある上は疑ふ餘地もない、どうか御當家へ餘瀝は掛からねばよい、と之ばかりを心配した。然し良雄は騒ぐ氣色もなかつた、この事を聞くと共に衣服を改めて、直に役人詰所へ出頭した、さうして委細のことを聞いた。

(四)

良雄は佐藤伊右衛門から一應の事情を聞き取つた、利兵衛がお家の重寶に目を掛ける男でない事は知つて居る、然し自身の白狀とある上は力及ばぬ、要はその處分の仕方である。利兵衛が淺野家の内人か、もしくは淺野家の御用商人なら、何んな處分をしてもさし支はないが、隣國の大名、然も三十萬石の主池田公の藏元である上は、十分處分方に注意せねばならぬ、良雄はその方針を承はる爲、急いで内匠頭殿へお目通りを願ひ出た。

内匠頭は良雄の云ふ言を一應聞かれて後、その香爐はこれではないかと云つてお居間の床の上を見返られた、良雄は不審しながら透視をすると、見覚えのある白玉の香爐が螺鈿貝の香卓の上に載つて居る「お、このお香爐」と驚くを見下して「予が蟲干の場所から持つて歸つた、眞にまだ伊右衛門には云はずにあつた」と思ひ掛けぬ詞であつた。

これで利兵衛は香爐紛失に關係のない事が分明した、内匠頭が無斷で取り去つたといふのであるから、伊右衛門が之を知るよしもなく、諸人に疑ひを掛けたのも役義の上から無理とは云へぬ、利兵衛へは重役から斷りを云つて、すぐ屏風から放免した、利兵衛は夫でも騒いだ氣色なく「紛失の御寶物行方分明致し、何とも祝至極に存ずる」旨を云ひ置いて宿へ歸ると、良雄から一應屋敷へ来るやうとの使が來た、利兵衛早速参り合ふと、良雄から「身に覺えもない盜賊の汚名を何故受けた、何故一言の辯解せぬ、お上手許にありたればこそよけれ、此の事お上手耳へ遠くまで、重い處刑でも受けることあらば何とする」と詰り訊ねた、すると利兵衛は次の間に手をついたまゝ、「數々お手敷をかけて済みませぬ、利兵衛不束ながら、それほど道理存せぬでござりませぬが、一たんお疑ひを受ける事、利兵衛徳の至らぬ處、所詮は御法通

のお處刑を受くるとも、一身の潔白、後々晴れる事あらうと存じ、その場に於て心にもない白状を致しござります」と清しく水の如き聲で云つた。

良雄は此の度胸に惚れ込んだのであつた、事に當つて動するさまなく、覺えもなき罪を被り、少しの辯解もせず刑を受けやうとした潔よい心に惚れた、良雄が彼の義舉を企つるに當り、妻子にも打明けぬ大事を町人の利兵衛には打ち開けて、武器武器の買入を頼んだのも、此時深く利兵衛の膽力を見抜いたからであつた。

良雄が山科へ引き込んでから、大阪に於ける一味の徒は、悉く原惣右衛門の手に属した、惣右衛門は大阪の頭目として注意深い伎倆を揮つた、惣右衛門が大阪に浪居して居る間、利兵衛との中に重い往來のあつたのは明白である。

利兵衛が良雄の信頼を受けて、武器を調製した事が、逸早く大阪の町奉行所に知れて、一家悉く獄舎に投ぜられた時、彼は男の中の男たる光を見せた、幾十日に亙る辛い責苦も、齒を切つて堪へ忍んだ、妻子眷屬がその事で血涙に咽ぶのも餘所にして、一言の白状もしなかつた、覺えのない盜賊の疑ひを受けた時は、すぐに自由し、義に由つて引き受けた事情については、鉛

の熱湯を注がれても白状せぬ、利兵衛の價はこゝにある。

(五)

利兵衛が良雄に頼まれた事を白状したのは、良雄が望みを遂げた翌日であつた、彼は新入の同囚(町奉行から利兵衛の眞意を探るべく故意と入れた者)から良雄が本望を遂げた事を聞かされ、今は何事を白状しても差支へないと思ひ、自分から名乗り出て、一切を申し上げたのである、町奉行は事の容易ならぬに驚いて、すぐ江戸へ飛脚を立てたが、その時は早遅かつた、入れ違ひに江戸の大變が大阪へ聞こえて來た。

一件落着の後、利兵衛は大阪構ひ、後式は倅九兵衛(一に利右衛門)に下された、そこで利兵衛は京都へ移つて、淺野家とは縁故淺からぬ北野瑞光院のほとり紙屋川上に幽居し、名を松永土齋と改めて風流に日を送つたが、享保十二年正月十六で永眠した、墓は洛北椿寺に在る、紙屋川に架けられてある土齋橋は利兵衛の寄附だと傳へられる、或は事實かも知れぬ。利兵衛は先代からの富限者で、三阪三郷の大年寄を勤めて居た、伊豫國久萬山大除城の主大野山城守直昌の弟直實といふが民間に下つて、九郎兵衛と名乗り、大阪上平野町の町人と爲つた

のが、利兵衛の祖だといふ説もある、又播磨國鞆居村の内銅倉から出た者だとの説もある、同村の満勝院(眞言宗)には利兵衛の寄附と云ひ傳へる本膳椀十人前あり、鍋倉は淺野家の領地であるから、淺野家の爲力を盡したのも無理はないとの事が、専ら同地の口碑に傳へられる、一説として存して置く。

又赤穂新濱の正福寺に、天野屋利兵衛夫婦の木像と稱する物がある、何れも坐像で尺二方の龕の中に安置される、扉は金塗で左の文字が黒漆で記されてある。

釋久圓 寶水四年亥九月十日

釋妙圓 元祿〇年〇七月〇〇

龕の下裏にも漢文様の字が記してあるが、十分には読みかねる、意味を拾うと「天野屋御主人は亡主大石氏の爲に落髮して法華三昧に入らる、我れ忠義の爲天野屋御主人夫婦の木像を彫刻して正福禪寺に納む、寶永六丑年九月——爲平」と讀まれる、もしこれを利兵衛夫婦の木像とする、世に傳へられてゐる利兵衛の歿年に相違がある、然しその文意に由ると、利兵衛の下僕が報恩の爲に主人の木像を寄進したやうにも見える、何れが何れとも分らぬが暫く有のまゝ

を記して後の識者待つ。

さて利兵衛の後は、九兵衛に子になかつたので他から養子を迎へたが、商賣の手違ひで家産を失つて、遂に絶家の止むを得ぬに至つた、それから分れた伏見屋八兵衛が、天野屋代々の菩提を弔つて居た、初めは道修町に住み後鰻谷に轉じて酒屋を營業とした、その子孫明治十年頃まで生きて居たといふことだ。

以上記す通りの理で、利兵衛は良雄に交りがあつたわけで、直接淺野家に關係がないから、淺野家の記録に徴すべきものが無いのは當然である、節義任侠の上から云ふと、義民の鑑と云はれる佐倉宗五郎に優るほどの男が、歴史上から抹殺されやうとしたのを、危く「浪花雀」に由つて實在の人であつたのを證據立て得たのは幸福であつた。

遠林寺

大石良雄第一の意志は、主家の再興を圖るにあつて、亡君の意趣を繼ぎ、吉良上野介の首級を擧ぐる事は、その絶對の希望で無かつたらしい、大學の塾居御免を願ふ爲に、所有手段を盡し

た事は前にも記したが、明王山遠林寺六世の住職祐海和尚に由つて、江戸護國寺及び護持院の
兩僧正に絶り、主家再興大學御赦免の事を哀願したのを知つたものは少からう。

遠林寺の名は良雄其の他の義士の手紙の宛名に記されたのを往々見受ける、遠林寺は最初京都
智積院の末派で、玄興寺といつた（減山和尚の開基で、池田家の祈願所であつた）玄興とは池
田輝政の法號である、それが正保年間から淺野家の祈願所になつて、池田家の位牌を隨鸕寺に
移し、眞言宗に改めて遠林寺と改稱した、遠林寺の開基は秀榮法印である。

こんな理で寺格は華岳寺よりも上であつた、寺院の席順は遠林寺、華岳寺、高光寺、萬福寺と
なつて居る、淺野家退轉の時華岳、高光、大蓮の三寺へは良雄の計らひとして田地を寄附した
が、遠林寺へは金子を五拾兩扶助して居る、祐海和尚は實に當時の任僧である。

遠林寺は此の頃から勝手向不如意で、寺の立行が難しかつたを、良雄がささぐに助けて居る、
祐海はこの恩誼に報う爲、且は淺野家第一の祈願所たる故を以て、淺野家再興には一方ならず
力を盡した、良雄も亦祐海の人格を信する爲、本心を打ち開けて深く依頼する處があつた、遠
林寺は東寺金勝院に屬して居る縁固から護持院僧正に調して、良雄の志の在る處を語り、淺

野家代々の奉公振を詳かにし、まづ幕府大奥を動かし、その力に由つて淺野家再興を計らんと
し、更に護國寺僧正に調して、表面の盡力を頼んだが、遂に效を奏するに至らなかつた事が、
祐海から良雄に贈つた手紙の中に記してある、（祐海は後に越後性海寺に轉住した）さしもの名
刺も、元祿頃から打ちつゞく貧乏の爲、明治十四年六月に至り、同地慈光寺へ合併して、今は
寺跡のみが残つて居る「赤穂城引渡一件」と題する書類の中に「遠林寺儀寺困窮立ち難く、二
三年持こたへ度存念」と記してあるのを見ても、當時からの困窮事情が推量される。
序に記すが照満山大蓮寺は、淺野長友公夫人戒種院殿菩提のために建立する處、高光寺は長直
公の夫人高光院殿の遺骸を埋めたる處、何れも良雄等一統から供養田を寄附して居る、萬福寺
は淺野家の祈願所といふのみで、大して深い關係はないのである。

寺坂吉右衛門

(一)

義士の中で一異彩を放つて居るのは、寺坂吉右衛門である、吉右衛門は三兩二分二人扶持の足

輕小頭であるが、その忠義の誠に至つては、千五百石の大石良雄に劣る處がない。

吉右衛門の父は兵右衛門といつて、常陸國五町田村の産である、淺野長直公が常陸笠間を領して居た時から事へて、赤穂までも供をした忠義者である、吉右衛門はその實子とも云ひ、或る年吉田忠左衛門が尾崎八幡宮へ參詣した途、生後一二箇月を経たらしき捨子のあるを認め、不憫に思ひ、從つて居た下僕に命じ抱き上げさせて見るに、泣きもせず、恐れもせず、忠左衛門を見てニコ／＼と笑ふさま愈々可憐い、取り敢ず屋敷へ歸つて、折柄來合せた組下の足輕兵右衛門に話をすると、どうか養子に下さりませ、此の年齢まで夫婦の間に子がござりませぬといふ、忠左衛門も良い縁と思つて、兵右衛門に與へた事が義士別傳といふ書物に出て居た、一説として記し置く。

吉右衛門は原惣右衛門の組下といふ説もあるが、やはり忠左衛門の組下に相違ない、性質極めて正直で、身丈六尺二三寸、色飽くまで白く人品卑しからず、然も劍道柔術に妙を得て居た、一寸見は白癡かと思はる、程無頓着であつたが、友には心切、君には忠義、親に事へて孝行の限りを盡した、淺野家大變、一家中鼎の湧くが如く騒動して居る時、組頭忠左衛門の前へ出で、

「承れば皆様籠城とお噂もござります、吉良殿お屋敷へ推參、亡君の御趣意を繼がせられらうとの風聞も耳に至します、何れにしても聞き捨てに爲りがたき儀、吉右衛門微賤の職、御扶持は少うござりまするが、忠義の二字はお歴々衆に劣る處ござりませぬ、一命を君に捧げて、最後の忠義が全うしたうござります、何卒御許容下さりませ」と思ひ込んで云ひ込んだ。

忠左衛門は兼てより吉右衛門の忠義に敦い心を知る、多くの足輕中でお身一人が抽で、亡君の爲に力を盡さんといふ志、不憫ぢや、兎も角も大石殿へ申し上げる」と云つて、吉右衛門申し入れの次第を良雄の許へ取り次いだ、良雄も亦吉右衛門の殊勝な心掛を聞いて、思はず感涙に咽んだが、家中の人心まだ一統せぬ、籠城殉死との説もあるが、頼み難き今のさま、如何な結果にならうも知れぬ、吉良殿屋敷へ推參など、以ての外、今の要は御家名再興を圖る外無い、萬一望みを遂ぐるにあらば、その時は第一に呼び出す、人の噂、世の風聞に惑ふ所なく、緩々時節を待ちあるやう、貴殿より御傳へ下され、と云つた、忠左衛門は良雄の志を深く諒して、吉右衛門にその事を云ひ聞けた、吉右衛門は「假へお縁側の下に踞んでも、御評議の決定を待ち奉る、生きて再び家に歸るは、望まぬ所でござります」と、涙ながらに頼み聞こえた

が、忠左衛門はさまざまに説き諭して、遂に家へ歸らせた。

その後一家中は離散と決する、良雄は京都山科に居を移す、忠左衛門を初め一家中皆京都大阪伏見大津の所々に轉居する、由つて吉右衛門も良雄と忠左衛門との後を逐うて、元祿十一年九月末頃唯一人京都へ出たのであつた。

(二)

吉右衛門の忠左衛門に對する態度は、組頭と云ふよりも寧ろ親を見る様で、良雄に對する有様は、國の家老といふよりも、寧ろ主に對するやうであつた、良雄が心あつて伏見榎木町や、島原で亂行をした時、他の同志中には、良雄の心を疑ふ者もあつたが、吉右衛門は影の形に添ふが如く、良雄に付き添つて、及ぶ限りの誠を盡した。

爾して一方には吉田忠左衛門に奉ずる事深かつた、いかな事でも、良雄や忠左衛門と行動を共にすれば、それで少しも思ひ残すことないと思つた、もし良雄等の間に復讐の企てがあれば、假令お草履を掴んでも供がしたいと願つた、大學を奉じて旗揚することあらば、鎗槍を提げて先陣に立ちたいと望んだ、忠左衛門も良雄も、その志を憫まぬではなかつたが、身分が身分

であるから、まだ本心を打ち開けるに至らなかつた、況して同志に加へるなどは思つても見なかつた、吉右衛門の深い真心は、良雄や忠左衛門に取つて、時に迷惑を感じぬでもなかつた。

春の夜も深けて、おぼろに霞む月影がぼんやりと島原の大門口を照らす頃であつた、良雄は二三日の遊びに飽いて、馴染茶屋の裏口からそつと抜け出で、替間末社にも告げず、唯一人ふらふらと歸りかける時、淺翠長き出口の柳の下に隠れて、良雄を伺ふ覆面武士があつた、良雄は酒に酔つて居る、着て居る羽織も脱げさうになつて足下も危かつた、曲者は一刀に手を掛ける、油断を見すまして抜き討に切り殺さうとする、良雄の命は風前の燈火の如くに見えた。

吉右衛門は此の時も良雄の影身に添つて居た、金の力に吸ひ寄せられて、良雄の側に居る筈の替間末社は、良雄の裏口から脱け出したのを知る者なかつたが、忠義の誠に導かれて、良雄の出入に氣を付ける吉右衛門は、暗の間を行く良雄の行動も知つて居て、曲者があはや一刀を抜かうとする刹那、躍りかゝつてうしろから刺し殺した、良雄は後を見送つたのみ、詞も掛けず行き過ぎたが、吉右衛門の真心はこれに由つて現れた、彼の曲者は吉良家から附けられた間者とも云ひ、又良雄の亂行を怒つて、天誅を加へやうとした浪人であつたとも云ふ。

良雄ほどの武士が、うしろから白刃の迫るをも知らず、ぶらりと行く筈はないから、必然敵の間者と知つて、見て見ぬ振にして居たのかも知れない、假へ幾人の間者が白刃を持つて薄るとも、良雄にはそれを防ぐ用意がある、吉右衛門の早まつた刃傷は良雄から見ても、有難迷惑であつたかも知れぬが、兎も角吉右衛門の眞心は捨てられぬ。

されば程なく忠左衛門が江戸へ下向する事になつた時、吉右衛門は切に望んで供に立つた、江戸には堀部安兵衛、高田郡兵衛など血氣の一派があつて、ともすると良雄等の仕方を手緩しとし、良雄の指揮を待たず、吉良邸へ亂入せんずる氣色が見え、日ごとに良雄の出府を促して来る、然し良雄は前に記す通り、主家再興を第一の條件としたから、まづと云ふので日を伸ばした、そこで江戸派と上方派との間に、大きな意見の衝突があつた、堀部彌兵衛は江戸派の老將として、能きるだけ鎮撫に力めたが、今はその力にも及ばなくなつて、止むを得ず、忠左衛門の出府を見るに至つた、云は、良雄の名代として、江戸派の意氣を抑へるのである、何んな間違ひが起るかも知れぬと思ふので、吉右衛門自ら忠左衛門守護の衝に當つたのであつた。

(三)

吉田忠左衛門の江戸下向には、吉右衛門の外に近松勘六も同行した、江戸へ着いて後、忠左衛門は江戸方過激黨の鎮撫に力めた、當時吉良上野介は、赤穂浪人の間に復讐の企あるを恐れ、上杉家の上屋敷へ退隠するらしいとの噂が傳はつたから、さなきだに良雄の仕方を手緩く思つて居た江戸の血氣派は、忠左衛門の言葉を肯かず、江戸派のみを以て亡君の主意を繼がうと主張した、忠左衛門は深く良雄の志を知るが故に、縦から横から、大學様御身上の定まりを見るまで、堪忍すべき旨を説いたが、それでも上野介米澤退隱の噂には一方ならず驚いて、夜なく同盟の者を、本所の吉良屋敷から、日比谷御門外上杉家上屋敷までの間に伏せ、萬一上野介退轉する事あらば、その場に於て討ち取るべき旨を命じた、吉右衛門は此等の計畫あることに、必ず其の下働きを勤めるが例であつた、忠左衛門が江戸にある間、吉右衛門はその形に添ふ頼母しい影であつた。

元禄十五年十二月十四日、降り積る雪の曙に、怨敵吉良上野介を討ち取つて、泉岳寺へ引き取り、上野介の首級を内匠頭殿御墓前に供へ奉り、やがて焼香を終つて後、良雄は吉右衛門を側近く呼んだ、吉右衛門は次の間に平伏する。

「さて段々との骨折、忠義の仕方、歴々の御家來にも優て、心底譬へんに物もない、殊に此の度は敵吉良殿を討ち果せ、一同無事に亡君御墓に詣づること、お互の本懐此の上ない、ついで其の方に頼み入れたい事がある、聞き入れて呉れまいか」と云つた、吉右衛門承り「これまでの御厚恩を蒙り、御禮の申し上げやうもござりませぬ、數ならぬ身が皆さまのお供して、吉良殿を討ち奉る上は、此の世に思ひ置く事ござりませぬで、何にても仰せに背くこと致しませぬ」と答へた、そこで良雄は「さらば今から藝州へ參つて、これまでの次第を大學様へ申し上げられまいか、最も書状は參らすれど、目に見たる様子を御物語り申し上げば、大學様ぞ御歡びあらせられう、我々はこのまゝ公儀御沙汰を待ち、御法に由つて裁断を受くる覺悟、これは上を重んずる主意、其の方は遠く藝州へ走せ下つて、大學様に仕へ奉る、これも又忠義の一つぢや、心得違ひ致すまい」と懇に説き諭した。

吉右衛門は今になつて命長へる心はなかつた、今になつて同志の人々に別れ、唯一人遠く藝州へ去らう心など毫もなかつた、今日まで行動を共にして來た人々と共に、潔く生害、泉下の亡君に御目見え仕りたく思つて居た所へ、良雄から思ひ掛けぬ相談を受けたので、さし當り

迷惑したが、良雄の一言は盤石よりも重く、自分の一身は鴻毛よりも軽い、忠義の爲とあるを、辭し奉る筈はないと思ひ諦めて、直に承知の旨を答へた。
忠左衛門は名残を惜みつゝ、お身が大學様へ使して呉れるとあらば、我等一同心安く黄泉の道が歩かれる、随分無事に藝州へ罷り下れ、幸ひに大學様お目通り協へば、一同草葉の蔭より御壽命千萬年を祈り奉る旨申し上げよ」といふ、その尾について武林、大高、近松、岡部、堀部、岡島、思ひ／＼に暇乞ひする、骨肉よりも親しき人の手を離れて、十五日の朝、消え残る雪を踏み、東海道を西へ走つた。

(四)

吉右衛門は安藝へ着いて、大學殿へ良雄の書類をさし上げる、大學殿御歡び云ふばかりもない、直にお目見得仰せ付けられ、御盃まで下された、吉右衛門は夜討の次第を残りなく言上する、大學殿は吉右衛門物語の一伍一什を藝州公へ傳へられる、藝州公も満足に思召され、御褒美として當分の賄ひ料を下された、吉右衛門は良雄から吩咐けられた用を辨じ、江戸へ歸つて良雄初めの先途を見届けたいと思つたが、藝州公も大學殿も、容易に放しさにせぬ、時々御前へ

召されて、義士の事どもを訊ねられる、それで心ならずも逗留して、こゝに三月餘りを送つたが、翌年二月二日良雄以下悉く切腹仰せ付けられたのを聞いた時は、食事もせず打ち消れて、二三日の間ハキハキと物も云はなんだ、藝州公も流石憐れと御覽じてか、その月の中旬御暇を給はつたので、吉右衛門は大學殿への御暇乞ひもそこへ、宙を飛んで江戸へ歸つた、さうして第一に泉岳寺へ驅け付けて、まづ内匠頭殿御墓へ參詣、良雄以下の新墓へそれへに花を手向けて後、大目付仙石伯耆守の役宅へ驅け込み「私事赤穂舊家來、吉良様お屋敷へ亂入したものでござります、本望成就の朝、仔細あつて透電したれど、唯今自訴仕ります、大石殿以下同列に、切腹仰付け下さりませ」と願ひ出たが、事已に落着、一件相濟みたる上は詮議に及ばずと取り上げられず、以來江戸市中を徘徊するも心の儘たるべしと云ひ渡された。良雄等が泉岳寺へ引揚げた後、事の次第を大目付へ届け出た、その時吉右衛門のみは透電逃亡として置いた、大學殿へ報告の爲藝州へ遣はしたとあつては、後日大學殿へいかな祟りがあらうも知れぬといふ遠慮から、特に爾う計つたのであつた。

吉右衛門は命助かつて迷惑した、公儀お允しはあつても、今さら江戸市中を徘徊する心も無し、

即ち復讐の顛末、義士の履歴する處、同盟者中の行動を詳しく筆記して一卷を作り、自分の恩になつた吉田忠左衛門の親戚羽田何がしに送つた、世に流布する「信行筆記」はこれである。吉右衛門は活きて良雄等と、忠義の道を全うしたけれど、死して最後を齎することを得なかつたのは、此の上もなく残念であるけれど止むを得ぬ、切ては死の手から免れた身で、吉田奥様お子様方の御心を慰め參らせやうと覺悟して、その年の秋播州姫路へ下つた。姫路の城主本多中務太夫の家來伊藤十郎太夫は、忠左衛門の娘の婿であるので、忠左衛門の妻子は伊藤の家へ引き取られて居た、吉右衛門はやがてその十郎太夫の家を使つたのであつた。赤穂浪士の噂は、その頃日本中の評判となつて居たので、吉右衛門が十郎太夫の家へ投じた事は、本多公に取て無上の名譽であつた、同時に無上の感興を以て迎へられた、それで吉右衛門は本多公及びその一家中に優遇せられて、何の不自由もなく月日を送つた、さうして吉田の遺族に對しては心限りの眞を盡した。

(五)

吉右衛門は十郎太夫の家に十二年も厄介になつて居た、十郎太夫も吉右衛門の正直で忠義に深

い心を愛して、親類同様に扱つたが、本多家は此の間に三度までも國替となつた、最初は越後の村上、それから三河の荊谷、次に下總の古河、其度に知行が減るので、家中の侍も知行にさし響き、十郎太夫も夫や此やで、家計の苦痛を感じて来た、吉田忠左衛門の遺族は切つても切れぬ間だから止むを得ぬが、吉右衛門迄の手が届きかねて、江戸麻布曹溪寺の住僧であつた梁洲禪師に世話を頼んだ、禪師は十郎太夫の友人で、吉右衛門の事も聞いて居る、直に寺へ引き取つて、二三年を止め置いた後、土佐の領主山内主膳公へ推舉した。吉右衛門は生きて二君に事へる心はないといふので、別に家來となつた理ではなく、客分同様の手厚い待遇を受け、末には一たん離別した妻までも呼び寄せて、身を終るまで山内家へ忠義を盡した。然し忠左衛門の恩は忘れず、年に二三度は本多家の領地へ行つて、十郎太夫の屋敷を訪ねるのを例としたが、延享四年十月六日病んで死んだ、年は八十三、良雄等が死を賜つてから、四十五年の後であつた、墓は曹溪寺にある、法名を節岸了眞信士といふ（妻の法名は蕭堂知秋信女と云ふ、これは吉右衛門より二年前延享二年九月十三日死んで居る）某書には吉右衛門は藝州へ使して、大學に拜調した事は後の作り事で、實際にあつたのはない

と云うやうに書いてあるが、吉右衛門夫妻の墓の側に、寛延二年七月伊藤長準（半蔵）の建てた石碑がある、寛延二年は吉右衛門の死んだ延享四年から三年目に當り、僅の年月を距つばかりであるから、その碑文に間違ひのある筈はなからう、碑文の一節に「黨衆相議し而して信行（吉右衛門の事）をして先君の遺族藝州に在るものに報ぜしむ、還れば則ち大石等皆已に死に就く、人口是碑、今復た贅せず」と立派に記してあるのを見ると、やつぱり藝州へ使したのが事實に相違ない。

「首尾よく年來の望みを遂げて、泉岳寺へ引き上げた事を、大學様へお知らせ申す」この大事の用でなくば、吉右衛門が他の人々と別れて、只一人生き残る筈はない、同志四十六人悉く死んで、吉右衛門ばかりが四十餘年もその後生き残つたのであるから、いかに世間から珍重され尊敬されたか分る、いづれにしても義士傳中の一異彩たる吉右衛門の最期は幸福であつた。

頼母屋敷

赤穂舊城の二の丸門を内へ入ると、右側に、大石頼母の屋敷跡がある、頼母は大石家の祖、内

藏助良勝の次男（兄は内藏助良欽にて良雄の祖父）で、良雄の爲には大叔父に當る人である、前にも記した通り良勝は多くの男子を持つたが、最も現れたは良欽と頼母良重の二人であつた、兄の内藏助は家を相續して仕置家老となり、頼母に別家して長直公の御側用人となつた、處が長直公は殊の外頼母が御量負で、片時も側を放し給はぬ、本家の大石家は大手門内に屋敷を給はつて居たが、頼母は特に二の丸御門内に屋敷を下されて、最も重く用ひられた、良欽は一家老として藩に重きを置かれたが、長直公の相談相手となつて、總ての畫策に參與したのは頼母であつた。

頼母へは長直公の思召とあつて、新に知行も給はつたが、御寵愛のあまり、姫君（名はお櫻の方）を頼母の妻に下された、その姫君は長直公秘藏の方であつたので本丸御殿から二の丸の頼母屋敷へ通路を設け、日ごと夜ごとに、頼母夫婦を御殿へ召され、又時としては公自身に頼母夫婦を訪ひなどして一家の如く待遇された、それで頼母の子息長恒は、大石家の出でありながら、浅野姓を下されて浅野土佐守と呼び、新田三千石を頒たれて、旗本の列に組入れられた、浅野内匠頭は斷絶しても、この土佐守は一時謹慎を命ぜられたのみ無事で、血統連綿維新當時

まで續いたといふことである。

山鹿屋敷

その頼母屋敷に併びて、山鹿屋敷といふがある、今は畑になつて青草離々と伸び、その間を秋風が老い行く、これと徴すべきものもないが、山鹿素行が幕府の忌避に觸れて、赤穂藩へ幽屏せられた時は、頼母が長友公の君側にあつて、政治向きの切盛をして居た時である、殊に頼母と素行とは、初め素行が先、長直公の知遇に感じて、赤穂藩の招きに應じ、承應元年から萬治三年まで九年間、赤穂家中の爲に兵學指南の任に當つて居た時から、最も親しく交つて、山鹿門弟中の最長者であつた縁故に由り、素行が寛文六年赤穂藩に幽せられた時、自分の屋敷に隣つてその幽居を設けたのは、理に於て無い事とも云へぬ、素行の學問道徳が赤穂義士の土臺になつたのは云ふまでもないが、素行を赤穂藩に植附けたには頼母與つて力ある、されば良雄は大叔父が培つた武士道を、花にして現したので、赤穂の武士道と大石家とは重ねの因縁であつたのだ、素行赤穂に在ること前後十九年、赤穂を去らんとするに臨み、藩主に對ひて「君

公在下の恩を捨てさせられず、國士をもて御待遇あらせられる、鴻恩譬うるに物もない、只太平無事の時、御恩に報い参らする道なけれど、御家來衆には聊か教へ参らせたことさざるで、萬一事變があつた時、在下の真心、現れるを御覽なさせ下されう」と申し上げた、素行の書いた「長直公行實記并哀辭」二卷は今も華岳寺の寶物になつて居る。

吉田忠左衛門

(一)

吉田忠左衛門は四十七義士の中にも、良雄に續く一方の雄であつた、代々赤穂淺野家の家來で、足輕頭に郡奉行を兼ね、知行二百石を食んだ、役向もさのみ重くなく、知行も多い方では無いが、一家中の重要人物として目ざされた、主家滅亡の後は、良雄の相談相手として同志中に重きを置かれ、吉良家へ討入つた時は、搦手の大將大石主税の後見として、副頭領の地位に立つた、彼は確に良雄に亞ぐ大人物であつた。性質極めて正直で、軀幹高く、強敏人に超え、眞に古武士の風があつた、山鹿素行の直門で、

兵法には最も造稽が深かつた、その上風流の道にも秀で、和歌に秀吟が少くなかつた、常に古人の事跡を語つて、よそながら同志を鼓舞奨励した、兵法、文學、武藝、和歌、多方面に興味があつた、經濟の道にも長けて居たといふので、得易からぬ武勇の士であつた事が想像される。内匠頭の凶變が赤穂へ届く、一家中の騒動云ふばかりも無い、従つて流言飛語が盛に行はれる、隣國近藩から領知境へ兵を出して、それ／＼に堅めをする、中には間諜の者を送つて、城内の模様を偵察させたものがあつた、然し赤穂の城内は、良雄が物に動ぜぬ取計ひで、内匠頭存生であつた時の如に、矢間狭間の配りをする、門々の警固をする、忠左衛門も亦その警固の一員に擇ばれて、夜ごとに城中を巡回したが、四月八日はや城受取の使者到着に間もない時、そぼ／＼と雨降つて、夜は殊さら物淋しい二の丸御門内を見廻つて居ると、怪しい日傭體の男が扉矢間の隅々を見歩いて居る、忠左衛門は早くも見て「あれ引捕へ」と下知をした、組下の足輕驅け寄つて取り押へやうとすると、彼の男はつか／＼と進んで、忠左衛門の前に突立つた「暫く待たせられ、拙者逃げもかくれも致さぬ、斯様に露顯致す上は、偽つて詮のない事、何をかく秘さう、拙者は隣國の家來竹井金右衛門と申すものぢや、武士のお情、御介錯願ひ存ずる、こ

れにて一命を果し申す」と云ひさま、腰の一刀に手を掛けた、忠左衛門笑つて「お待ちなされお急ぎなさる處でない、武士と生れて主君の爲に盡すは、誰の身にも覚えある事、貴殿間者となつて當城へお入り込みなさるゝも、拙者城内を警固致すも、奉公の道に變りござらぬ、然も我君今は亡く、この御城にも主おはさぬ、誰の仰せを受けたるにてもなければ、斯うして城内を警固するには恙なく上使を迎へて、城地をお手渡し申し上げたる後、徐ろに自殺する外何の望みもござらぬ、君侯御無事、當城侯の御手にありて我々警固の任に當らば、他國の間諜を見免す法絶えてなけれど、今は戴く主もない、明日は誰の手に入らうも知れぬ、誰人の御覽に入られても支へあるまい、拙者御案内申し上げ、徐にこれへお出でなされ」と云つて、城中を隈もなく導き見せた、金右衛門は忠左衛門の天晴れ詞に感じながら、後に従いて見歩いた。

(三)

金右衛門は心の行くまで城内を見歩いた、萬事に脱漏のない忠左衛門が進んで案内するのであるから、痒い所へ手が届く、金右衛門は篤と見終つて「御芳志に由つて御城内の模様を承知する事を得たのは、此の上もない歡びである、就いて同志御人數何ほどあらせられるでござります

るか」と問ねた、忠左衛門は懷中を探つて、籠城殉死の誓約をした連名帳を取り出し「いざ御覽なされ」と云つて似した、金右衛門は忠左衛門の度量の廣さを感じずに居られなかつた、一應見終つて「有難く心得る、さて貴殿御姓名を承り置き、後日報恩の誠が盡したい、誰殿でござる」と重ねて尋ねた。

すると忠左衛門は容を正して「憚りながら貴殿御心中、死を決して當城内の有様を探り、君家の爲に忠義奉公を致さんとお覺悟あらせられる、その御苦衷を察し參らせて、斯く御案内申し上げるばかり、原より他人に告ぐるほどの名前もござらぬ、貴殿の名もまた承らうとせぬ、重ねてお聞き下さるな」と云つた、金右衛門は斯程大人物の姓名を聞かずに去るがいかにしても不本意であつたので、是非お告げ下さるやう、と迫つた、忠左衛門はからく笑つて「拙者は早や冥途の者ぢや、強てお尋ねとあらば法號を申し上げ置く」と墨汁の筆に書き記して與へ、

丁寧に門外まで送り出したといふ、この一事偶忠左衛門の爲人を知るに足らう。
赤穂城經營の任に當つたは、關西の軍學者として名を知られた近藤三郎左衛門であつた、三郎左衛門は山鹿素行と同じく、小幡勘兵衛景憲の門に入つて、軍學兵法を研究した、殊に築城法

の大家をもつて許されて居たから、浅野長直公から勘兵衛へ然るべき人をと頼んで遣つた時、知行千石を以て勘兵衛から推舉したは此の人であつた、三郎左衛門の子を源八と呼び、父の後をついで赤穂藩の軍學指南を受け持ち、大手門内に屋敷を下された、大石邸の前にあつた、今も源八屋敷の名が残つて居る。處かこの源八は親に似ぬ卑怯者で、浅野家没落の時は、彼の大野九郎兵衛一派に與し、私慾をのみ圖つたので、心ある者は皆な爪弾きをした、家中の者大半彼の門人であつたが、この潔からぬ行爲を憤つて、悉く退學した間に、忠左衛門のみは相變らず源八の教へを受けて居た、ある人忠左衛門に對ひ「貴殿の平生にも似合はぬ、何日まで人非人の屋敷へ御通學めさるな」と云つた時、忠左衛門は笑つて「拙者はその人を學ぶのではござらぬ術を學ぶのでござる」と云つて赤穂を退去する迄、一日も缺かさず源八の教へを受けて居たとの事である。

良雄が京都へ出て後は、總ての計畫に参加して、小野寺十内、原惣右衛門と共にその片腕となつた、常から天満天神を信仰して、日々參詣を怠らなかつたが、元禄十五年二月十七日は北野天神八百五十年忌に相當し、萬燈會の興行もあつたから、七日の間立願して、神前に詩歌を

供へた「寺坂信行筆記」にその中の三四首が載せてある、左の如し

松

八百年の敷を重ねし若みどり

なほ老松の千代やへぬらん

梅

かきくらし雪降り積もる山里も

垣ほの梅は春を忘れず

松

花咲かぬ里はあれども足引の

山には春の松ぞいろこき

梅

去年今年年をかさねて咲梅の

わきて匂ひの深き花かな

忠左衛門が播州を出發して後の行動は、彼に對する第一の敬服者であつた寺坂吉右衛門の筆記に遺つて居る、忠左衛門は同志中で最も後れて、元祿十五年正月二十五日未明に、播州三木の僑居を發足して居る、三木の僑居は赤穂を退いて當分の借住居にした處であつた。翌日大阪へ着いて、原惣右衛門が潛んで居る福島の住居を尋ね、そこで諸種の手筈を取り極めて、その日八軒屋から船に乗つて、伏見へ參着した、惣右衛門は良雄の命令に由つて、急々江戸へ發足することになつて居たから、忠左衛門とは随分込み入つた相談があつたに違ひない、伏見藤森の法華寺には、忠左衛門縁家の者が出家して居るので、その夜は同寺に一泊した、どうせ長くはない命、明日をも知れぬのであるから、本家系統の行方を尋ね、昔今の物語に夜を明して、翌日京都へ着き、烏丸通の綿屋善右衛門方に身を置いた。

翌日は山科の良雄を尋ねる、良雄は忠左衛門の入洛を待つて居たので、すぐ客間へ通して懇談に時を移したが、夕刻小野寺十内を同道、小光源五右衛門の借宅で密議を凝らした、それを初めとして日毎に同志間を往來したが、江戸大阪の同志中に異見の大衝突があつて、今にも破裂

しさうに見えたから、江戸の柳へ堀部彌兵衛老人から、良雄の下旬を促して来る、今暫くをこのまゝに打過ぎては、如何な珍事を引き起すまいに限らぬ、早々御上府然るべしといふのであつた。

然し良雄は京都に種々の用向があるので、急に江戸へ行くことが能きぬ、と云つて堀部老人の申入れを捨て置きはならぬので、忠左衛門を名代に遣はすこととした、忠左衛門は良雄の依頼、否と云はぬ「お指圖の趣は委細仕る、されど此のお使ひ大切の儀と存じ申すに由つて、舊冬これにて何れもへ仰せ付けられた神文誓詞の通り、同志の心底いよ／＼相違ないか、急度承りその上にて出發致し度い」との旨を申し出た、即ち上方派に屬する同志の意嚮の何れにあるかを確かめて後、江戸方急激派の鎮撫に臨みたい彼の用意であつた。

良雄も尤もと同じ、即日伏見、大阪、大津、その他に散在して、時期の到来を待つて居る同志中へ、急々上洛あるべき旨の回状を出し、二月十五日圓山の塔中某寺院の座敷を借り受け、ここに一味の大評定を開いた。

この定評は二三日に亙つて、随分激烈の議論があつた、良雄の意見は、赤穂舊城地は依然その

まゝとなり、未だ何れの大名衆へも下し給はらず、脇坂淡路守殿引き續き御在番中なれば、或は大學様へ寛大の御沙汰あるかも知れぬ、まことにこれ一縷の望みなれど、その一縷の絲に絶らば、或はお家再興の望み得られぬにも限らじ、舊冬には當年三月十四日亡君一周忌を期として、復讐の擧を實行せんと、誓約したれど、右の次第なれば來年三周忌まで猶豫せん、然しその期間中、大學様に對し公儀御沙汰あれば、いつにても復讐を遂ぐる事としたし」といふにあり、原、潮田、大高、中村(勘介)の急激派は、江戸派の意見に従ひ、速かに事を擧げんと主張して、爭論何日果つべくも見えななんだ。

(四)

良雄を中心とする穩和派と、原惣右衛門を頭に戴く急激派との争ひは、容易に決すべくもなかつた、穩和派が「大學様御身上の決定を待つ」と云ふに、重い意味のある如く、過激派が「時機に後れて上野介上杉家へ退隱することあらば、臍を噛むの悔いがあらう」と主張するにも又深い道理があつた。

斯うして兩々相持して下らぬ結果は、一味の分裂を見るかも知れぬとまで危まれた、それと見て仲裁の勞を取つたは忠左衛門と小野寺十内とであつた、是等老成株は雙方を仲裁慰撫して「復讐は明年(元祿十六年)三月十四日の亡君三周忌相濟ひまで延期する事に取り決めた、併し「其の間萬一大學様に對し公儀より何等かの御沙汰あらば夫を機會に忽ち一擧を決せん」との儀を附け加へた、此は重に急激派から呈出した條件を容れた仲裁的言辭であつた。

さしも囂しかつた議論も、忠左衛門等の仲裁で落着し、上方派は詞をそろへて「萬事を大石殿方寸に任せ申す」旨を一決し、斯く協議纏まる上は、江戸の急激派を取鎮むる必要があるからとして「忠左衛門を良雄の名代とし、少しも早く江戸へ下向さす」旨をも議決した、忠左衛門は一統の意見一致するを見、衆人の口から「大石殿名代に頼む」口上を聞き、決然立てこの大事の使者を引き受けた。

忠左衛門のこの下向は、單に江戸方鎮撫の任に當らうとするばかりで無く、世間で風評する如く、上野介果して上杉屋敷に退隱するが事實ならば、上方派を捨て置いて、道中に待ち伏せして、兼ての本意を達しやうといふ、深い重い任務もあつた、最もこれは良雄、十内、惣右衛門等所謂幹部の人達の間に密約せられた事で、一般の人は與からぬ、その場合には、復讐の擧

を忠左衛門及び江戸派の人々に任せ、良雄は上方派を統一して、専ら浅野家再興に力を盡す筈であつた、同時に忠左衛門等仕損ぜば、機を見て二の矢を繼がう心で居た。

そこで忠左衛門は二月十九日紫野彈正町の隨覺院に参詣して、浅野家の祖長政の位牌に向ひ、此の度上方派を代表して江戸へ下向する旨を報告した、隨覺院は彈正長政の屋敷があつた所で、浅野家の菩提所であつた。

さうして翌々日近松勘六を同道して、京都の假住居を立つた、二十日の夜は宿主の善右衛門から、首途の祝ひとあつて酒肴を出した、貝賀彌左衛門、小野寺十内、小山源五右衛門、原惣右衛門参會して、こゝに送別の宴を開いた。

中に惣右衛門は同家に一泊して、夜と共に物語をした、惣右衛門は去年の秋江戸へ下つて、今年の正月京都へ歸つたので、江戸の事情はよく知つて居るから、忠左衛門の爲に参考となるべき事實を詳細に語つたのであつた。

翌二十一日は天氣朗かに、如月の風そよよ吹く、忠左衛門は篠崎太郎兵衛(時に由つて田口一學)と變名し、勘六は森清助と呼び變へ、寺坂吉右衛門を供に伴れて、他家の家中が道中す

る如くに見せかけ、ゆる〜と下向の途についた、この道中にも忠左衛門は時に觸れて和歌を讀んだ、中に秀吟も少くなす。

二月末に都を出て逢坂にて
九重の霞を分けて出る日も
曇らぬ御代にあふ坂の關

さやの中山
夜をこめて越行く旅の空なれや
東雲ちかしさやの中山

薩埵山を越るに無雙の景にて
我だにも三保の松原不二の雪
心や空にかゝるしら雲

清見が關
天の原かすみも晴て清見瀨

忠左衛門は同二十四日伊勢に着いて、大神宮へ參詣した、云ふまでもなく主家再興、本望成就の二箇條に就き、神前に願文を捧げ奉つて、一心に祈禱をした、山田の旅館は菊太夫で、内宮の神前では、神主が忠左衛門の願文を読み上げたとの事である

忠左衛門の道中は極めて趣味に富んで居た、物に觸れ、折に會ふごと、好める和歌を口吟みて、風流を樂むばかりでなく至る處の神々に祈禱を捧げ、親戚知音のある處へは駕を枉げて、具に久瀨を敘するのであつた、されば伊勢國津の藩中には、水沼久太夫といふ縁者があるので、山田を立つた翌日、わざ／＼津へ赴き、久太夫を訪ねて、今度の下向に就き、それとなく志のある處を語つたが、久太夫は忠左衛門の本心を能く知らぬので、他目には意味なきやうに見える江戸下向を不審のさまで聞き入つた、吉右衛門も供をして、餘所ながらこの模様を聞いたと見え、その筆記に「雙方残念至極のよしにて歸る」と書いて居る、尾張三河遠江と經るほどに、古城址、古戰場、名所、舊跡に足を止めて、今昔を偲び、古英雄の血に肥えた草木の蔭には、古

今戦術の巧拙を考へ、古勇士の心と咲く花の下に佇みては、遂に開く時なき主家の運命を悲しむなど、例の詠草に懷を遣つて、道中恙なく江戸へ着いたは、その年三月五日であつた。

江戸では芝松本町の米屋忠太夫といふが、聊か懇意の者であるので、そこを當分の宿と定め、まづ同志の者へ無事到着の旨を知らせ置き、翌日から心ばかりの土産を携へ、諸家へ挨拶に廻つたのであつた、小田切土佐守、西山六郎兵衛、それから赤穂没落の時、公儀役人として出向いた代官石原新左衛門などの屋敷へ行くと、何れも對面の間へ通されて、丁寧な口上を得たのである、吉田忠左衛門誠忠の名は、江戸諸役人の耳へも聞えて居たものと見える。

江戸派の中にも、最も過激な議論を持て居たのは、堀部安兵衛と奥田孫太夫との二人であつた、安兵衛は上方派の優柔決する處なきを憤り「同志十人あらば必ず本意を遂げて見せる、江戸派のみにて吉良殿へ推參せう」とまで主張した人、孫太夫もそれに劣らぬ武士であるから、忠左衛門の齎した上方派の決議を聞いた時は、腕を擦り、齒を切つて憤つたが、上方派全體の決議とある上、殊に忠左衛門が大石殿名代として御下向の上、假し多少の不平ありとも、服従する外は無といふ堀部老人の意見に一致して、兎も角も忠左衛門の手に抑へられた、然し堀部

安兵衛と奥田孫太夫とはよく、不平であつたと見え、良雄へ宛て「此の度の儀御手前様御一人の御思慮にて事極り、外の者共は御下知に従ひ申すまでにて云々、御手前様御一人思召立たれ候へば御家中過半程御下知に従ひ申す段大方相知れ申す處御一人にて大勢の志を空しくなされ候段心外なる儀に存じ候」との手紙を出して居る。

かほどに急ぎ立つた若侍の氣勢を抑へて、上方派決議の下に従はせた忠左衛門の技倆は尋常でない、彼は田口一學（一に一心）の名を以て、軍學指南の看板をかけ、一面に同志を糾合し、一面に吉良家の動靜を窺つた、上野介が上杉家へ隠居すべく準備して居るとの風評は、礫の如く同志の耳を打た、その度ごとに、同志の心は恐ろしいほどに浪を打つた。

(六)

萬一上野介上杉家へ退隠する事があつては、それこそ一統の一大事であるといふので、忠左衛門も聞き捨てにせぬ、本所の吉良邸と、日比谷門外の上杉家上屋敷との間に、同志の者を伏せて、嚴重に監視させた、上野介がいよいよ上杉家へ移るに定らば、見當り次第に討て取らうとの主意であつた、その見張番に當つた人は堀部安兵衛、片岡源五右衛門、奥田孫太夫、近松勘

六、礪貝十郎左衛門、杉野十平次、赤埴源藏、菅谷半之丞、間十次郎、不破數右衛門、武林唯七、茅野和助、横川三平の諸士で、これを五組に分ち、青番の者は暮六から子刻を限り、夜番の者は子刻から明六までと定め、四人交替で二組づゝが、夜を警め、一組の別働隊は専ら晝間を警固した。

然し上野介は本所の屋敷に引き籠つて、一向外出もしなかつた。

その間に春も暮れる、四月二日上方から神崎與五郎が下り、同十二日千馬三郎兵衛が下る、何れも兼て申し合せた一議に付き、良雄の傳言を齎せたものと知れた、當時良雄は専ら大學殿家督、主家再興の事に心を傾けて、前にも記した遠林寺住職祐海和尚に申し合め、護持院法印その他の袖に縫つて、公邊の運動を頼んだ頃であつたから、祐海も亦江戸へ来る、小野寺十内、小山源五右衛門も介添として出府する、江戸の急激派も良雄の衷心を諒として、やゝ鎮定に傾いて居たから、忠左衛門はそれ等の人々に入りかはり、江戸の真相を報告すべく京都へ取つて返さうかと思つて居る處へ、圖りなく公儀から大學へ沙汰が下つた、それは老中阿部豊後守から、親戚淺野左兵衛（實は大石頼母の二男）へ淺野大學殿同道、十月十八日出頭なさるゝやうとの仰

せ渡しがあつたのであつた。
 待ちに待つた事であるから、此の事を餘所にして京都へ上ることは能きぬ、その月十五日近松勘六同道出發と取り決めて居たのを中止して、公儀の御沙汰の何うあるかを待つて居た。
 左兵衛は十八日大學を同道して、豊後守役宅へ出頭する、今日の御沙汰は淺野家興廢の岐る、處である、大學運命の決する處である、良雄始め五十餘人の同志の者の生死の定まる處である、大學は暫く控所に待つて居ると、やがて豊後守御前へ召される、左兵衛付添ひ罷り通ると、豊後守は鷹揚に、内匠頭不調法に付き、其の方閉門仰付けられ候所、今度御赦免在らせられる、されど内匠頭儀歸城の節、毎度其の方を以て准養子と爲すべき旨願ひ出でたれば、内匠頭俸分に思召さるゝ間、此のまゝにては差し置かれ難く、之に由つて松平安藝守方へ罷り越し在るべし、最も妻子家來共召件申すべく、安藝守へ御預けと申すにてなければ、其の旨具に心得べし」との旨を達した。

大學の身上はこれで決つた、安藝守へお預けといふにはわらず、罷り越しあるやうとの仰せ渡しは、取りも直さず赤穂淺野家お取潰しの意味である、良雄が斯くまでに苦辛計畫した主家再興の望みも絶えて、大學は一生涯埋れ木となり果つべきである、罪科に由つてお預けになつたのであれば、いつか御赦免の時もあらうが、内匠頭俸分たるに由り、此のまゝさし置かれ難く、安藝守へ罷り越すやうとの御沙汰は、永久御赦免の時ないのが知れる、一味の失望此の上もない、同時に「公儀より大學様へ何分の御沙汰あれば、來年三月の御命日を待つに及ばず、直に事を擧げん」と決議せし條項につき大活動を始めべき時期となつた。

大學はその日すぐ安藝守殿屋敷へ入り、奥方は夜に入つてお越しなされたが、その月二十八日遂に廣島へ出發なされた。

(七)

夫に由つて忠左衛門は京都行を中止し、芝松本町の假住居を引き拂ひ、宿主へは上方へ上ると偽つて、麴町六丁目の喜右衛門店を借り受け、それへ轉じた、作州浪人田口一真と名乗り、専ら軍學教授に身をくらしは此の時であつた。

吉右衛門も供をする、近松勘六は森清助と呼んで居たのを、一真の甥田口三介と改めて、一真の手助をした、兎角するほどに時期はいよゝ切迫する、上方と江戸との交渉が頻繁となる、

八月十二日には潮田又之丞が良雄の命を帯んで来る、これは最も秘密を要する相談なので、忠左衛門は江戸在住の同志を遊山船に乗せ、浅草今戸から大川へ漕ぎ出し、その頃から心底不確に見える者や、船の舟夫などは、供船へ遠慮させ、大切な相談の間は茶屋へ上らせて置いたといふので、忠左衛門の用意の尋常ならぬのが知られる。

又之丞の下向は、江戸表の様子を聞き合せ、愈最後の覚悟を決める大切な使者であつたので江戸派意嚮のある處を確め、大體の手筈を定めて、同じく十七日京都へ歸つた、十二日に來て十七日に歸る、當時不便な道中に、これほど急がしい旅をするのはよくの用事があつたのだ、恰ど堀部安兵衛も私用で上方へ上る折であつたから、又之丞と同道することになつたが、忠左衛門は夫でも心元なく思つて、近松勘六を付き添はせた、又之丞が京都へ着いて、良雄へ何んな復命をしたか、良雄が夫に由つて、いかに深く決心したか、おぼろげながら事情を察する事が能さる。

引き続き、上方から同志が遣つて來た、同じ二十五日には岡野金右衛門、武林唯七、毛利小平太、九月二日には忠左衛門の子澤右衛門、間瀬孫兵衛、不破數右衛門、同じ七日には一たん

上方へ下つた千馬三郎兵衛を始めとして、中田利平次、間十次郎、矢頭右衛門七、同じき二十日には木村岡右衛門、十月四日には間瀬九太夫、大石主税、小野寺十内、茅野和助、大石瀬左衛門、それに足輕の矢野伊助、十七日には原惣右衛門、具賀彌左衛門、岡島八十右衛門、間喜兵衛、十九日には良雄の家老瀬尾孫左衛門が到着した、孫左衛門は二十一日良雄が武藏國池上村通り平間村(江戸より三里餘)へ到着、こゝに忠左衛門始めの來訪を待つ豫定である事を知らせに來たのであつた、由つて忠左衛門は翌々日富森助右衛門、中村勘助を同道、孫左衛門を案内者にして、平間村に行た、良雄が何故こんな田舎に宿を定めたかと云ふと、東海道から直に江戸へ入つては、人の目につく恐れもあり、且は當所の代官伊奈半左衛門といふに、助右衛門浪人後の傳手もあり、旁良雄を身寄の者と偽つて、孫左衛門名前に由り木屋掛の家を借り、こゝを當座の住居にして、良雄を迎へる用意であつた。

處が良雄は平間村へ到着せず、二十一日相州鎌倉へ到着の知らせがあつたので、一同は廿二日鎌倉まで出迎へる、良雄は下男の左六喜八をつれ、潮田又之丞、近松勘六、早水藤左衛門、菅谷半之丞、三村次郎左衛門を同道して、夕方雪の下へ到着したので、その夜から二十四日まで、

同志一統額を鳩め、いよく大事を決行すべき用意を協議した。

それで大體の方針も定まつたので、二十五日鎌倉を發足、同夜は川崎に一泊して、翌日平間村へ着いた、勘六、又之丞、次郎左右衛門はそこに残り、他は悉く江戸へ歸つた。

その月三十日中村清右衛門、鈴木重八が江戸へ着いたので、同志は悉く江戸に集つた、これからが大事の相談である。

(八)

忠左衛門は大石主税の武勇を愛して、時には軍學の師となり、時には心切な小父となつて、何くれと世話をした、主税も又忠左衛門を二なき者と思ふので、江戸へ出るとすぐ、忠左衛門の住んで居た麴町六丁目の大阪屋喜右衛門店に同居したが、同志の面々前後して江戸へ入る、總大將の良雄も最後の覺悟を極めて、池上まで遣て来る、時機がいよいよ切迫するに付け、主税に別宅の必要があつて、石町三丁目小山屋彌兵衛の裏座敷を借り、江州から訴訟の爲に出府した如く見せかけ、名を垣見左内と改めて泊り込んだ、この小山屋は諸國から訴訟人の泊り込む旅籠屋であるので、主税も訴訟用で出府した者の如くにしたのであつた。

そこで良雄は左内の伯父垣見五郎兵衛と名乗つて、主税の許へ同居する、忠左衛門は相變らず大阪屋の持家に住んで、軍學と和歌とを指南する觸込、そこには田口左内と變名した子息の澤右衛門、和田元真と名乗つた原惣右衛門（これは醫師と化けて居た）松井仁太夫と呼びかへた不破數右衛門、之に寺阪吉右衛門を加へて、五人が同宿したのであつた、小山屋の裏座敷と、大阪屋の持家とが、所謂幹部の會合所で、大體の事は噂を明けた、然し繁々出入りする事は、他の目につく恐れがあるので、時々風俗身扮をかへ、直装束に大小を佩ぶこともあり、又は疎服に脇差ばかりを挿して、裏口から出入することもあつた、幹部は良雄、忠左衛門、それに十内、惣右衛門、時々間瀬久太夫が加はるくらゐで、若侍は一人も與らなかつた。

上野介退隱の噂が、次第々々に高くなるので、前に記した四人組が夜ごと日ごとに活動するばかりでなく、吉良家の内外には同志の者を張番させて、夫となく出入の者に氣を付けさせ、上野介が白銀臺の中屋敷へ、轉居する噂を聞くと、すぐ其方へも間者を放つ、神崎與五郎と前原伊助とは、吉良家の門前へ出店を出して、密に内の様子を窺ふ、上野介を當の敵とは狙ひながら、悲しいことには誰一人吉良家の内部を知つた者はないのであつた。

良雄が出府するまでは、忠左衛門實にその頭目であつた、大小の事悉く忠左衛門の捌きによつて決したが、良雄が出府してからは、忠左衛門その參謀長の地位に坐つた、さうして機會いよく熟して、元祿十四年十二月十四日事を擧ぐるこゝなつた、表門の頭取は大石内藏助良雄、裏門の頭取は吉田忠左衛門金亮と決定したが、忠左衛門は辭退して日頃愛する主税良金を頭取に推し、その身は主税の後見となつて力を添へた、これにも忠左衛門の心は知られる。

(九)

忠左衛門が討入の日の装束は、頭巾が黒草にて、白草筋甲形、八幡座色草にて二重座、眉底は猩々緋、吹返しは白羅紗、それに梯色の布裏、總廻りさゝの縁取、忍びの緒は縮緬、肌着は綿入、淺黄羽二重の両面、着込も同様、袖無し、其の上に着込を着ける時は晒木綿一重差の籠手をさし、手の甲は用ひず、定紋附けたる黒小袖の上着、それに茶の裏、手拭緒、股引は茶羽二重の裏附、股の間へ茶絹にて包みたる鎖紐をつけ佩立の如に拵へる、足袋は紺色、外縫にして陣草鞋を用ひる、下帯は飛さやにて外に紐を縫ひ、衣服の襟にかける、これは着込の下であるから、此の紐で伸ぢみの自由に能き工夫であつた、刀は一代目祐定在銘二尺六寸の業物、

脇差は古高田せうぶの作で長さ一尺五寸小刀は信高在銘、貝盡しの扇、采配を懐中して、手には槍を持つて居た。

上着の兩袖はさらし木綿で小袖の上に縫附け、右の袖の表に「吉田忠左衛門兼亮」と書き附けた、さうして兜の鐙の裏に筆の跡麗はしく、

君がため思ひぞ積る白雪を

散らすは今朝の峯の松風

と一首の辭世を記して居た。

表門の良雄、裏門の忠左衛門、雙方に引き分れては居るが、心は一つであつた、一時に關の聲を揚げる、表門からは繩梯子をかけて乗込み、忠左衛門は裏門を押し破つて亂れ入つた、裏門に張番をして居た仲間二人、踏み止つて抵抗したのを、忠左衛門立所に突き伏せた、これを手始めに敵も味方も手痛く働く、然し當の敵の上野介の行方が知れぬので、人々心掛け搜索する、忠左衛門も家の内を二遍まで見廻つたが姿がない、然し屋敷を通れ出た様も見えぬ、心元なきは隠居所裏門の内といふので、専ら此の邊を尋ねて居ると、臺所の脇族部屋で物音がする、忠

左衛門驅け附て取調べると、六十ばかりの老人が鼠の様に炭俵の間に潜んで居た、間十次郎を
れを見て引き出したが、ふるくと慄ふばかりで返事をせぬ、唯一人上野介を知つたものな
い。

忠左衛門は騒ぐ人々を押鎮め、この御方果して上野介殿ならば、去年亡君に切り付けられた古
傷ある筈である、檢べ見よとて、肌を脱して見ると、内匠頭が恨みを籠めた一刀の痕歴然と殘
つて居る、去年恨みの刀を受けた時は、幸ひに命を免れたが、遂にこの疵に由つて一命を果す
に至つた。

「正しうさうぢや、それにこの白無垢、下々の者の被まじきもの、介殿に相違ない」と忠左衛
門は雀躍する、念の爲生擒にして置いた吉良家の家來に見せた處「紛らふ方なき御前でござり
ます」と云つたので、直に相圖の小笛を吹いた。(此の一節、世間に傳つて居る所に相違あるが、
「信行筆記」に由つて假に斯う記して置く)

首尾よく本望を遂げた後、公儀へ差出す口上書も、忠左衛門文言して、惣右衛門清書したので
あつた、仙石伯耆守役宅へ罷り出て、復讐の事情を述べ、一同泉岳寺へ引き揚げ、公儀の命を

待ち奉る旨訴へ出たのも、忠左衛門と惣右衛門とであつた、四十七人何れも一心同體の働
で、功に深淺はないのであるが、忠左衛門の手配骨折、優れて群を抜いて居たのは、諸書の記
録が證明して居る、翌年二月細川邸にて死を賜ふ、時に年六十二。

大石主税

(一)

忠臣藏の芝居ですると、大星力彌は女にもして見たい程の優男であるが、實際の大石主税は、
十五歳で身長五尺七寸からもあり、色白く鼻筋通つて、男の中の男と見えた、四歳の時痘瘡を
患つたので、面部に少しばかり痘痕もあつた、膂力飽くまで強く、幼きより爽邁の氣性を持つ
て居た、誰わらう城代家老の世繼に生れて、多くの人々から若様々と立てられ、お乳母日傘
で育つたが、少しも柔弱の氣を帯びず、自分の屋敷から程近き吉田忠左衛門を師と頼んで、劍
道軍學一通りを授かり、家にあつては父内藏助から論語の素讀を授けられた、此の外に學問の
師と云つてはないが、遠林寺の祐海和尚や、華岳寺の良惠和尚は、彼の爲に時々習字の師とも

す

なつたであらうと思はれる。
氣性が文字に現れて、子供とは思はれぬ筆の跡であつた、忠左衛門や小野寺十内も、自分の詠んだ和歌を、主税に代筆させることが、その遺書の中に記されてある。

彼の大事件のあつた元祿十四年は、まだ幼名の松之丞と呼ばれて、部屋住の身であつたが、子供にして大人を凌ぐ大器量は自からに現れて居た、それで良雄が四月十三日正巳刻を限り、決死籠城の志ある者は、妻子眷屬と水盃をして、城内へ集るべしと觸れた時、他の部屋住の衆に向つては、悉く入城を拒んだに拘らず、主税のみは自ら同道同席を許して居る、子を見ること親に如かず、良雄は深く我が子の節義の人に優れて高いのを推量して居たと見える。

良雄が主税をこの決死黨の中に加へたについては、端なく家中に物議を起した、それは矢頭長助の子右衛門七が「拙者も松之丞殿同様殉死の列に加へられたし」と訴へ出た事件である、良雄は一人で籠城するも、百人で籠城するも、武士の意地を貫く上に淪りはない、亡君の御恩を受けた身は、仕儀に由つて殉死するのも好いが、部屋住には成るべく命を長へて、身と家と全うさせやうとの心であつたので、及ぶだけ意見を加へたが「松之丞殿と拙者とは同年である、

(三)

松之丞殿殉死の願ひ協ひて、拙者のみ協はぬ筈はござらぬ、拙者にお許しなくば松之丞殿も同列からお斥けなさるがよい」と主張して、遂に一味に加はつたのであつた。

斯くまでにしても、良雄は松之丞を義舉の一人に加へたい望みがあつた、殉死も籠城も一家中の人心一致せぬに由つて沙汰止みとなつて、赤穂城は上使の手へ引き渡される、家中の面々は妻子眷屬を伴つて他郷へ轉じる、良雄も一家を擧げて城外の尾崎村へ幽居した時、主税はある日、槍をしていて夏の木蔭に翅を息めて居る小禽を突き殺したことがある、その時の眼光、その息ごみいかにもそれを當の仇と狙つて、突き刺したやうにも見えたから、良雄は主税を側近く呼んで、「當分斯様なことはせぬものぢや」と滲々戒めたといふことである、此の事に由つて主税の胸中にはその頃から「いつか一度は深き恨みを返さん」との氣概があり、表を静にして裏に大きな望みを抱く良雄は、いかな場合にも光芒の外に現れんことを恐れて、些細なことにまで氣を注げて居た事が知れる。

良雄が尾崎の幽居を去つて、京都へ移り住んだ時は、母を奉じ弟を介抱して、海路大阪に出

で、半月あまりは天野屋利兵衛の厄介になつて居たが、良雄まづ京都に入つて北野瑞光院に身を寄せ、さらに拾翠院を借りて寓居を定めた後、母弟と共に父の許へ移つた、一説に河内新村の百姓家を借りて住んで居たことがあるとも云ふ、確には分らぬが、もし事實とすれば、良雄が拾翠院に假寓して居た時だらう、山科へ移つてからは母と共に同じ家に住んで居た、良雄が伏見撞木町や島原へ入り浸つて、故意と阿呆の敷を盡した時、主税は儼然留守をした、多くの同志中には良雄の行爲を疑つて、怪しからず抗撃するものもある、世間の人々からも冷笑罵を浴せかける、その間に立つて、陰になり陽になり、父の身を保護したのは主税であつた。良雄が妻と幼兒とを但馬の石東家へ還さんとする時、主税を膝下へ呼んで滲々云ひ聞けた詞に金石の響きがあつた、主税は父の前に跪く、時は六月の末、蒸暑い風がいら〜と簾の褶から吹き入る、良雄は前後を見廻しながら詞徐かに云ひ論じた。

人生れて十五歳を一人前の男と云ひ、初めて眞實の學に入る時である、然も汝は已に一人前の男になつて居るから、父の云ふことに意を止めねばならぬ、人間の道は義を第一とする、義は君臣より重きはない、汝も知つて居る通り、父及び父の祖先は、代々君の重恩を受けて、一家

一門の繁昌を見た、然も王君のお家は断絶する、大學様は永久藝州へ埋木にならせられる、義としても死を以て御厚恩に報い奉つらねばならぬ、汝はまだ部屋住、一合の御扶持を戴いた身ではないが、十五年來暖かに着、飽くまでも食ふ、血も肉も、骨も髪も、悉く先君の給物ぢや、父は今一死を以て君國に報いんとする、汝父と共に生を捨て、義を執るの心ないか、親として子に死を勧むるは忍びぬが、人間百歳まで生きるはない、永へて不義の名を取るよりも、死んで亡君の御側へ参り、長く忠義を盡し奉るが、武士たる身の本分ぢや、忍び難き此の語を以て汝に勧むるも、深く汝を愛するからぢや、それとも父の詞に得心参らず、君に盡す大義よりも、母に盡す孝養を大切と思はば、母と共に但馬へ歸れ。

主税は父の詞をつく〜聞いて、覺悟の顔をきつと擧げた。

「父上、なにとて左様なことを仰せあるのでござります、不肖ながら主税、大石家の血を傳へて、聊か大義の何たるを心得居ります、父を捨て君に背いて、不義の名を残さうなど夢にだに思はぬことござります、願はくば父上と共に身を捨て、亡君御側へ参りたく心得ます」と云ふ聲に力があつた、眼光に清い星の如き光りがあつた。

良雄は我が子の健氣な詞を聞いて、満足の體面に現れた「それでこそ我が子ぢや、それでこそ大石家の世繼ぢや、母も弟も皆不幸な者、具に別れを惜んで參れ」と云つた。

主税は母に對して今生の暇乞をした、母と弟の爲に、深く行末の幸福を祈つた、彼が父の手に元服して松之丞の幼名から通稱を主税、名を良金と改めたはこの前後の事であつた。

(三)

主税が山科に父良雄と同居して居た時、良雄は遊蕩の限りを盡した、最初は心あつて爲さる事と、打捨て、置いた人々まで、末には眞實の放埒ではあるまいかと疑ふに至つた、此に就いて主税の苦心苦勞した事が「赤城義士傳」に出て居る、少々芝居めくが參考の爲摘要んで記載する、良雄はいつも酔うて歸る、朝目がさめるとすぐ酒を呼ぶ、さうして好い機嫌になつて幫間末社に取り巻かれながら出て行く、彼が廓名の「うきさん」がいかに京都の花柳界を騒がしたるよ。

ある日、良雄の出て行つた居間の床を見ると、其の頃流行した菱川風の日本繪美人の掛物が掛けてあつた、主税は苦々しさに堪へかね、そと取り外して、後に狩野探幽の描いた晋豫讓の大

幅をかけて置いた、良雄は二三日を流連して、酔歩蹒跚と歸宅したが、自分の掛けて置いた日本繪の掛物を取り外され、あとに豫讓の幅が掛けられて居た、良雄は怪からぬ事と思つて、其事を主税に尋ねた、主税は聞くと共に、はらりと涙を流し、赤穂御退轉の後、御心狂はされたまふか、情なき御振舞ひ、少しは武士の道御辨へもあらせられ、父上お身持悪きにつけて、世間の評判宜しからず、彼は大石でない輕石ぢやなど嘲弄致す輩もある、神々しいお床の上に、卑しき女の姿繪など掛けさせたまふお心、吉田、原、小野寺の各々方聞かせられれば、いかやうのお詞あらうも知れませぬ、少しはお身分を考へさせたまへ、少しは亡君の御名をも思はせたまへと、思ひ込んで諫言した、すると良雄は目に角立て、親を親とも思はぬ口上聞く耳無し、何事を致さうともお身達の指圖は受けぬ、以後の見せしめ、斯様に致す、といひつゝ、有り合ふ扇子振上げて散々に打擲した。主税は爲ん方なく起ち上つて、悄悄と自分の居間に入つた、その様が甚く平生と變つて居たので、良雄も心許なく、そつと隙間からさし覗くと、主税は硯引き寄せ、細々と遺書を認めて、第一には赤穂の地を伏し拜み、第二には母の在す方を伏し拜み、第三には氏神尾崎八幡の御名を唱へて、刀架の一刀取り上げ、押戴いてすらりと抜いた、死を

以て父の非行を諫めんとする覺悟と見えた。

良雄は堪りかねて駆け込んで、刀持の手をきつと取つた。「倅、はやまるな、今は萬事を打ち明くる、父の放埒にも心あり、父の悪行にも謂れあり、仔細を聞け」と聲を勵まして、主税の死を止めた後、お家再興の望み協はずば、直に復讐の準備に取りかゝる旨を語つた、主税は初めて父の志を知つて、現在親を悪口した不孝を詫び、更にその心を鐵石に鍛鍊したさうである。良雄の母お陸が山科を去つて但馬へ歸つた時は、その手に次男吉之進と、長女お空との手を引いて居た、吉之進は十二歳、お空は八歳、大三郎はまだ腹の中にあつた、健氣に深く思ひ諦めては居たれど、これが良人と我が子とに對する一生の別れかと思ふと、そゝろに胸の塞がる思ひがした、又しても、溢れ出る涙を拂つて、良人や我が子や召使ひや、懇意にした人々に別れを告げて、悄悄と家を出るを主税は丹波口まで見送つた。

(四)

假令五萬石が一萬石に減じて、大學殿お手によつて、淺野家再興の歡びを見んと、且暮その事のみを願つて居た希望も絶え、大學殿は藝州へ下向となる、今一度打合せの爲、京都へ上

管の吉田忠左衛門は江戸に止まる、今は最後の手段を取る外はない、良雄の心は遂に決し、上方の同志三人五人二人四人と別れ、一になつて江戸に下る。

主税は八月二十三日、間瀬九太夫、小野寺十内、茅野和助、大石瀨左衛門、それに足輕矢野伊助を加へて總勢五人、忍び忍びに出發した、その前夜良雄は主税を側近く呼び、さて今日の出發、我等も同道する筈なれど、父子相併んで下向せんこと、人の目も如何、汝いかなれば良雄と父子に生れ合せ、又いかなる宿縁あつて淺野家の家來とはなつた、年老た者にも、命は惜き例、月花のかずくを視盡した我等さへ少しは心を牽かるゝを、汝はまだ十五歳、今まで江戸を見た事もない、折から秋の半、海晏寺の紅葉、向島の秋草、憐れ深き眺めもあらう、心行くばかり見物せよ、さても短い生涯であつた喃、と滲々云ひ聞けた、主税聞いて、父上、主税不圖心附いた事ござる、お前へは參るまじ、何日々々までも後に残つて、父上の御供仕りますると云つた、良雄は不審の眉をひそめ、今となつて何を云ふぞ、小野寺殿を初め、御同行の方々、早や御用意も整へさせられたでないか、と少しは慍を帯んで云つた。

「私、命惜さに斯様なことを申すではござりませぬ、十五歳は短き命、現世の名残に江戸見物

仕れとお詞、近頃心外千萬に心得まする、主税不肖なれど武士の家に生れ、一念たゞ亡君御意恨を継ぎ奉りたく思ふ外他意ござりませぬ、月も花も主税の目から雲霧も同じ事、去年籠城殉死の御評定整ひ、天下の勢を引き受けたらば、今日の命はなき筈、すれば一年を生き過ぎ申した、父上に先ち江戸に下り、敵の案内見極めて、早々迎ひに参れとの義とあらば、畏まつて出發も仕れど、好き折から、江戸見物致せとの御誼を聞いては、明日の首途、足重うござりまする」と健氣にも云ひ切つた、すると良雄は面を柔げ「よく申した、さらば汝の心に任す、折を見て迎ひに参れ、蕾の花を散らすが惜さに、今の如くは云ひたれど、汝ほどの幸福兒は又とない、十四歳を超えたばかりで、この大事の中に加はる、汝が五歳の時であつた、殿様端なく成らせられて、良い子ぢや、こゝへ來と、御膝の上へ抱かせられ、欲しい物あらば何にても取らす、遠慮なく云へとあつた、その時汝お馬が欲うござりますといふたを、殿様與深く思召され、直々お馬廻りに仰せられ、汝の氣に入つたをお廐から引き出し下された、御家來の數は多いも、斯ほどにお手厚いお待遇を受けたもの外にはない、御恩を忘れるな、節義を忘れるな、父も追つて下向する、深く出發せ、と云ふので別れの盃を汲み交したといふ事である。

江戸へ着いてからは、前にも記した通り垣見左内と變名して、石町三丁目の旅人宿小山屋彌兵衛の裏座敷に宿を定めた、これは九月四日のことであつた、同宿は父の良雄、小野寺十内(變名は仙北十庵)潮田又之丞(變名は原田斧右衛門)近松勘六(變名は森清助)三村次郎左衛門(變名は三村喜兵衛)それに大石家の家來孫左衛門、左六の二人、近松勘六の僕甚三郎が附き添つた。

(五)

主税が父に先つて江戸へ下向する二三日前、良雄は重立つた同志の者數人と、主税とを伴つて、男山八幡へ參詣した、一同の爲に武運長久を祈り、大學殿將來の爲に幸福を禱るのは云ふまでもないが、又一味同志の爲に本望成就を念ずる爲でもあつた、それで一夜を同社大西坊に明して、神明の加護を願つた。大石家と男山八幡の僧侶とは、前にも記した通り深い關係がある、良雄の曾祖父良勝は曾て宮本坊の徒弟となつて居たこともある、良雄の實弟專貞は大西坊の住職となつても居た、さればこれを名殘の首途に、主税を男山に伴つて、草にも木にも縁故深き山々の風物に別れを告げさ

せられたは、父として有るべき事である、殊に男山は、將軍家の歸依淺からぬ靈場で、京都所司代の威力も容易に手を下すことならぬ土地であつたから、一度は肉弟が坐つて居た大西坊の座敷を借りて、時々秘密の會議を開いたこともあつたらう。

さて元祿十五年十二月十四日、降り積る雪の夜に、同志すゞつて四十七人、吉良家の屋敷へ亂入した時、主税は目ざましい働きのした、兼て牒合せた如く、良雄と一時に西口の裏門へ詰り掛けた、後見は吉田忠左衛門、小野寺十内、中村勘介、潮田又之丞も従つた、見ると誰の所爲とも知れず、階梯が一脚かけてあつた、主税は天の與へと歡び、槍を組み合せるまでもない、真先掛ける、と云ひながらその階梯に片足掛けた、十内驚き袖を控へ、「まづ降りさせられ、御身は此の手の大將でおはす、他に若殿原多勢在るを、軽々しく爲させられるに及ばず、御身は後より進ませられ」と云ふ、主税きつと振り返り「御老體の御忠告辱くは心得申すが、時も時、機も機、我等の踏み掛けたこの脚、徒らに降りらるべきか、各も進みたまへ、我等先導仕ると云ひ捨て、身を軽く長屋の門へ躍り上つた、他の人々も續いて上る、見ると又邸内へ降階梯が掛けてあつた。

然し主税はその階梯に足を掛けず、鎖鎌を軒にかけ、綱に縋つてひらりと降りた、十内は心得てその階梯を切て落す、内より外へ出すまじき用意と聞こえた。

表門から押し入つた良雄の一手は、まづ玄關へ推參る、搦手組の人々ばらばらと臺所口へ押し寄せた、主税と安兵衛とは大槌を振り上げて、臺所の大口を打ちくだく、味方の者は潮の寄せる如く詰め寄せる、坊主、中間、雜人ども褻衣の儘狼狽して、中戸口へ逃げて入る、主税は弓の達人、白木の半弓に大根の矢を番ひ、引きかけ、射るほどに、中戸は二つに颯と割れる、臺所頭の小塚源次郎、祐筆の榊原平右衛門、奥詰の中小姓大須賀治部右衛門、健氣にも踏み止つて立ち向ふ、真さきに進んだ源次郎、部屋口の用心に掛けてあつた薙刀を引き外し打ちかかるを、潮田又之丞一番に飛びか、つて切り結ぶ、源次郎協ひ難く逃げんとするを、前原伊助飛び掛つて突き止める、此を初めに雙方が入れ亂れ、雪を蹴立て、奮闘した。榊原と大須賀とは臺所口に塞がつて、寄手の者を食ひ止めた、主税見るより、憎き邪魔者、一刀に切つて捨てんといふを、堀部安兵衛引き止めながら現れて、榊原を大袈裟に切り放し、返す刀に大須賀を二つ胴に拂つた手際、さすがに主税の介添と見えた。

段々進んで行く中、只ある座敷に深い竇のあるのを発見した、人々寄つて覗いて見る、中は眞暗で物の形も見えぬ、上野介此の竇へ潜んで居るのではあるまいかとの懸念が起つた、然し誰一人その中へ入らうと云ふ者がな。

主税は進んで「拙者足踏み仕る」と云つた、あなやと云ふ間に槍を挟んで躍り入つた、上野介は其處にも居らぬ、見る者皆主税の勇敢な状に感した。

やがて本望成就、勇ましく高輪の泉岳寺へ引き上げたは、恰ど午の刻であつた、すると「上杉殿から追人の兵を遣はされた氣ぢや、油断するな」と叫ぶ聲が其處此處に湧き起る、四十餘人が氣色ばび、萬一上杉殿追人來らば、刃のつゞく限り戦つて、今は用ない命を捨てると、手ぐすねを引く者もあつた、主税聞いて「お静まりなされ〜、これは根もない噂でござらう、彼もし我を撃つ心あらば、日中を運び等は無い、夜に入るを待つであらう」と抑へて云つた、良雄は「有理」と頷いて「主税の云ふ處、理ぢや、變を慮るもの、當に爾うあるべき筈ぢや」と云つたので、人々皆寢刃を合せた、「敵を邀へて戦するに、夜晝の差別はない、上杉勢寄せ來

らば、赤穂武士の手並を見する」と主税も又刃を觸いだ。

すると其處へ泉岳寺の小僧が來た、主税は見返つて「お身様達は操芝居で、人形の切り合ふのを御覽なされたらう、面白うござるか」と尋ねた、小僧は「いかにも面白うござります」と答へる、主税は笑つて「まづ待たせられ、今にも上杉勢參らば、四十餘人が眞劔を以て闘ひ申す、人形芝居とは少々異ふ、御覽なされ、勇ましいものでござる」と云つた、小僧は後で此の事を語つて「彼の若侍の詞、今も耳の底に残つて居る、今命を捨つるといふに、沈着いた口上、人間術ではござらぬやうな」と舌を巻いたさうである。

されど上杉家からは何の沙汰もなく、幕府の命として仙石伯耆守の役宅へ送られた、さうして四十六人（寺阪吉右衛門は廣島へ行つて居ない）を細川、松平、水野、毛利の四家へ預けらる旨を云ひ渡された、四家から迎ひの者の來る間、仙石家では手厚い饗應があつた、その席へ來たお目付水野小左衛門、公儀の命令を傳へて後「大石内藏助子息、主税は何れぢや」と尋ねた、主税は聲に應じてはつと出る「大石主税御前にござり申す」

小左衛門はつくづく見て「何歳ぢや」主税は悪びれた様もなく「十五歳でござり申す」聲は十

五歳と聞くが、形は二十五六歳と見ゆる、まことに奇男子ぢや」と云つて良雄を見返つて「内蔵助、好い子を持つたの」

小左衛門が斯う云つた時、並居る者は皆涙を流したさうである、主税が年少うして大義を全うしたことは、早くも諸家中の褒め者になつて居たと見えた、その中に四家から迎ひの者が来た、良雄は細川家、主税は松平隠岐守へ預けられたので、父子はこゝに手を別たねばならぬ、父子最後の別離の情を、燈火はあかゝ照らした。

(七)

やがて時移る、四家よりは受取の役人が詰掛ける、時に良雄、徒士目付黒澤半左右衛門へ「倅主税へ申合めたき仔細あれば、少々の間御免仰せ付け下さるやう」と願ひ出た、半左右衛門から同列の役人へ披露する、誰しも異存無い、由て「聞き届相成る旨」を達する、良雄即ち主税を側近く呼び寄せ「さぞ草臥つらう」と云つた、主税は父の顔を見上げたのみ、一言も云はず、疊に額を擦り附けた、良雄重ねて「我等も細川越中守様へお預けとなつて、只今より罷り越す、されば今生にての對面此限ぞ、首尾よく日頃の本意を遂げ、上州公御首級を亡君御墓前へ手向

け奉る上は、思ひ残すことはあるまい、兼て申し合めたる事共、必ず失念あるまいぞ」と儼に云ひ聞けた、主税は再び頭を振り上げて「仰せにや及ぶべき」と云つたばかり、又平伏した、さすがの良雄も不便に思つたか暫く涙にくれて居た、主税は平伏したまゝ、「早や時刻移ります、早々お出でなさせられ」と神妙に云ひ切つた。

此の様を目前に見た人々は、皆な感涙に咽び入つた、天晴父子の挨拶や、何事を云ひ含め置きたるかを知らねど、彼の楠河内守殿が櫻井の驛に、一子正行殿と生き別れ爲たまひたる故事も思ひ合さるゝ、と袖を絞らぬ者も無かつた。

程無く受取の人数が来る、路次の行列尋常とかはつて嚴重の限りを盡した、第一番は細川家へ預けらるべき大石内藏助始め十七人、第二番は松平隠岐守へ預けらるゝ大石主税始め十人の一團であつた、此に就いて松平家から家老久松清左衛門、奥平七郎左衛門、松平新九郎、番頭菅沼治郎左衛門、中原玄番、鶴殿唯七等を先手として、中小姓馬廻の士百三十九人、徒士二十三人、足輕二百八十人、都合千七百七十人、これ等が二列になつて、大石主税、堀部安兵衛、菅谷半之丞、不破數右衛門、千馬三郎兵衛、木村岡右衛門、岡野金右衛門、貝賀彌左衛門、中村

勘介、大高源吾の十人を取り圍み、徐に隠岐守上屋敷へ引き取つた。

隠岐守殿はやがて出座、一統の爲に同情あるお詞を下される、後で主税を招かせられて「まだ弱年と見ゆるに、沈着きある態度神妙に存ずる、お身にも母弟あらうの」と問はれた、主税聲に應じて「それがし母ござりまする、一人の弟ござりまする」と答へる「その母弟何れに住居してあるな」

「但馬國豊岡にありまする、弟はまだ幼少、都より母に随つて、皆な豊岡に在りまする」と主税は聲も淀まず云つた、隠岐守はいよゝ感じて「さぞ母の事を思ふであらうな」

「そればでござります。主税父と共に故郷を去つて後、一念たゞ亡君の意を繼ぐことのみを圖つて、母の事を思ひ出す暇ないでござりましたが、今日首尾よく本意を達して、始めて母の上、弟の身を念ひ出してござります、未練とお笑ひ下さりまするな」と云つてはらゝと涙を流した、隠岐守は再び言葉を交すに忍びず、目を濕ませて立ち上つた。

(八)

松平家へお預けとなつて居る中、監視に附けられた役人主税に向ひ、「赤穂御家中四十餘人に止

まる事あるまい、世間の噂にて承る處總御家中三百七十餘人と申す、其の人々何となされたのでござる」と尋ねた、主税聞いて「そればでござります、家中の武士多からぬにてはないが、酒を好み俳諧を好む者の外柔弱用ふるに足る者ござりませぬ」と答へた。

その中に病氣となる、隠岐守は典藥を遣はされる、良藥を宛れる、更に山海の珍味を整へて、枕頭へ運ばれる、けれど主税は箸を取らぬ「御前思召しは身に滲みて有難けれど、この御馳走は戴きませぬ」と云つた、側に附き添た者は驚いて「そりや何事、何故でござるな」と問ひ掛ける「まづ聞かせられ」と主税は重き頭を擡げ「主税儀父の教を奉じて、同志皆様方の驥尾に附し、一人前の働き仕り、兼ての本望を遂ぐる上、武士の一分果しござります、然も公儀控に由つて、御當家へお預けの身と相成る、明日知れぬ命に、口の榮耀して什麼と致さう、殊に母様お物語に承る處、身體の肥え太つた者は、最後の狀、殊の外醜うござる氣、武士は死際を大切と致す例、切角の思召しながら此に由て御辭退申し上げるでござる」と云た時は並み居る者、皆その心懸の優れて勇ましいに、感ぜぬものは無かつたといふ。

翌年正月二十二日、細川松平毛利水野四家の留守居を、一人づゝ、稻葉丹波守宅へ召寄せられ、

「御預けの者親類書御用の間、忌懸の分委細差出すべき」旨仰渡された、由て各自自筆にてさし出す、遠からぬ内、最後の御沙汰を下さる下拵へではあるまいか、との噂もあつたが、果せるかな二月四日、吉良上野介の相續人吉良左兵衛を評定所へ召出され、仙石伯耆守町奉行並に御目付等列座にて、伯耆守上意を申し渡す、夫は「内匠頭家來四十六人一列にて切害の旨大勢支度を致し切り込む上は、上野介討たれ間敷ものにも無之候へども、其の方致し方可有之の處、薄手を負ひ、早速退き引き候段、不届に思召され、之に由つて諏訪安藝守へ御預被成候」との意味であつた。

それと同時に、四家へ奉書が到來した、御預りの者共へ御仕置き仰付けらるゝ旨沙汰せられた、理由は「淺野内匠傳奏御馳走の節時節場所を辨へず不調法致したるにより、切腹仰せ付けられたるに、相手方たる吉良上野介のみ御構ひなきを申し含み、主人の讎と申し立て、四十六人一列の上、上野介を殺害し、殊に飛道具など持參仕候由、重々不届に思召され、之に由て急度仰せ付けらるべき筈なれど、御免遊ばされ切腹仰せ付けられ候」と云ふのであつた。其處で松平家では夫々に用意がある、檢視として御目付松田五左衛門、御使番齋藤治左衛門、

御徒目付瀧野八郎右衛門、都築又左衛門、上田五兵衛外二人が出張した、大石主税を始め十人の同志へは家老より申し傳へる、十人の者は委細有難き旨をお受けして、面々に行水、小袖麻上下を着て列座する、支度方萬端整ふ旨を申し上げると、檢視の役人書院縁側上面へ出座、お徒目付五人、御小人、目附衆、板縁に着座ある松平家の用人、留守居、目付衆は庭上に着座して、嚴に警護した。

(九)

東城守拙の赤城士話に、切腹當時に於ける主税の態度が記してある、曰く「御預かりの面々席を分て差置かる、仰せ付けられ候仰せ渡し相濟み、各願ひにて一座仕度き旨也、大石主税はまだ弱年故、最期氣遣いと存じ、内意を含めんと云ふ、主税若輩といへども、流石内藏助伴ほどあり、少しも臆したる體無之、色も不變と云ふ、伯耆守殿申渡さるゝ時分も、なる程大やうにて大身の伴と誰も見様なり、親類書の時分にも能く覺え、諸親類姓名は勿論年頃まで、詳かに知れたる由、手跡いつくしく書出せる由、切腹の時分、隠岐守被仰は内藏助に逢ひ度哉と尋ねられ候へば、お言葉にて存じ出し候と申上げ候、扱も神妙なる能き御挨拶申上げ

たると沙汰なり」云々、主税の性格仄見ゆるでないか。

隠岐守殿は主税の最後を殊の外惜まれた、切腹の申渡し終んで後、主税を側近く召出され、今度貴様父子を始め、一統に切腹仰せ付けらるゝ、母御前の悲嘆さこそと思はれる、申し置くべき事あらば何事にも我等へ直に申されへ、書状こそなるまじけれど、口上は構ひあるまい、前頃より今日に至るまで、我等身上に替えても、貴様の一命申し受けたくと思ひ、手をかえて働き見たが、公儀御評議一決の上は力及ばぬ、まづ切腹の席に出られへ、と滲々云はれた、先といふ詞に深い意味が籠つて聞えた。

主税は謹んで頭を掻げた、「御芳志冥加に餘りござります、父内藏助申し聞かせたるには、同志の者は數多し、御公儀御裁斷如何やうあらうとも、我々父子の者はゆめ／＼存命あるべからず、假へ上様よりお慈悲の御沙汰あらんとも、潔く自殺して少しも早く亡君御側へ參るべきぞ、萬一命助かつて長く世に交はりあらば、草葉の蔭より恨み思ふぞ、と堅く申し聞けござります、舊多十五日泉岳寺へ引き揚げたる時も、その夜仙石殿御屋敷へ召された時も、吳々申し聞けござります、その詞今も歴々と耳に残れば、今度切腹仰せ付けられたる事、別して本懐に存じこ

ざります、と詞徐に云つた後、老母にも弟にも申し置くこと絶えてござりませぬ、此の上は只深く冥途の旅へ出立するでござります」と云ひ切つた、隠岐守殿は分けて御愁傷あらせられ

たが是非もなかつた。切腹の場は疊三疊に、淺黄木綿の袴蒲團を敷く、後の板圍に添ひて、棺桶を敷ほど併べ、その上から白布をかけ、左右に白張一重張の屏風を立てた、切腹果て、此の屏風を引く人は隠岐守殿の近習に定まつた。

やがて刻限となる、隠岐守はいかにもして主税の命を助けたい思召しがあるから、さまざま方便を廻らされた、終には日暮れ提燈の備へなき中、身替りの者を出さうかとまでせられたが、主税儼として、存命望みなき旨を申し張つたが爲、涙ながら設けの席へ引き出された、前髪の痕清き頭をさげ、檢視の諸役人に一禮して、三寶の短刀を挿戴き、すゞしき目許に笑を含み、雙肌押し脱ぎ、沈着いて一刀を左の脇腹へ突き立て、びり／＼と右の方へ引き廻す時、介錯の役に選ばれた波賀清木夫物の見事に首打ち落す、役人は屏風を引く、淺黄蒲團に引き包んで手早く棺の中に納める、年は十六、その夜泉岳寺へ葬る、戒名は乃上樹劍信士、辭世として傳へ

られた句に

極樂の道は一筋君ともに

阿彌陀を添へて四十八人

(十)

主税が十六歳の年若き身で、いかに最後を清くしたかは、主税の介錯をした波賀清太夫の覺書に記してある、序に抄出する。

二月三日稻葉丹州様から預り人十人共切腹の儀近々仰せ付けらる、旨御沙汰あり、由て夫々改めて諸役人へ密通す、御用意彌々相濟む(中略)同夜食、毎夜の如く別て厚味にて出す、明日御目附衆當御屋敷へ御出で、上意の趣き仰せ出され候事を物語る、何れも慇懃に手を束ね承り、御内意、忝き次第に候、久々上の御苦勞に罷成り、御懇の儀難有奉存候、次に各様始め何れも御苦勞、御禮口上申し述べ難く、忝き御儀に御座候との返答あり、暮時小屋前後往來繁く相聞候故、今夜か明日は埒明き申すべしなど同輩中申居る、別て堀部安兵衛に主税次の座にて始終口上あり、特の外何れも落着きたる體、見事に見え申候、晝夜世上の噂話の節の

顔色に少しも替る事なく仕成し一入見事也。

同日、早天より水風呂申付、朝料理濟むと何れも早速入湯して髪を結せ、装束は御差圖次第着替ゆべき旨にて、小袖の上着下着上帯足袋鼻紙扇子に至るまで、新に夫々廣蓋に入れ出したるに、それを銘々の後脇に置き、平常の如く相應に咄し、にこ〜と和かに薄茶せんじ、菊煙草など飲みながら時を移す、未刻駕籠にて御殿へ警固して出づ、御廣間の内御徒歩番所を圍ひ十人衆を入れ、内外番人無刀にて平日の通り警固し、當番頭物頭等挨拶替るべくして茶など出し、各々手拭鼻紙にて心々に頭、面、耳の前後拭拭ひ、挨拶之面々へ相應じ、機嫌能き風情にてにこ〜と會釋應對あり、諸人大に之を感ず。

同日巳の中刻、御檢視並に下役人衆御中屋敷へ来る(中略)但し御檢視御兩人共に少しも差急ぐ事之無き間、用意濟み次第御知らせ之あるべしといふ、然る處用意の早速相濟みたるに、未刻大鷹佐介といふ儒者、當時隠居して平田黄軒といふ者、稻葉様お屋敷より戻りけるが、一應首の座へ出し、即刻御免し成さる由、儘に申す者はなけれど風評之あるよし申しき、之に依つて千萬に一つ實説ならば、早く初めらるまじと、態と用意相調ひ候事を申し出さず、此の間に

勝手座敷にて大守様其の外御一門様まで料理出し候、御檢視始終仰せられ候は、隠岐守殿は御出でに及ばず、家老衆を御出し置成され候様にとの御事なり、由つて御檢視の後通り見え隠れの處に御座なされその後、御一門方御着座也。

右の通り虚説をたのもしく存じ見合せ居る中、申刻に近くなる、由て是非なく御檢視へ申し達す、然らば御預人残らずこれへ出づべき旨仰せ渡されしに付き、番頭物頭大目付同伴にて罷り出で、十人衆を次の間に列座するに、上意あり、これへ罷り出づべき旨申しに付き、主税を始め十人共敷居をすべり入り列座す、此の時御使者駒木根長三郎様上意を仰せ渡すべき旨注意、杉田五左衛門様さらば「申し渡し候はん」と聲高にしかと聞こゆる御口上にて、切腹仰せ付けらるゝ旨を云ひ渡さる。

右の趣十人列座平伏して之を承り、各首を少し上げながら、大石主税「上意の趣有難く存じ奉る」といふ中に堀部安兵衛「何れも侍の本意を相達し候上、切腹仰せ付けられ、上意の趣有難く存じ奉る」旨申上ぐる、兩檢使はゆるゝ支度致すべき旨挨拶あり、十人衆は付添ひと共にもとの座へ歸る。

すると兩檢使から勝手よくば勿々切腹致さすべき旨を達せられる、庭上へは疊二帖を敷き、上に淺黄綿入蒲團二枚を一ばいに敷く、と杉田五左衛門が「大石主税」と呼ぶ、役人三浦二郎左衛門落間白砂の端を上り、御徒士番所に至り、主税の坐り居れるを見て「大石主税殿御出なされへ」といふ、主税「畏る」と答へ立たうとする時、堀部安兵衛主税に向ひ「私も只今參るべし」と會釋し、互につこと微笑し、立つて廣間正面には諸物頭へ中座の時宜を爲し、三浦に附いて、右蒲團の上へ來り、御檢使の方角をチョと目出し、その方に向つて座し、左へ面を向け、朝榮（清太夫の事）に目禮、日夜出入せし間なれば微笑す、朝榮則ち應じて目禮する處へ、小刀の役人三寶を持出し置く、主税は小刀を取り切腹、朝榮介錯して、その首を御檢使の前へ持出し、實檢に入る、此の間に役人出で、蒲團を四方より包まんとする處へ、右の首を持ち歸り納め、直に内庭へ入れる、その役人受取り棺に納む。

これが清太夫覺書の大要である、前に記した切腹の模様とは大同小異であるが、主税が臨終の大事に臨んで、少しも見苦しい様になかつたのと、松平家の人々が深く主税助命の事を願つたのと、安兵衛が主税の背後にあつて、絶えず心を盡した事が想像される、又松山叢書には主税

切腹の模様を次の如く記して居る。

一番に主税罷り出で、蒲團の上に坐るが否な、御檢使の方へ謹んで御禮申し上げ、押肌ぬぎ介錯へ仕義致し、三寶の小脇差を取り上げる處、介錯波賀清太夫、右の手にて主税のたぶさを取り上げ、左の足をしき、右に蹲いて御檢使へ實見に入れ引き退く、其のま、中間四人罷り出で、首ひくる共三寶一緒に蒲團に包み勝手に之を引く、血少し見え候に付き、桶に入れたる砂を以て隠し、疊等血付き候物は取かゆる也。

これも又大同小異である、古今紀聞に「波賀清太夫、大石主税の介錯をしたるに、切腹の時、清太夫主税の後に廻りたる時、主税お役儀はと尋ねける故、清太夫答へに、御安心成させられ、槍一本の主(清太夫の役は徒士目付)でござると申せば、歡喜の體に見えたるよし、介錯の人賤しき者なるべきかと思ひての心なるべし」と記してあるが、これは誰かの作り事に相違ない、清太夫は十人衆が松平家へ預けられる時、請取の爲仙石邸へ行つても居るし、主税の入つて居た二番小屋へは朝夕出入した事が清太夫の覚え書に記してある、さほどの間で清太夫の身分を知らぬ筈はないから、これは主税の沈着いた態度を似す爲、何人か脚色んだ狂言だらうと

思はれる。

序に記す、主税討入の夜の装束は黒き表に紅裏のついた廣袖の衣物、その上から白襷をかけて槍をかいこんだ姿、どんなに勇ましかつたであらう。

松平家では最初十番まで小屋を作つて、一番小屋に堀部彌兵衛、二番小屋に大石主税、以下十番木村岡右衛門迄夫々に入れ置かれた、主税の番人は和田清助、萩原文右衛門、白井團兵衛、小野木源七、歩行山田勘兵衛、近藤彌兵衛、外に持筒二人足輕四人、中間二人を附け置かれたが、十二月二十五日からは二小屋に五人づゝを入れ置かれた、一番小屋は主税、安兵衛、中村勘、貝賀彌左衛門、不破數右衛門の五人であつた、主税がその年の春口吟んだ發句が、「松平隠岐守殿へ御預一件」と題する書物に出て居る。

溝ばたの藪にはもれぬ野梅哉

主 税

(十一)

芝居ですると大星力彌には戸浪といふ云號の女があつて、武張た間に美しい彩色となつて居るが、大石主税にこんな事は少しも傳はらぬ、昔の武家の家庭には、幼いからの云號といふもの

があつたが、主税にはそんな事もなかつたらしい、然し京都へ移つてからは、吉良家へ對する必要上、父と共に風流を盡した事が、加賀藩の學者杉本義鄰の著した「赤穂鍾秀記」に載せられて居る、それは松平家へ預けられて居る時、互の小屋々々を訪れては、浮世話に時を移すことがあつた、ある日主税の許へ、三四人の者が寄つて在京中の事を物語る中、主税がこんな懺悔話をした、それを御馳走人の奥平何がしが側に居て、目前に聞いたのを義鄰が又聞きして書いたとの事である、その事實は斯うである。

主税が父と共に山科に閑居して居た時、良雄は伏見墨染の遊女屋に流連する、主税一人が家に居て、眞面目に復讐の計畫して居るのも、吉良の目が恐ろしい、さればとて遊女町へ入り込む事はしなかつたが、時々四條河原の芝居を見物して、美しい若衆に戯れ遊ぶ事があつた、その中に桐山幸之助といふ野良があつた、これが主税の氣に入つて深く鍾愛を受けて居たが、復讐の機運熟して、十月初め江戸へ下向する事に極つたから、主税は幸之助をさる方へ呼んで滲々とお出で下さるやう、と云ひ込んだ、主税も氣に入りの幸之助から招かれたので、定めの際限に

定めの場合へ行つて見ると、日比の様子とは事變つて、宛ら珍客を請待する様にも見える、幸之助は麻上下を着用して座につき、料理の通ひまでも手づからする、主税は結構な料理を一人にて賞翫するも如何、同席にて相伴致すやうと強て云つたが、幸之助は始終次の間に坐つてばかり在た。

さらば切て盃だけでも受けて呉れう、といふので、主税から盃を與へた上、手づから酌をして遣つた、幸之助は嬉しく一口に飲み乾して「斯様な事をお尋ね申すも如何なれど、此の度の御下向、御用の筋何事でござりまする」と尋ねた、主税はさり氣なく「手前父子永々の浪人、殊に親共老年に及びあれば、萬一の事ない中、手前だけなりとも、何れかへ有り付き度き望みに罷り下るのぢや」と答へた、幸之助はその顔をつくく見て「いや、左様ではござりまするまゝ、お手前様は赤穂御家來大石内藏助様御子息主税様ではござりませぬか」と又尋ねた。

主税も今さら秘しはならぬので「手前は主税ぢや」と明白に答へると「それ御覽なされませ、大石主税様江戸御下向、深い仔細なくては協ひませぬ」と心ありげに云つた「由て今も云ふた、去年譜代の主に離れて、浪々の生活にも困るゆゑ、何方へも身上片附け度く、その爲に下るの

ぢや」と主税は心の驚きを秘して云ふ、と幸之助は片手に前にある盃をつき出し、片手に小刀を取つて「恐れながらこれへお指の血を少々お入れ下されへ」と満面を紅色にして云つた。

(十二)

主税は心得がたく思ひながら、幸之助の所望に任せて、小指のさきを少し傷け、その盃の中へ注ぎ入ると、幸之助は「お志有難く存じます」と云ひながら其の身も亦小指の血を注ぎ入れ、一所に合せてぐつと飲んだ、花の如く美しき面の上には決心の色が現れる、きつとなつて「古の誓ひは此の通りに致すと承る、私あなた様を大切に存じ奉る心毛頭偽りはござりませぬ、血を啜つて誓ひを立つる上、御存念を承らでは止みませぬ、御馳走に事寄せ、私人にて給仕致し、餘人を此へ出さぬ心底、御推察を願はねばなりませぬ、諸事を有體に仰せ遣はされ、死すとも他言は仕りませぬ」と思ひ込んだ様で云つた。

主税は幸之助の真心を感じることに深かつた、同時に幸之助の志を不憚に思ふこと切であつた、然し一たんの情にはだされ、此の大義を打明けけることは爲らぬので「それはお身の見込違ひぢや、左様な望みは毛頭持たぬ」と云ひ切つた、すると幸之助は不圖立て、側の箆筒から紙に包

んだものを取り出して、主税の前へ差し出し「まづ此の品を御覧なされ下されへ」と云つた。

主税は合點行かず、取り上げて開き見ると、中に小さい位牌があつた、さうして位牌の裏に、幸之助の筆跡で「大石主税」と記してあつた、主税はいよいよ合點行かず、幸之助の様を見詰めて居ると、幸之助は兩眼に涙を浮かべ「私の存じ寄には、今度の江戸御下向、定めて大望おらせられるに相違あるまじ、日頃の御覚悟、定めて御本意を遂げたまふとは存ずれど、御存念の儀は不定と推察仕る、すれば斯様にお心易くお目に懸る事も、これが一世の終りと心得ますで、御身の上に萬一の事あらば、これにて菩提を御弔ひ申し度き存意、斯くまで心を置めて申し上げるを、御疑ひおらせらるゝは、いかにしても口惜しく存じます」と身を慄はせながら口説く。

主税の鐵の如き心も砕けて、その上に包み秘す詞なく「母弟にも打ち開けぬ大事なれど、そなたの心を不憚と思ひて、大略を物語る、必ず他に語るまじきぞ」と口止して「亡君の御趣意を奉じ、あはよくば本意を遂げたい覺悟をもつて、いつとも知れぬ長の旅に上るぞ」と靴を隔て、痒きを搔くほどに仄めかすを、幸之助はつくづく聞き「も早や何事もお聞き申しませぬ、

首尾よく御本意をお遂げなされませ」と云つて、心の限り更深くまで款待した。
 主税は松平家に預けられて後、此の事を語り出しては、袖を絞ること屢次あつた、奥平何がしは、幸之助の切なき志に感じ、主税が復讐の夜の勇ましき働き、松平家へ御預けとなつて後、殊勝に上の御沙汰を待ち居れる様、折々は幸之助の事を語り出て、懐しげに涙を拭ふ態など詳しく認め、幸之助方へ文通したが、その返事のない間に、主税は空して切腹した。
 此の事都に聞こえた時、幸之助は黒髪を剃りこぼつて僧となり、彼の位牌を京都四條通御旅町の大龍寺（黒谷の末寺）へ納め、その身は江戸へ下る旨を云ひ置いて、飄然と立ち去つたま、再び姿を見せなかつた。
 處がその月の下旬十五六の美しい僧侶泉岳寺を尋ね來り、大石主税の墓の前に平伏して、半時ばかりも回向を爲し、涙ながら香華を手向けて立ち去つた、寺僧かくと見て、もしや幸之助の成の果ではあるまいかと思つて、すぐ後を逐ひかけたが、參詣人に紛れて其の姿を見失つたといふ事である。
 當時の泉岳寺は義士の墓へ參詣する老若男女を以て充たされた。

大石おろく

(一)

武士の鑑たる大石良雄を良人に持ち、少年武士の花と呼ばれた大石主税を子に持つた、果報兒のおろくは人も知る如く、但馬豊岡の城主京極高任の家老（一に客分とも云ふ）石東源五兵衛毎公の娘である、標緻美はしく才智優れて、讀書遊藝一切の事に心淺からず、天縁こゝに熟して大石家へ興入したは、寛文九年その歳十九の時であつた。
 假におろくとはして置いたが、本名は定かでない、一説にはおワクであつたとも云ひ、中には假やお睦やがておムツであつたなど、通がる人もある、僕は豊岡正福寺の境内へ、判事濱口惟長氏夫人ハナ子の建てた墓石に「大石良雄君室石東陸夫人墓」と彫まれてゐるのに、何か確な據があるだらうと信じ、假に斯うして置くのである。
 お睦は十九で嫁入をして、翌元祿元年主税を生んで居る、一説に主税は良雄の妾腹で、お睦の所生ではないと云ふが、これも確とした根據はないから、こゝにはお睦の生だものと定めて置

く、主税の次が女でお空、これは同じき三年の生れ、次が吉之進で同五年生れ、次が又女で同十二年生れ、三男の大三郎は懐妊中に豊岡へ歸つて、その年（元祿十五年）の暮身二つになつたのであつた。

お陸は極めて柔順な性質であつた、武藝一通りの心得もあり、女の道は残る方なく授けられて居たので、大石家へ嫁入つて後も、千五百石の奥方として耻かしからぬ行爲を持ち續けた、彼女が健全な武士の家庭の主婦として、いかに適任であつたかは、手鹽にかけて育てた子に、主税の如き偉丈夫の出きたのでも想像される、お陸は表面極めて柔順で、裏に燃ゆるが如き勇氣を藏めて居た、良人良雄が淺野家第一の家柄として、城代家老の職に居ながら、内匠頭殿にさほどの信用もなく、政治向き一切は大野九郎兵衛の徒に握られ、その身は晝行燈と縛名せられて、人々嘲笑の間に月日を送るを慰めもし勵ましもし、家庭の和樂を保つて行つたのでも、彼女の平生は推量される、主家大變の後、昨日の榮華に引きかへて、赤穂の邸を引き拂ひ、尾崎村に幽居してからは、袖に涙のかゝる時もあつたらう、主税は少童にして大人の心を持つもの、さまで母の厄介にはなるまじきも、吉之進、おくら、おるり（二女の名、おろくが豊岡へ歸つ

て後、村尾へ送つた文の中に明記されて居る）の三人を袖にかゝへ、大三郎を孕んでの苦勞は尋常一様の事でもなかつた。

尾崎村を退いてからは、見も知らぬ大阪の旅住居、都山科へ移つて後は、良雄が日夜の遊興、それについては良雄の壮志を知らぬ同志中の攻撃、吉良家から派遣した間諜への心遣ひ、以前の身分とはちがつて、召使も多くはない浪々の中に、良人を扶け、我が子を抱いて、數々艱難を経た上旬、三人の子供と、腹の中の大三郎とを抱へて、良人と長男とに今生の生別れを爲し、泣く／＼實家へ引き取つた心の中、更に實家の兄（その頃は父の毎公出家して、兄の源五兵衛毎明が家督して居た）及び嫂に對する苦勞、豊岡の家より良人の態度を問はるゝ辛さ、良雄遊興の噂に腹を立て、おろくの離縁されたるに同情せる人々が、口を極めて罵る悪口、その間にありて、心細く大三郎を生みおとした身の上、まことに憫れの極みである。

普通の婦人ならば、この辛苦に堪へ難ねて、狂氣もしやう、女の道を踏違へることもしやうが、おろくは泰然として難に處した、彼女の經歷を考へると、良雄は斯ほどの大事に動ずることなく、古今曾て例なき事業を遂行し得たと同じく、おろくは紛々たる慘風悲雨の間に、少しも騒

が少しも慌てず、良雄の妻たる本分を盡し得たのであつた。

(二)

おろくが京都から但馬へ行つたのは元祿十五年で、年齢は三十四歳であつた、四人の子供を抱へて、良人と我子の大望成就を祈つた間の心盡しは、今さら想像に餘りがある、然るに十二月十四日、同志四十七人吉良邸へ推参して、首尾よく本望を遂げた上、公儀の命として細川外三家へお預けになつた事が知れたので、直に二男の吉之進を出家させた。

一は良雄以下に何んなお咎めがあらうも知れぬ、勘當とは云へ切ても切れぬ父子間であるから、如何な餘滴がかゝるかも知れぬとの遠慮もあつたらうが、一つは石束家が人の佛教信者であつた爲め、親兄の菩提を弔ふべく、特におろくに薄つて、吉之進を得度させたのかも知れぬ、お陸の祖父に當る源五兵衛每術は、豊岡の曹洞宗大原山養元寺の檀越で、最も深い歸依を持つて居た、家督を伴の毎公に譲つて後、名を竿雪と改めて、佛法修業に餘念なく見えたが、やがて圓山川の東に、般若山眞修院を建立して、其處に晩年を送つたのであつた、今の正福寺はこの寺の後身である。

毎公も亦父に劣らぬ佛法信者であつたから、豊岡藩で眞國寺を建立した時、其の餘材を以て眞修院を増築した、それで淺野家の滅亡した元祿十四年に、家督を長男の毎明（おろくの兄）に譲つて、自ら眞修院の住持となつた、過去帳に「正福寺中興風柳院殿照參鐵岸幻心居士」とあるはこの人の戒名である。

此れ等の縁故に由り、吉之進は眞國寺の弟子となつて、名を元快（後に祖鍊）と改めた、十二月二十七日出のおろくの手紙に「吉之進出家恙なく行き届き候」とあるのを見ても知られる、處が肝腎の良雄は吉之進の出家を本意なく思つたと見え、義舉の前日、華嶽寺方丈、正福寺良雪及び神護寺へ宛てた「暇乞狀」に「承り候へば次男吉之進こと出家に成り、何方へか遣はし候よしにて候、存し寄りざる事に候、以後萬々一別義なく世渡り罷出で候様子に候はゞ吉之進事は、一度武家の名をおこし候様に仕り度事に候へば、少しは心底に懸り候、此の儀も存すまじき事にも候へども、人性ぼんぶの拙者に候へば御はづかしき事に候、さりながら一事の邪魔に成罷候様成る所存にて毛頭御座なく候御氣遣ひ下さるまじく候」と記してある、自分等にて本意を遂げ得ざる時は、小さき手に二の筋をつけよ、もし首尾よく本意遂げば、今一たび武家

の名を興して、先祖の名を揚げよと期待した良雄の面目躍如と見える。
おろくは子供に縁の深い方ではなかつた、長男の主税は切腹する、二男の吉之進は出家して、
高德の譽れ高かつたが三十に手の届かぬ中卒り、長女のおくうも十五歳で死んで居る、この二
人はともに興國寺に葬つた、一説に但馬國美合郡須谷村圓通寺に葬つたとも云ふが、同寺には
何の傳説もなす。

(三)

吉之進が興國寺で出家したのであらうとは、赤穂義士通の所説であるが、義士纂書に載せてある
「義士家内書」に左の如き文書が出て居る。

覺

浅野内匠頭家來内藏之助伴

吉之進 未十三

吉之進儀、松平伊賀守領分但馬國美合郡須谷村圓通寺抱井山投老庵大体和尙弟子、去年六月
京極甲斐守様御家來石東源五兵衛方よりら同十月致剃名を祖鍊と改、只今投老庵に罷在

候右の通致吟味候處相違無御座候に付不爲他出候様急度申付置候以上

未二月二十六日

松平伊賀守内 仙石段右衛門

これは四十六義士が切腹仰せ付けられた後、遺族の所在を嚴重に調査して諸方から書類を提出
させた、これもその中の一通と思はれる、此の文書を正格とすると、圓通寺に傳説は無いにし
ても、同寺で出家したかも知れぬ。
其處で大三郎はといふと、或は父兄の餘滴で詰らぬお咎めを蒙るかも知れぬとの遠慮から、丹
後國熊野郡須田村の林文左衛門方へ養子に遣つた、文左衛門は同國峰安村の醫師林養宅の二男
に生れ、須田村の百姓助左衛門の聲となつて、やはり醫師を業としたが、縁あつて大三郎を石
東家の家來雲傳茂兵衛の子分にして養ひ取つた、然し良雄以下切腹の後、夫是詮議もあつたの
で、公儀よりの沙汰に由り、大三郎を須田村に預け、庄屋手形を取つて置いた。
義士の遺子が公儀から御赦免の沙汰を受けたのは、夫から十年を経た後であつた、吉之進の剃
髪したのを深く遺憾に思つて居つた良雄の希望は、大三郎に由つて充たされた、大三郎は十二